

平成26年度
交通事故被害者サポート事業報告書

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

交通安全対策担当

まえがき

昨年、道路交通事故によって24時間以内に亡くなられた方は4,113人となり、14年連続して減少しました。発生件数及び負傷者数も、平成16年をピークに減少しています。しかしながら、いまだ多くの尊い命が交通事故の犠牲となっており、交通事故は国民全体の重大な問題であります。

平成23年度から始まった「第9次交通安全基本計画」においては、道路交通の安全確保のために講じる施策の8つの柱のひとつとして「被害者支援の推進」が掲げられ、自助グループの活動等に対する支援を始めとした被害者支援の充実強化を図ることとしております。

本事業は、交通事故により深い悲しみやつらい体験を抱える方々が立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成するとともに、その方々の権利・利益の保護を図ることを目的として実施してまいりました。本年度は、事業の実施に加え被害者支援のさらなる充実に向けた事業の方向性についても検討してまいりました。

本年度実施いたしました「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」は、昨年に引き続き2回目の開催となりましたが、専門家やご遺族のご講演等を通し、交通事故で家族を亡くした子供の支援の重要性が再確認されました。また、「自助グループ運営・連絡会議」においては、本年度より参加者を交通事故被害者等の支援に携わっている者としたことにより、焦点を絞った講義及び意見交換が行われました。

本事業により、少しでも、交通事故の被害者やその家族、ご遺族、また家族を亡くしたお子様への支援の輪が広がり、国民が互いに支え合い、安全で安心して暮らせる社会の形成の一助につながれば幸いです。

最後に、本事業に御尽力いただいた委員の先生方や関係各位に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
交通安全対策担当参事官 福田 由貴

目 次

はじめに.....	1
I. 背景	1
II. 目的	1
III. 事業の概要	1
IV. 事業の内容	2
V. 検討会	2
1. 目的	2
2. 検討内容	2
3. 委員	2
4. 開催概要	3
第1章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム	5
I. 目的	7
II. 概要	7
III. 実施内容	9
1. 基調講演「突然の家族の死とそのケア」	9
2. 講演「家族を亡くした子供の親として」	16
3. 講演「家族を亡くした子供の支援」	20
4. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」 ..	23
IV. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムの まとめと今後の方向性.....	30
1. まとめ	30
2. 今後の方向性.....	31
第2章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会	33
I. 目的	35
II. 概要	35
III. 体制	35
IV. 開催日程	36
V. プログラム	36
VI. 実施内容	37
1. 栃木県意見交換会.....	37
2. 岡山県意見交換会.....	47

VII. 子供の支援に関する意見交換会のまとめと今後の方向性.....	58
1. まとめ	58
2. 今後の方向性.....	59
第3章 自助グループ運営・連絡会議.....	61
I. 目的	63
II. 出席者	63
III. 開催日時及び会場.....	64
IV. プログラム	64
V. 実施内容	66
1. オリエンテーション：会議の目的等の説明、参加団体及び参加者の紹介.....	66
2. 説明：交通安全対策の現状等.....	66
3. 講義：事件・事故被害者への精神的支援についての講義.....	66
4. 被害者が自助グループに参加する意義.....	71
5. 講義：犯罪被害者支援の歴史とその意義、今後の課題 ～交通事故被害者の視点から～.....	77
6. 分科会及び分科会報告（3つのグループに分かれての意見交換及び情報提供）	80
7. 総括	83
VI. 自助グループ運営・連絡会議のまとめと今後の方向性.....	84
1. まとめ	84
2. 今後の方向性.....	85
第4章 各種相談窓口等意見交換会.....	87
I. 目的	89
II. 概要	89
III. 体制	89
IV. 開催日程	90
V. プログラム	90
VI. 実施内容	91
1. 島根県各種相談窓口等意見交換会.....	91
2. 北海道各種相談窓口等意見交換会.....	94
3. 高知県各種相談窓口等意見交換会.....	97
VII. 各種相談窓口等意見交換会のまとめと今後の方向性.....	100
1. まとめ	100
2. 今後の方向性.....	101

参考資料.....	103
I. シンポジウムアンケート.....	105
1. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム アンケート結果.....	105
2. シンポジウムアンケート調査票.....	114
II. 自助グループ運営・連絡会議アンケート.....	116
1. 自助グループ運営・連絡会議 アンケート結果.....	116
2. 自助グループ運営・連絡会議 アンケート調査票.....	121

はじめに

(平成26年度事業の概要)

I. 背景

近年、我が国における交通事故死者数は減少傾向にあるものの、負傷者数は依然として高い水準にあり、交通事故が国民全体の重大な問題であることには変わりはない。そして、交通事故による被害者やその家族・遺族は、事故後、深い悲しみやつらい体験から、さまざまな悩みを抱えながらの生活を強いられており、交通事故被害者等の支援の一層の充実が必要である。

II. 目的

交通事故被害者等（交通事故¹により害を被った者及びその家族または遺族をいう。以下同じ。）が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

III. 事業の概要

平成26年度は、以下の事業を実施した。

- ① 子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、広く一般に情報提供することを目的として、シンポジウムを開催した。
- ② 子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、地域の関係者相互の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ③ 交通事故被害者等の自助グループ（「同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。）の活動に対する支援に向けて、被害者支援センターの支援者、連携を図っている自助グループの関係者、被害当事者が運営する団体の代表者等に対し、講義やグループワークを行なった。
- ④ 交通事故被害者等の支援に向けて、地域の相談窓口関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。

¹ ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

IV. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成 26 年度に行なった事業内容については、以下のとおりである。

- ① 交通事故被害者サポート事業検討会
- ② 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会
- ④ 自助グループ運営・連絡会議
- ⑤ 各種相談窓口等意見交換会

なお、本事業は、いずれも内閣府が日本 PMI コンサルティング株式会社に委託して実施した。

V. 検討会

1. 目的

被害者学、精神医学、被害者支援、遺族心理に関する有識者からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、平成 26 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

2. 検討内容

平成 26 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び各事業の進捗状況の管理を行なうとともに、事業実施報告書等を作成した。

3. 委員

当検討会の委員は、以下のとおりである（敬称略）。

- ・常磐大学 副学長・教授（大学院 被害者学研究科） 富田信穂（座長）
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上郁美
- ・特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク顧問 大久保恵美子
- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所成人精神保健研究部
犯罪被害者等支援研究室長 中島聡美
- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 交通安全対策担当参事官 福田由貴

4. 開催概要

平成 26 年度の本事業における検討会では、以下のことが行なわれた。

(1) 第 1 回検討会（平成 26 年 9 月 29 日）

- ① 今年度事業計画の検討
- ② 自助グループ運営・連絡会議事業計画の検討
- ③ 各種相談窓口等意見交換会事業計画の検討
- ④ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会事業計画の検討
- ⑤ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム事業計画の検討

(2) 第 2 回検討会（平成 27 年 1 月 13 日）

- ① 自助グループ運営・連絡会議の結果の報告
- ② 各種相談窓口等意見交換会の経過報告
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会事業計画の検討
- ④ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム事業計画の検討
- ⑤ 事業報告書素案の報告

(3) 第 3 回検討会（平成 27 年 2 月 27 日）

- ① シンポジウム映像資料案の検討
- ② 事業報告書最終案検討
- ③ 本年度事業総括

第 1 章 交通事故で家族を亡くした 子供の支援に関するシンポジウム

I. 目的

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムは、専門家による講義、委員（又は専門家）による講演及び体験談の発表などを通じ、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して、必要な支援や課題等を発信することによって、子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的として開催された。

II. 概要

1. シンポジウムの概要

シンポジウムは、交通事故で家族を亡くした子供に焦点を当て、精神的支援に関する専門家の講義、ご遺族の体験等が紹介された。一般の参加も可能とするオープンなシンポジウム形式にて開催され、約 140 名の参加となった。なお、シンポジウムは、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）及び公益財団法人交通遺児育英会の協力を得て開催された。

2. 参加者

シンポジウム当日は、交通事故被害者等の支援に携わる者や交通事故被害者遺族、行政担当者、家族を亡くした子供の支援に関心のある学生またはその他等、多方面から約 140 名の参加となった。また、複数のマスコミ関係者による取材もみられた。

3. 日時

平成 27 年 2 月 8 日（日）13：00～16：30

4. 会場

梅田センタービル（クリスタルホール）

大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 12 号



5. プログラム

まず、専門家より基調講演をいただき、続いてご遺族の方 1 名、家族を亡くした子供の支援の専門家 1 名より、それぞれ講演をいただいた。その後、専門家にコーディネーターとなっただき、パネリスト（子供の頃に家族を亡くした方）3 名を招き、パネルディスカッションを行なった。

図表 1-1 シンポジウム プログラム（敬称略）

時 間	講師・パネリスト等	内 容
13:00～13:10	内閣府大臣官房審議官 安田 貴彦	開会及び主催者挨拶
13:10～13:50	大阪教育大学 学校危機メンタル サポートセンター 准教授 岩切 昌宏	基調講演： 突然の家族の死とそのケア
13:50～14:20	平成 26 年度内閣府交通事故 被害者サポート事業検討会 委員 飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める 遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美	講演： 家族を亡くした子供の 親として
14:20～14:50	特定非営利活動法人子どもグリーフ サポートステーション 代表 西田 正弘	講演： 家族を亡くした子供の 支援
14:50～15:10		休憩
15:10～16:20	(コーディネーター) 岩切 昌宏 (パネリスト) 子供の頃に交通事故で家族を亡くした 経験のあるご遺族（3名） 佐藤 悠貴 平尾 悠子 森 幸 井上 郁美 西田 正弘	パネルディスカッション： 子供の頃に交通事故で 家族を亡くすということ
16:20～16:30	内閣府政策統括官付参事官 福田 由貴	閉会の言葉

Ⅲ. 実施内容

1. 基調講演「突然の家族の死とそのケア」

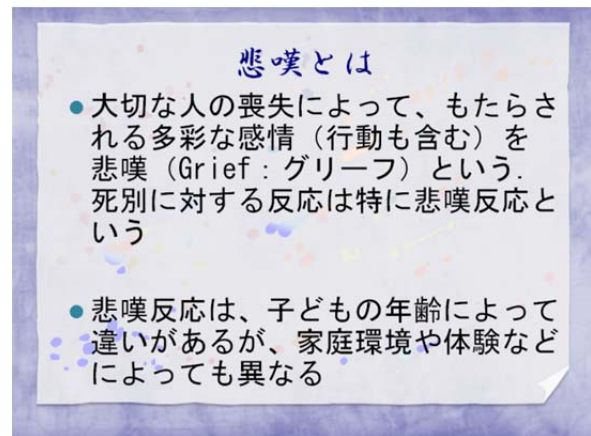
大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター准教授の岩切昌宏氏より、「突然の家族の死とそのケア」についての基調講演が行なわれた。基調講演の内容の要旨は、以下のとおりである。なお、内閣府においては、基調講演の動画を収録した DVD を、地方公共団体の交通安全担当部署や、交通事故被害者等支援団体などに配付している。また、内閣府のウェブサイトに動画を掲載し、広く一般に公開する予定である。

〔基調講演要旨〕

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 准教授 岩切昌宏 氏

○ 悲嘆とは

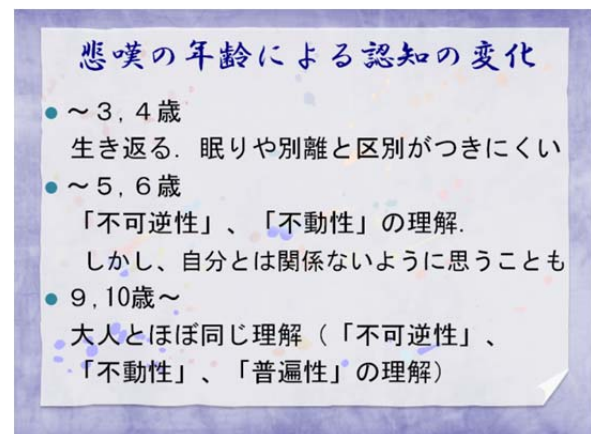
悲嘆 (Grief: グリーフ) とは、大切な人を亡くすことでもたらされる様々な感情や行動を指し、死別に対する反応を悲嘆反応と呼ぶ。子供については、年齢、家庭の環境、宗教、子供の体験、亡くした人との関係によって、悲嘆反応は異なる。



○ 年齢による死の理解

一般に、1~2歳までの子供は、死を理解しにくい。3~4歳になると、なんとなく理解し始めるが、また生き返るのではと思ったり、眠っているのではないのかと思ったりする傾向にある。一時的な別れとの区別がつきにくいので、「いつ帰ってくるのか」とか、「なぜ起きないのか」といったような質問が出てきやすく、家族が、もう帰ってこないと説明しても、なかなか納得できないこともしばしば見られる。

5~6歳になると、死というものの「不可逆性 (死んだら生きかえらないこと)」や「不動性 (一度亡くなると体の機能が停止してしまうこと)」についての理解が少し進むが、自分とは関係のないものと思っていることも多い。この年齢は自分が世界の中心にいるという感覚を持っていることが多いので、死は自分にも訪れるものと認識できず、自分が考えたことが原因で死んでしまった、例えば、「自分がお母さんに死んでほしいと思ったことがあったから、死んでしまったのではないか」などと考える傾向があ



る (Magical Thinking : マジカルシンキング)。また、死は不可逆であると理解しているため、「なぜ死んだのか」、「他の人も死ぬのか」、「自分も死ぬのか」、「死んだらどうなるのか」といった疑問を持ちやすい。周囲の大人が、そのような疑問について丁寧に対応することが基本ではあるが、当然大人も動揺しているため、適切な対応ができない状況に陥りがちである。その場合、多くの子供は「こういうことは聞いてはいけないのだ」と思いがちになるため、やはり伝えられる範囲で子供に説明することが重要である。その際には、今のこの現在の世界にはもういないということを明確に伝えることが必要となる。9~10歳になると抽象的な理解が進む。大人とほぼ同じレベルで「不可逆性」、「不動性」、「普遍性 (すべての者が必ず死ぬこと)」について、理解ができるようになってきていることが多い。

このように、子供の死の理解は大人のそれとは異なるため、反応も当然異なってくる。子供は、大人のように言葉で表現できないため、「ごっこ遊び」という形で現れることもよく見られる。例えば交通事故の場合、人形と車を使って交通事故の場面を再現したり、お墓に埋めたりして遊ぶことも多い。なんとか死を消化しようという行為であるが、家族にとっては受け入れがたい場合がある。

幼い子供は、誰かが亡くなったという事実よりも、遺された家族がどう変化するかに影響されやすい。以前のように生活が安定すれば子供も落ち着くが、状況が激変した場合、例えば親が亡くなったきょうだいに重点を置いてしまい、自分が放置されるような状況になった場合は、「なんとかしてほしい」と伝えられずに、苛立ったり、「自分が悪いのではないか」といった罪責感を持つたりする。

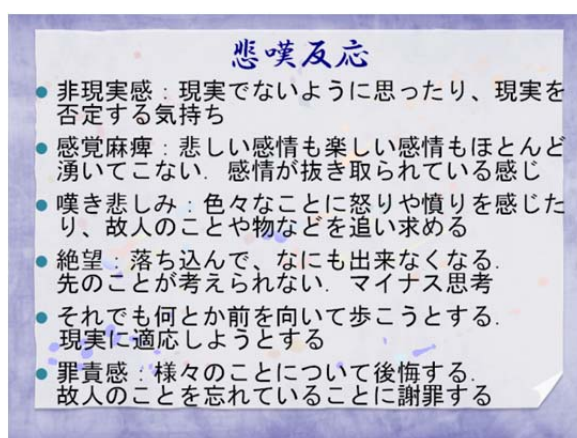
○ 悲嘆反応について

一般的な悲嘆反応には「非現実感」、「感覚麻痺」、「嘆き悲しみ」、「絶望」、「罪責感」などがある。「非現実感」は、現実を否定する気持ちである。大人にも子供にもみられる気持ちであるが、年齢が低くなればなるほど、はっきりとはわからなくなっていく。

「感覚麻痺」は、悲しい感情も楽しい感情も湧いてこない、感情が抜き取られている状態を指す。子供の場合は、「解離 (かいり)」という形、つまり当時のことは憶えていないということが起きやすい。

「嘆き悲しみ」は、怒りや憤りを感じることである。悲嘆は、愛着対象から離れることでもたらされるため、分離不安となり、それを追い求めることで亡くなった人をなんとか取り戻そうという働きがある。

「絶望」は、落ち込んで何も考えられない、マイナス思考になる状態である。



悲嘆反応

- 非現実感：現実でないように思ったり、現実を否定する気持ち
- 感覚麻痺：悲しい感情も楽しい感情もほとんど湧いてこない。感情が抜き取られている感じ
- 嘆き悲しみ：色々なことに怒りや憤りを感じたり、故人のことや物などを追い求める
- 絶望：落ち込んで、なにも出来なくなる。先のことが考えられない。マイナス思考
- それでも何とか前を向いて歩こうとする。現実に適応しようとする
- 罪責感：様々のことについて後悔する。故人のことを忘れていることに謝罪する

逆になんとか前を向いて歩こう、現実に適応しようといった気持ちも見られる。

「罪責感」は、自分を責める気持ち、「あの時こうすればよかったのでは」という気持ちである。この罪責感が非常に強い場合、故人を忘れて少しでも楽しもうとした自分を戒めるということがよくある。自分は楽しんではいけないと思う。罪責感は、大人と子供に共通してよく見られる。

○ 複雑性悲嘆について

複雑性悲嘆とは、悲嘆が遷延し、日常生活にも支障が出るような状態であり、治療が必要な状態である。PTSD（心的外傷後ストレス障害）は、一般にもかなり認識されつつあるが、複雑性悲嘆については、まだ診断基準もはっきりしていない。複雑性悲嘆は、外傷性悲嘆、異常悲嘆、病的悲嘆というように言われることがあるが、プリガーソン氏²の「遷延性（せんえんせい）悲嘆障害」についての説明は比較的有名であり、悲嘆反応についての特徴をわかりやすく示している。

【遷延性悲嘆障害の特徴】

A 出来事

死別体験（重要な他者の喪失）である。失った相手との関係が密接であるからこそ、悲嘆反応や罪悪感が強く現れる。悲嘆反応で悩んでいる方には、「あなたがそれだけ悩んでいるのは、その人に対して愛情を持っていたからですね」という言葉に救われる方もいる。

B 分離の苦痛

完全に離れてしまうということで、故人を追い求めたり探し求めたりする反応である。過去の写真や持ち物を探したり、事故や事件の原因を探し求めたりすることで、なんとか自分との接点をもう一度確認しようとする反応である。

C 認知・情緒・行動における症状

遷延性悲嘆障害は、以下の9つの症状のうち5つ以上の症状を毎日、あるいは生活に支障をきたすような強いレベルで経験している。

複雑性悲嘆
悲嘆が遷延し、日常生活にも支障が出る状態

- 遷延性悲嘆障害 Prolonged Grief Disorder: (Prigerson et al., 2009を修正)

A: 出来事
死別体験であること（重要な他者の喪失）

B: 分離の苦痛
毎日、あるいは生活に支障をきたすような強いレベルで故人を思慕している

C: 認知・情緒・行動における症状

以下の9つの症状のうち5つ以上の症状を毎日、あるいは生活に支障をきたすような強いレベルで経験している

- 自分の役割に対する混乱、あるいは自己感覚の減退
- 喪失を受け入れることが困難である
- 喪失の現実を想起させるものを回避する
- 喪失後、他者を信頼することが困難である
- 喪失に関連する苦痛や怒りがある
- 前向きに生きることが困難である
- 喪失後、感情が麻痺している
- 喪失後、人生が空虚で、満たされない、意味がないという感覚がある
- 喪失による呆然としたり、愕然としたり、ショックを受けたという感覚がある

² Prigerson, H. G., Horowitz, M. J., Jacobs, S. C., Parkes, C. M., Aslan, M., et al. 2009 *Prolonged grief disorder: Psychometric validation of criteria proposed for DSM-V and ICD-11*. PLoS Med 6(8): e1000121.

- a. 自分の役割に対する混乱、あるいは自己感覚の減退
(例：自分の一部が死んだような感覚)
- b. 喪失を受け入れることが困難である
- c. 喪失の現実を想起させるものを回避する
- d. 喪失後、他者を信頼することが困難である
- e. 喪失に関連する苦痛や怒りがある
- f. 前向きに生きることが困難である
(例：新しい友人をつくること、趣味を見つけること)
- g. 喪失後、感情が麻痺している
- h. 喪失後、人生が空虚で、満たされない、意味がないという感覚がある
- i. 喪失により呆然としたり、愕然としたり、ショックを受けたという感覚がある

D 期間

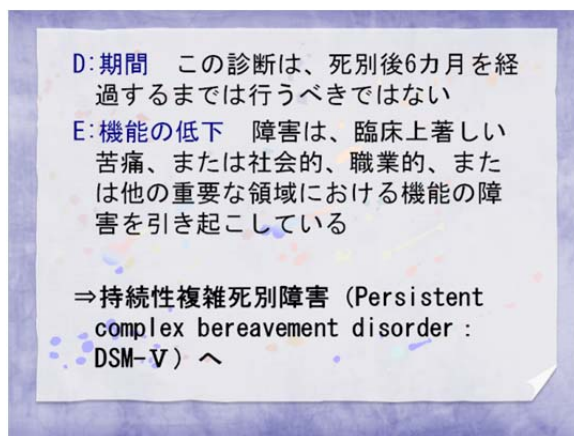
この診断は、死別 6 か月を経過するまでは行うべきでない

E 機能の低下

遷延性悲嘆障害は、臨床上著しい苦痛、または社会的、職業的等他の重要な領域において機能障害を引き起こし、日常生活が困難な状態になっていることを指す。

なお、昨年改訂された DSM-V（米国精神医学会の精神疾患の診断分類 改訂第 5 版）の中には、「持続性複雑死別障害（Persistent complex bereavement disorder）」というものがあり、これはプリガーソン氏の遷延性悲嘆障害を真似て作成されている。

上記のような複雑性悲嘆は、今後の被害者支援において重要な位置を占めていくと考えられるため、少し難しい話ではあったが取り上げた。



○ 悲嘆の心理的ケアについて

こころのケアという日本語については、明確な定義がなく、「大丈夫？」と声がけするところから、専門的な治療まで幅広い意味で使用されている。ただ、こころのケアの基本は、その人が自立して動けるようになるためにサポートやアシストすることである。

【悲嘆に適応する中で整理すべき課題】

ウォーデン氏³によると、悲嘆に適応する、もしくは悲嘆から回復する過程の中で、整理しなければならない項目は4つある。

³ J. ウィリアム ウォーデン 著 山本力 監訳 2011 『悲嘆カウンセリング』 誠信書房

1つ目は「喪失の現実を受け入れること」である。本当に起こったことなのか、夢ではないだろうか、朝目が覚めたらまた戻ってくるのではないだろうか、そういった気持ちを繰り返し聞きながら、現実についてきちんと伝えることが必要である。

2つ目は「喪失の苦痛を消化していくこと」である。大切な人を亡くしたことがはっきりとすることで、遺された人の役割や、生活自体が変わってしまう。それに伴う苦痛を少しずつ消化していくことが必要である。

3つ目は「故人のいない世界に適応すること」である。適応するためには、まず日々の生活を送ることが重要である。また、アイデンティティーを再構成すること、遺された家族や自分のアイデンティティーや進むべき道について再構成する必要がある。例えば、家族が交通事故で亡くなった場合に、それに対して自分はどのように向き合って生きていくのか、その中で自分の生きる意味や生きがいを再構成することが必要である。

4つ目は「新たな人生を歩み始める途上において、故人との永続的なつながりを見出すこと」である。今までのつながり方とは違う形で故人とのつながりを持ち、歩んでいくという意味である。例えば「亡くなった人が、どこからか見ている」、「何かあった時、あの人だったらどうするだろう。なにか忠告してくれるのではないか」と思うことで、亡くなった人が心の中に存在し続けるというようなつながりを見出すこともある。これら4つの課題に対して、どのように整理していくのかということが重要であると、ウォーデン氏は唱えている。

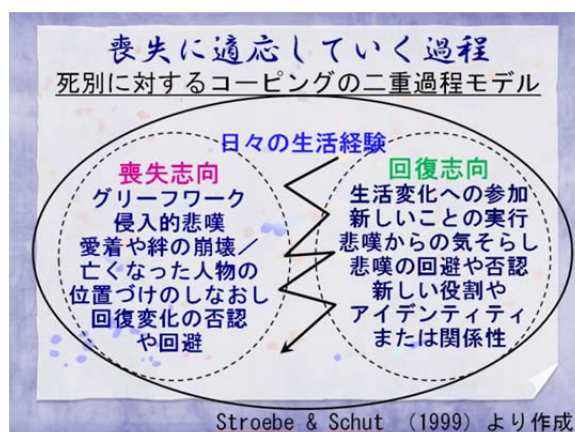
悲嘆の課題

J. W. Worden : 悲嘆の4つの課題

- 喪失の現実を受け入れる
- 喪失の苦痛を消化していく
- 故人のいない世界に適応する
 - 日々の生活をやっていく
 - アイデンティティーの再構成
 - 生きる意味（生きがい）の再構成
- 新たな人生を歩み始める途上において、故人との永続的なつながりを見出す

【喪失に適応していく過程】

シュトローベ氏⁴が紹介するモデルに、死別に対するコーピング（Coping: 対処法）の二重過程モデルというものがある。これは、どのように喪失を自分の中で受け止め、現実に適応していくのか、どのように喪失に向き合い、自分の中で消化していくのかについてのモデルである。自分の中で喪失を整理し、また現実の生活において喪失と向かっていく中で、それらを行ったり来たりしながら回復していく、もしくは



⁴ Stroebe, M. & Schut, H. 1999 *The dual process model of coping with bereavement: rationale and description*, *Death Studies*, 23(3), 197-224.

は適応していくという考えである。一度に過去に戻り、全部を整理するのではなく、いったん戻って少し整理し、また現実に戻って現実世界で適応をしながら、また過去のことについても少しずつ整理していく。この「行きつ戻りつ」を繰り返すが、そのバランスが非常に重要なのである。現在のことは考えず、故人を思っていたい時があってもよい（喪失志向）。しかし、そこで留まっていると、複雑性悲嘆という形になってしまう。そうではなく、また現在に戻って新しい生活を始めていく（回復志向）、このプロセスを行ったり来たりするということである。もちろん、現在のことばかりを考え、過去を整理できないということも問題である。したがって、その両方を行なうことが重要なのである。これは、子供も大人も同様である。

【こころのケアの原則】

こころのケアには、何が必要であるか。基本的には、安全で安心できる環境や、安定した日常生活である。信頼を持てる人間関係、親の理解、自分の話を聞いてくれる人がいるということである。

また、自己コントロール感、つまり、自分で動けなくなってしまった状態から、少しずつ自分のペースで動けるようになる、能動的な生活ができるようになる、自己効力感が少しずつ出てくるのが、非常に重要になってくる。このような状況が整ったうえで、グリーフワークが可能となるのである。子供の場合、安心して喪失感を表現できる安全な環境が非常に重要となる。安全で安心できる環境がなければ、子供は話すことができないため、そういった環境を提供することが必要なのである。

こころのケアの原則

- 安全安心感の確保
 - ・ 日常生活の安定
 - ・ 信頼を持てる人間関係
- 自己コントロール感の回復
 - ・ 自主的能動的な生活
 - ・ 自己効力感

上記が整った上で、グリーフワークが行われる

※子どもが安心して喪失感を表現できる安全な環境が必要

【子供に対する悲嘆への対応】

子供の悲嘆への対応としては、子供の話を落ちついて聞くことが重要である。その際、子供のそのままの言葉を返すことは、とても良い。また、悲嘆に寄り添い、子供が感じていること、考えていることを認めてあげることが重要である。

家族は親や子供であっても、考え方は皆異なっている。お互いに異なることについて、家族全員が認め、共有しなければ、家族はバラバラになってしまうのである。特に親は、子供の考え方は自分のそれとは異なるという

子どもに対する悲嘆への対応

- 子どもの話を落ち着いて聞く（子どもの話を繰り返すのはよい）
- 悲嘆に寄り添い、子どもが感じていること、考えていること（悲しみ、不安、怒り、罪責感など）を認めてあげることが大切である
- 悲嘆反応も人それぞれによって違い、またプロセスもかなり違う。こちらの宗教感や考え方を押し付けてはいけぬ

ことを知っていただきたい。そこをしっかりと知っておかなければ、グリーフワークの進め方においても、どうしても親のペースが主になる傾向にある。

悲嘆反応やプロセスは、人によって異なる。自分の宗教観や考え方を押し付けてはならない。子供に対しても、同様である。子供への対応や適切な声かけの具体例については、内閣府のパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を参考にいただければと思う。本日は、ありがとうございました。

2. 講演「家族を亡くした子供の親として」

交通事故で子供を亡くしたご遺族である井上郁美氏より、「家族を亡くした子供の親として」の講演が行なわれた。講演の要旨は、以下の通りである。

〔講演要旨〕

平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上郁美 氏

○ 事故の概要と子供たちの状況

今から 15 年前、私の 2 人の娘、井上奏子（かなこ）と井上周子（ちかこ）は、東名高速道路上で酒酔い運転のトラックに追突され、亡くなりました。今、生きていたら、奏子は大学 1 年生、周子は高校 2 年生になっていたであろうと思います。車の後部座席に座っていた娘たちは、私たち両親の目の前で亡くなりました。炎で燃えさかる車を、私は何もできないまま、ただひたすら眺めていた、そんな事故でした。助手席に座っていた夫は、背中と左腕に大やけどを負って 3 カ月間入院しました。私ひとりだけが奇跡的に、怪我らしい怪我を負うこともありませんでした。

我が家では、毎年「奏子ちゃんと周子ちゃんを偲ぶ会」を開いています。1 年に 1 回、有志の方々にもお集まりいただき、思いっきり奏子と周子について話す機会です。娘たちの話を聴いてもらいたいということもありますが、やはり遺されたきょうだいにも、奏子と周子のことを知ってもらいたいという思いもあります。奏子と周子に関するクイズを出したり、手紙を付けた風船を空に飛ばしたりしています。生前の姉たちの話をすることで、「お姉ちゃんたちは、決して神さまではなく、面白いことをしたり、保育園の先生に怒られたりしてたんだよ」と伝えたいのです。生きているきょうだいは、親にたくさん叱られていくのですが、亡くなった子供たちはこれ以上親に叱られることはありません。親は、怒ることすら、もうできないのです。ですから、我が家のきょうだいたちには、自分たちと同じように、お姉ちゃんたちも怒られていたのだということを知ってもらいたい。そういう思いで、毎年偲ぶ会を開いています。

○ 遺された子供たちへの対応の失敗

事故当時、私のおなかの中には三女がいました。事故から 6 週間後、無事に生まれました。その後、長男、次男、四女が生まれました。私は、私たち自身に知識がなかったために、この遺された子供たちを傷つけてしまった失敗があります。ある日、自宅で取材を受けていました。記者の方が「井上さん、ちょっと映像を拝見していいですか」と言うので、私はテレビで事故の生々しい映像を流してしまいました。子供たちが同じ部屋にいるにもかかわらず、子供たちにとって、事故の映像を見たのはそれが初めてでした。三女と長男は、その場で激しく泣き出してしまいました。ずいぶん経ってから、「子供が現場に居合わ

せていなかったのであれば、凄惨な現場の写真や映像は見せないほうがよい」という専門家の見識を聞き、正にその逆をしてしまったこと、子供たちの心情に無頓着だったことを反省しました。私たちは、世の中の方々にこの映像を観ていただき、飲酒運転の被害がどれだけ恐ろしいものなのかを知っていただきたいとは思っていますが、我が子たちにはあえて見せるべきではなかったと、申し訳ない気持ちです。

もう一つ、失敗があります。娘の学童保育では毎月お誕生会が開かれるのですが、そのお誕生会に合わせて、親が子供に書いたメッセージを先生が読み上げるといった場面があります。私も「あなたは、お姉ちゃんたちがいなくなってしまった6週間後に生まれてきました。親にとって、あなたが生まれてきてくれたことは本当にうれしいことです」といったメッセージを書きました。先生が私のメッセージを読み始めたところ、それを聞いていた娘が大泣きしてしまったそうです。学童保育のお友達も、姉たちが事故で亡くなり、三女自身も事故に巻き込まれたことについて、必ずしも知っているわけではありません。そんな中で、自分の家族がどのようにして亡くなったのか、全員に露わにされてしまいました。親として、三女への配慮が足りなかったと猛省しています。

子供たちは、進学、就職など、これからどんどん環境が変わります。そのたびに、事故を知っている人は少なくなっていくと思います。その中で、必ずしも子供たちは全ての人に事故について知ってもらいたいわけではありません。ごく一部の心許せるお友達にしか言わないかもしれません。誰に知ってもらいたいのか、それを選ぶ権利は彼らにあるのです。親が勝手に乱暴なことをしてしまっただけなのだと痛感した出来事でした。

○ 家族を亡くした子供の支援のために

子供という視点から支援を考えるうえで、私は、今まで私たち大人は、子供の意思を十分確認し、尊重してこなかったのではないかと思います。まだ子供だから判断できないだろうと思い、葬儀の際に遺体を見せたり触らせたりしないほうがよいと感じる大人の方もいらっしゃると思います。子供は、意思がなく、判断できないというわけではありません。大人が勝手に判断するのではなく、葬儀への参列や火葬場への同行など、重要な場面において、子供の意思を聞き、尊重することが重要なのではないかと思います。

大人と同様に、子供も外では社会生活を送っています。その中で関わっている人たち、例えば学校や習い事の先生など、どの人まで家族の死について伝えてよいのか、子供に確認することが必要です。親や親戚が、勝手に家族の死を伝えてしまうことのないよう、配慮が必要であると思います。この内閣府の交通事故被害者サポート事業の調査では、家族を亡くした当時、子供だった人たちの生々しい声や意見が紹介されています。20年以上も前に家族を亡くしたことであるにもかかわらず、まるで昨日のことのように赤裸々に気持ちを伝えてくださっています。「子供だからわからない」というような思いを、私たち大人は持つてはいけません。

大人が欲しいと願っている支援と子供が欲しいと願っている支援は、両者とも根本的に

同じなのではないでしょうか。私自身、被害者になったからといって、何も判断できず、自分の意思がないような弱い人間になってしまったかのように扱われることが一番つらいことだったと感じています。全く同じことが、子供に対しても言えるのではないかと思います。

私は、講演等で話をすることがよくありますが、事故や事件後に大人が陥る状況について話しながら「そうか、自分の状態の裏で、子供たちはこんな苦勞をしていたのだな」と気付かされたことがあります。例えば、子供を亡くして動揺している両親の傍らで、親戚に「お父さんとお母さんを支えてあげてね」と言われてしまう子。被害に遭ったことで、親が今まで普通にこなしてきた家事や料理ができなくなり、何年間も外食やコンビニの食事で過ごさなくてはならない子。親が車に乗れなくなり生活が大きく変わってしまった子。亡くなったきょうだいで頭が一杯で、以前のように注目してもらえなくなった子。最悪の場合、両親が事故や事件を契機に考え方が違ってしまい、両親や親戚同士が不仲になることもあります。今まで、両親、おじいちゃんやおばあちゃん、みんな仲良くしていたのに、関係が断ち切られてしまう。このような機能不全に陥ってしまった大人たちの中で暮らさなくてはならない状況は、子供にとって、はたして健全なのでしょうか。大人たちが陥る状況の裏で、子供はさまざまな苦勞をしているのだと思います。

家族の誰かが亡くなるということは、その人がいなくなるということだけではありません。特に子供にとっては、父や母を失くすことにもつながります。先日、この事業の会議において、わかりやすい言葉でそのことについて語ってくれた方がいらっしゃいました。「私自身が、事故で自らのきょうだいを亡くしただけではなく、事故前までであった自分の父親や母親、それまでも失くしてしまったのです。」家族を亡くすだけではない、家族そのものも崩壊するといった状況があるのです。一度崩壊した家族を、どうやって再構成し、取り戻していくのか、そこには非常に大きな不安があると思います。

私たち大人は、さまざまな活動や同じ境遇の人との出会いを通して、自分自身の発散の場があると思います。そういう場はとても重要です。子供にとっても同じであり、同じような境遇の仲間や友達がいる、その存在を知ることが必要です。その一例をご紹介しますと思います。一昨年、犯罪被害者が集まるイベントが、一泊二日で開かれました。沖縄から北海道まで、さまざまな犯罪に遭い家族を亡くした人たちが集まる会なのですが、親に連れられてたくさんの子供たちもやってきます。気付くと、子供たちは別室で遊びながら、なんとなく親の話をして「ああ、うちも同じなんだよ」といった言葉を交わしていました。それを見て、私はこのような場所は、大人と同じように、子供にとっても非常に大事な場所、癒しの場所になっているのだなと感じました。

私は、家族を亡くした子供の支援のためには、親や学校とは全く関係のない人が、子供に寄り添ってくれることが必要なのではないかと思っています。親や先生とはつながっておらず、できれば知識のある人に、子供に寄り添っていただきたい。機能不全に陥ってしまった親に対して、ストレスを溜めない子供はいません。しかし、子供は親に対して文句

を言えないのです。そんな子供の気持ちを考えて、受け止めてくれる人が必要なのだと思います。親への怒りや文句を当たり前のこととして受け止め、秘密を守ってくれる存在が必要です。話を聴いてくれた方は、その内容を親には絶対に漏らさないでいただきたいし、また親自身も、子供の気持ちを詮索しようなどと思っはいけないと感じています。

家族を亡くしたという点で同じであっても、親を亡くしたのか、きょうだいを亡くしたのかによって、子供の受け皿には大きな違いがあります。きょうだいは亡くしたが、親は生きている場合、その子供に支援の手を差し伸べてくださる機関がほとんどないのが、今の日本の現状なのです。きょうだいを亡くした子供を支援してくださる団体を、私は切望しています。私がしてしまったような失敗を繰り返さないため、また、きょうだいを亡くした子供に関する情報、知識、経験を共有するため、そのための受け皿がほしいと願っています。私たち親たちよりも長い時間を生きていく子供たちに、心身ともに健康で生き続けてもらいたい。そのための継続的な支援をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

3. 講演「家族を亡くした子供の支援」

子どもグリーフサポートステーションの代表である西田正弘氏より、「家族を亡くした子供の支援」についての講演が行なわれた。講演の要旨は、以下の通りである。

〔講演要旨〕

特定非営利活動法人子どもグリーフサポートステーション 代表 西田正弘 氏

○ 子供のグリーフサポートについて

仙台にある「子どもグリーフサポートステーション」では、親、祖父母、きょうだい、友人など大切な人を亡くした子供に対して、さまざまな支援を行なっている。「グリーフ」は、病気ではなく、人間のごく自然な反応である。「サポート」という言葉には「主役を支える脇役」という意味もあり、被害当事者が、自分のグリーフに丁寧に触れるようになるために行なうことが「グリーフワーク」の基本である。なお、グリーフサポートやグリーフワークといった心のケアは、生活が成り立って初めて成立するため、同時に経済的な支援も行なっていくことが必要である。アメリカでは、心のケアを「ビリーブメントサポート (Bereavement support: 死別サポート)」と呼ぶようである。「死別サポート」と言い換えてみると、心の問題だけではなく、経済的な問題等があること、またその問題をどのように解決するべきなのかが、同時に進んでいかなければならないということ、わかっているわけではないだろうか。

○ 「子どもグリーフサポートステーション」の活動

「子どもグリーフサポートステーション」では、子供を中心にグリーフサポートを行なったり、勉強が遅れがちの子供に学習支援を行なったりしている。また、保護者同士が話し合う場を設け、法律等の相談業務も行なっている。

子供のグリーフサポートにおいて、実際に行なっていることをご紹介します。1カ月に1～2回程度、子供たちに集まってもらいグリーフプログラムを実施している。プログラム冒頭の始まりの輪では、ファシリテーターを交えて自己紹介をする。誰が亡くなったのかについて聞き、話せる子には話してもらおう。「お父さんが、交通事故で亡くなりました」と、具体的に話してくれる子もいれば、「パス」と言って話さない子もいるなど、さまざまである。その後、遊んだり、話をしたりしながら、数時間子供たちと過ごしている。学校や地域において普段の生活を送る中で、子供たちが1カ月に1～2回程度、同じような経験をした人たちで、遊んだり話をしたりするためのサポートの場所を提供し、時には専門家にならなく。そういったサポートをイメージしながら、活動している。

○ グリーフサポートに携わるきっかけ

私は12歳の時に、交通事故で当時49歳の父親を亡くした。今、私は当時の父親の年齢

を越したわけであるが、とても不思議な感じがする。12歳の少年として、私は「生きる」ということを知る前に、「人は死ぬ」ということを突き付けられたように思う。「次は誰が死ぬのか」と感じたり、学校から帰って母親が不在の時は、不安になったりした。

グリーフサポートを仕事として取り組むようになったのは、阪神淡路大震災がきっかけであった。600人近い子供が家族を亡くし、彼らをいかにサポートするかという課題を突き付けられた。アメリカのダギーセンターについて勉強し、さまざまな死別を経験した子供たちのサポートを始めるようになった。

○ 死別を経験した子供の反応と周囲からの対応

死別を経験した子供の反応は、人によりさまざまである。罪責感、未来に対する不安、「自分をコントロールできない」という気持ち、家族からの孤立。保護者が混乱すると、子供も不安になる。子供が保護者を支える側に回ることもある。そのような状況では、支援者は子供と大人を含めた家族全体をサポートすることが必要となってくる。

いい子でいる子供は、大人からは見えにくい存在である。しかし、子供が元気そうにしているからといって、大丈夫とは言えない。子供は、いろいろなことを考え努力しているからこそ、元気そうに見えるのである。頑張っていてエネルギーを使いながら生活している子供は、どこかで「もうこれ以上頑張ることはできない」という状態になる可能性が高い。頑張っている子供こそ、特に気をつけて見ていかなければならないのである。

周囲の大人が、死別を体験した子供に対してかける言葉には、「済んだことを早く忘れなさい」、「お母さんを助けてあげてね」、「勉強の遅れを取り戻しなさい」、「頑張っただね」、「お金がないのに、進学するの？」などがあるが、私自身も同様の言葉をかけられた。反対に、「今、あなたはどんな気持ちでいるのか、教えて欲しい」と聞かれたことはない。大人は、良かれと思い、あれもこれもと言いがちであるが、子供はアドバイスというよりも、「どんな気持ちなのか教えて」というように、自分たちの見えている世界と一緒に見ようとしてくれる大人が必要なのではないかと思っている。

○ グリーフサポートの支援者とは

死別という出来事は、どんどん過去となっていき、周囲も時が経つにつれて「もう大丈夫なのではないか」と思いがちであるが、当事者にとっては、出来事自体は過去のものになったとしても、死別体験から起こるグリーフやその影響は、今も続いているのである。命日や誕生日などの記念日に、故人を思い出すことは、ごく自然のことであり、いろいろな気持ちに再び揺り動かされることもあるだろう。

死には、「1人称の死」、「2人称の死」、「3人称の死」がある。1人称の死は自分自身が死ぬこと。2人称の死は、家族が死ぬこと。3人称は、自分と遠くにある人の死である。3人称の場合、例えば誰かが亡くなったというニュースを見ても、その時は「大変だ」と思っても大きな衝撃は受けない。一方で、2人称、すなわち家族が亡くなった場合、その衝撃は

大きいだろう。支援する側に立つ人は、3人称のように離れた感覚ではなく、しかし2人称のように近すぎる感覚でもない、2人称と半分程度の距離で支援する人の気持ちをわかろうとする努力が必要なのではないかと思う。

悲しんでいる人に代わって、他者が悲しんであげることにはできない。当事者が、いろいろな悲しみや痛みを、自分の力で丁寧に扱うことができるように、周囲がサポートをする。それが、グリーフサポートであると考えている。当事者が壊れないように、誰かに「助けて」と言うことができるようなつながりを、周囲が作っていくことが重要なのである。

○ ピアサポートの重要性

ピアサポートとは、同じような体験したもの同士が、批判せずお互いを認め合いながら、それぞれ固有の体験談を語り合い、聞き合い、支え合うつながり。また、誰かと一緒にいながら自分自身でいられる場を意味する。

- ・「ピア (Peer)」 = 同じような体験をした者同士
- ・「シェア (Share)」 = 自分の気持ちに丁寧に触れながら、自分の言葉で語る。その場にいる人の話を聞き合う。
- ・「エンパワー (Empower)」 = 比較せず、非難せず、それぞれの歩みを認め合い、指示し、支え合う
- ・「モデル (Model)」 = 誰かの歩み、気の持ち方か考え方を参考にする。

これらは、当事者にとって、非常に重要なものである。

○ 子供へのサポート

子供は、家族や経済面での状況が変化してしまった場合、我慢することが多くなる。ステーションでは子供が自分を取り戻す時間、自分がしたいことをする時間、自分のペースを作る時間を、遊びを通して提供するようにしている。普段は親にも先生にも話せないことを、「あのね」と話すことができる時間を確保する。それによって、子供は「自分はひとりぼっちじゃない、誰かが見てくれている」、「自分は自分でいい」と思えるようになる。奨学金などの制度を受けると「夢をあきらめずに、追いかけていいんだ」と思える。奨学金の情報は、伝えるだけでも大きなサポートになる。2人称と半分程度の距離を保てる大人が子供と一緒に遊ぶ環境は、子供にとって望ましいと思う。

○ 支援者の役割とは

我々のような支援者は、悲嘆の中にいる人が、自分の気持ちに丁寧に触れることができ、新しい生活に対応することができるように、手助けすることが役割ではないだろうか。当事者が自殺に追い込まれないように、自分らしい生活が送れるように、人間関係がスムーズになるように、悲しい中であつても楽しみごとができるように、困った時は「助けて」といえるように、そんなつながりを、当事者と共に持てることができたらと思う。

4. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

子供の頃に家族を亡くした方3名より、「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」について、自身の体験談が語られた。その後、井上郁美氏と西田正弘氏から、お話を聞いた感想が述べられ、最後にコーディネーター岩切昌宏氏との間で質疑応答が行なわれた。

① 子供の頃に交通事故で家族を亡くした方のお話

佐藤悠貴（さとう ゆうき）氏

○ 事故の概要

私は、5年前のバイク事故により、父親を亡くしました。当時14歳の中学生だったので、当時のことはよく憶えています。学校から帰宅すると、祖母から父の事故のことを聞きました。最初、父は多分大丈夫なのだろうと思っていましたが、母が病院から泣きそうになりながら「早く病院に来て」と言った声を聞いて、もうだめなのかもしれないと感じました。父の葬儀が終わった後、つらい気持ちを抱えながら登校しました。私がいないうちに、先生方が同級生たちに事故について説明してくれていたおかげで、誰も事故のことには触れずにいてくれました。周囲の人も普段通りに接してくれたので、中学校を卒業することができました。高校に入学すると、自分の父が事故で亡くなったことを知っている人はほぼいなくなりました。最初は父親の話が出るたびに「嫌だな」と思いましたが、亡くなったと伝えると、相手も理解してくれ、それ以上は何も聞いてこなかったのが助かりました。

今こうやって思い出すと、母はとても強い人だと感じています。父が亡くなった時、私は何か母の力になりたいと思ったのですが、何もできず、励ますどころか逆に母に励まされるような生活を送っていました。母がつらそうな姿を見せることはなく、母や親戚が父の事故処理を全て行なってくれて、とても感謝しています。

○ 周囲の対応について

周囲の対応で困ったことは、先生から「お父さんの職業は」などと父について聞かれることでした。自分の父について話すことに対しては、あまり気が進みませんでした。高校と大学では、父が亡くなったことを知らない友達と話すことが多く、父について話を振られると、私は「少し言いにくいんだけど」といった感じになってしまい、空気が悪くなることがあります。でも周囲の人は皆普通で、自分と家族だけが、父が亡くなったことを悲しんでいるだけです。いつも通りの生活を送っている周囲の人の中で、自分だけがつらい顔をしていることは、良くないなと感じています。私の家族は、皆仲が良く、父がいた時からよく話す家族でした。事故後も家族で仲良く話をしてきたので、心に深い傷を負うこともなく過ごせたのだと思います。母も妹もあまり悲しい顔を見せないのも、自分だけが悲しんでいたらいけないなという思いもあり、多少我慢もしていたと思います。

周りの対応で良かったことは、自分が家族の中で唯一の男性となったことで、周囲の人から「これからお母さんを支えるのはあなただよ」と言われたことです。プレッシャーにもなったのですが、逆に自分が母を助けられるなら、頑張らなければいけないなと思い、

今、一生懸命大学で勉強しています。周囲の人が、父が亡くなったことを知っても、普通に話しかけてくれるだけで、だいぶ心が軽くなった気がします。

私が、家族を亡くした子供の支援として必要であると思うものは、やはり経済的な支援です。現在、私は奨学金のおかげで、大学に通うことができます。とても感謝しています。また、カウンセリングや、同じような境遇の人と話せる場所も必要であると思います。そのような支援をしていただければ良いなと思います。ありがとうございました。

平尾悠子（ひらお ゆうこ）氏

○ 事故の概要

平成 11 年の 12 月 25 日、クリスマスの夜に、飲酒運転をした車がセンターラインを越えて、妹の乗っていた車に正面衝突しました。妹と友人、合わせて 3 人が亡くなる大事故でした。私は当時、実家がある島根県を離れ、京都で大学生活を送っていました。島根の母からの電話で事故を知った私は、急いで実家に戻りました。電話で事故の一報を知らされたということで、その後しばらくの間は、電話の音がとても怖く感じるようになりました。妹が亡くなったことで、「妹の分も頑張ってるね」や、「お父さんお母さんを支えてあげるんだよ」と言われることが嫌だったのを憶えています。本当につらかったです。

葬儀などすべてが終わり、私は京都に戻ったのですが、周囲の人たちは誰も、私から言わない限り、妹の事故については知らないという状況でした。そのためか、周りからは特に気遣われることはありませんでした。私はとても悲しいのに、周囲の人は普段通りに過ごしている。そのことに違和感を持ったことを憶えています。自分から、誰に、どう助けを求めていいのか、何を相談していいのかもわからなかった状況で、今思い返せば、あの時誰か相談できる人がいれば良かったと思います。実家の母は、周囲が心配して声をかけてくるので、外に出ることが嫌だと言っていたのですが、私は羨ましいと思っていました。

事故の後、母は私と亡くなった妹を比べるようになりました。事故から 2 年ほど経った頃、家族で旅行をしたのですが、旅行中ずっと天気が悪く、母はそれを私のせいだと言いました。妹がいたらきっと晴れただろうに、私がいるから天気が悪いのだと。母が辛いことはよくわかっていたため、私はそんな母に反抗することもなく、ただ一人、夜に泣いていました。そのような状況の中、私は実家に帰ることが嫌になり、親との関係も悪くなりました。弟とは、妹について話すことはほとんどありませんでした。ただ、母がそのような状態の中、たぶん家事もできていなかったと思います。弟は当時どのように過ごしていたのか、今になって気になることではあります。現在は、母も以前のように明るくなり、私との関係も良好なものに戻っています。

○ 家族を亡くした子供の支援に必要なこと

家族を亡くした子供に必要な支援として、大事な人を亡くした時に、人がどんな感情を持つのか、体にどんな変化があるのか、具体的なグリーフのプロセスを教えてもらうことが重要ではないかと思います。事故の後、私が死ねばよかったと思っているところへ、自

分の記憶力も落ちてしまい、自分は生きている価値がないと思うほど、追い込まれました。死に関する本を読み、それはグリーフのプロセスで起こりうることだと知りましたが、当時そのことを知っておけば、心が幾分かは楽になったのにとおもいます。きょうだいを亡くした人に関する本は非常に少なかったのですが、母親が若林和美さんの「死別の悲しみを超えて」という本を薦めてくれました。その本の中に、きょうだいを亡くした人の気持ちを代弁しているような箇所があります。私は、その本に救われたと思っています。

私は、妹が亡くなった直後よりも、時間が経過した頃がとてつらい時期でした。そのため、一度心療内科に行ったことがあります。また、同じような事故で妹を亡くした人と連絡を取るようになって、自分の思いを吐き出し、楽になることができました。私は自分から心療内科に行ったり、同じような立場の人と連絡を取ったりすることができる年齢でしたが、小さな子供にはそのような選択肢はありません。小さな子供にも専門家の話を聴く機会があれば、それだけで心が軽くなり、日常生活も送りやすくなるのではないのでしょうか。ただ話を聴いてもらえる人がいるだけでも助かります。そのような支援があれば良いと思います。ありがとうございました。

森 幸（もり さち）氏

○ 事故の概要

今から30年前の昭和59年11月、出勤途中だった父は、堤防から橋げたに降りる急カーブで、橋げたに衝突し亡くなりました。父は即死でした。私は今でも、誰かに抱かれてベッドに横たわる人の足元を見降ろしている夢を何度も見ます。その横たわる人は父だと感じるのですが、それは実際の記憶なのか、私が作ってしまったイメージなのかは、わかりません。

当時姉は5歳、私は3歳、弟は生まれて2カ月でした。父を3歳で亡くしたと言うと、「じゃあ全く憶えていないね」と言われるのですが、私は父の事を今でも思い出します。父に肩車されて高い所から見た景色、父がススキの穂で作ってくれたフクロウ、アイスを食べる私を見ながら煙草を吸う父、テレビの前で寝転んでいる父、弟が生まれる時、母がいない家で泣いている私を一生懸命楽しませようとしてくれた父。怒ったことなんて一度もない、すごく優しい人でした。事故後私たちは、母の実家で祖父母と暮らすことになりましたが、どうしてお家に帰れないのだろうと不安になったことを憶えています。

○ 父を亡くした悲しい思い

父親を事故で亡くしたことで、悲しい思いもしました。幼稚園のころ、父の日に母の似顔絵を描いたら、私だけ掲示してもらえませんでした。学校に行くようになると、「お金はどこからきているの」と、友人からも先生からも聞かれました。中学生になっても、高校生になっても、教師は興味本位でお金のことを聞いてきました。先生という立場の人が、親を亡くした子供にこれほどに無理解であったことを残念に思います。

この事例は、本シンポジウムの共催である、(独)自動車事故対策機構や(公財)交通遺

児育英会ではないことを強調した上で聴いていただきたいのですが、ある交通遺児支援団体のお誘いで高校進学のお祝い会に出席しました。会の終了後、「交通遺児」と書かれたゼッケンをつけ、街で募金活動をするように言われました。私は、恥ずかしさと悔しさと、身体中がかっと熱くなり、夢中でポケットティッシュを人に押し付けました。「なぜこのようなことをしなければならないのか」、「私はいったい何をお願いしているのか」と、頭が混乱する中、私たちはこれまで他人の同情を買い、施しを受けていたのかと思い、自分が惨めでたまらなくなりました。それ以降、スーパーやコンビニに交通遺児のための募金箱が置いてあることや、駅前で同じ年齢の高校生たちが交通遺児のために募金活動をしていることに気が付きはじめました。あちこちで私は施しを受けているのだ、皆に同情される存在なのだと思います、消えてしまいたい気持ちになりました。

母は私たちに「社会が助けてくれているのだから、しっかり力をつけて社会に貢献できる人間になりなさい」と、いつも言いました。私は、絶対に力をつけて社会に返そうと思いました。それが良い考えだったのかはわかりません。事故で親を亡くした子供も、同じように自由に生きていいのだから、社会に借りを作っているといた考えは、子供にとって可哀そうな気がします。ただ、あの時の母には、「これはあなたへの投資だから、受け取ってもいいのよ」としか援護できなかったのだと思いますし、私も「自分が返せばいいのだ、社会が私に期待しているのだ」と思わないと受け取れなかったのだと思います。そうしたこともあり、高校生の私は、父を亡くしたことをあまり人に言わないほうがよいと思うようになっていました。

ある日、私の家に遊びに来た高校の同級生が、父の遺影を見て初めて私の父が亡くなっていることを知り、「さっちゃんのお父さんは、どんなお父さんだったの？」と聞かれました。私は、いつも優しかったこと、私をいつも抱っこして連れ出してくれたこと、数学が得意で、スポーツマンで、祖父の会社を継ぎ、家族を愛し、周りの人からも愛されていたこと、そんな父を誇りに思っていると話しました。友人は、「さっちゃんのお父さんだったら、そうだろうね」と嬉しそうに聞いてくれました。彼女も、お父さんを誇りに思っていると話してくれました。いつもは、父の話をするとうる覚えされたり、たまに無遠慮な人に「どうして死んだの」と聞かれたりしていた私は、この時の彼女との会話が特別嬉しく感じました。今でもこのことは忘れられません。私は父をずっと誇りに思い、愛しているのです。

○ 家族を亡くした子供にとって大切なこと

母子家庭というのはそれだけで貧乏だと思われたり、見下されたりしがちです。私は生まれも育ちも何も恥じることはないといつも強く思っていました。それは周りからの母子家庭への否定的な感情、交通遺児に対する同情を感じて緊張していたからこそだと思います。私は母子家庭の友人と仲良くなるのがよくありましたが、緊張感なく、気楽に付き合えたからだと思います。交通遺児同士が仲良くなれる機会は、そういう意味で大切なものだと思います。子供同士で仲良くなれる場があると良いと思います。

私は小さい頃から、(独)自動車事故対策機構の絵画コンクールや書道コンクールに応募

していましたが、主催する方たちが、いつも絵画や書道の出品を楽しみに待っていてくれる、それぞれの子の成長を楽しみにしていることを知りました。身内でもない人が、自分の成長を喜んで楽しみにしている。そういう人たちが、身近でつながっている。遺児にとってもその家族にとっても心強いものだと思います。また、子供にとっては、返還義務のない奨学金があると良いと思います。家族を亡くした子供には、深い傷がありますが、その分強くなって成長する部分もあると思います。そこを奨学金で後押ししてもらえば、本当に助かります。私はたくさんの援護をうけて、大学に通わせていただき、現在は歯科医として仕事をしております。援護を受けながら恥ずかしい成績は取れないと思い、勉強しました。多くの援護によって大人になれたことを、心から感謝しています。

先日、姉が父の年齢を超えました。私自身、父の歳までに死んでしまうのではないかと考えることがありましたが、姉にも同じような感覚があったようです。最近、姉と父の話をするのがよくあります。父についてずっと話したかったことを、姉と、やっと話せるようになりました。このシンポジウムに登壇するにあたり、交通遺児としての自分の半生を振り返ったことで、気持ちの整理ができました。受け入れることが怖かったことも、もう今の私には怖くないと理解し、受け入れることができるようになりました。このような機会を与えてくださったことに感謝しています。ありがとうございました。

② パネリストのお話を聴いて

井上郁美氏

今日 3 人の方の貴重なお話を聴かせていただき、このようなお話をもっと発信していかなくてはならないと思いました。今日、このシンポジウムに来られなかった、同じような立場の人が「私と同じ気持ちの人がいる」と知ることができるようにする必要があるなと思いました。

私も、事故直後から小さい子供たちを連れて全国で活動をする中で、同じような立場の仲間ができました。私の子供を、小さな頃から知ってくれている仲間の存在、共に子供の成長を喜んでくれる仲間の存在は、とても心強いです。それが子供たちにも良い影響を与えていると思います。親だけでは至らなかったさまざまな部分で、遺族の仲間や、それを理解して支えようとしてくださる遺族ではない人たちの存在は大きいのです。我が子の成長を見るかのように喜んでくださっていることは、子供たちにとって貴重な財産であると思います。専門家ではない人たちにも、犯罪や交通事故で家族を亡くしてしまった子供たちへの支援をお願いすることができるし、また支援していただくことができるのだと、改めて感じました。ありがとうございます。

西田正弘氏

眼差しは、とても大切だと思います。しかし「かわいそうだね」といった眼差しは、かえって子供たちの成長や、自分の気持ちを丁寧に扱うことを邪魔してしまうのではないか

なと思います。私たちが、子供の気持ちを分かち合いながら、「一緒に歩いていきませんか」というメッセージを送ることが重要だと思います。大人が子供の成長に付き合うことで、全くの他人でも、遠い親戚のような感覚を持つようになると思いますが、その距離感が大切だと思います。子供の傍らで、そのような眼差しを向ける大人の存在が必要だと、改めて思いました。

子供の成長にとって大切なことは、亡くなられた人の生き様を知る、特に小さい頃に家族を亡くした場合は、どんな人であったのか、何を大事にしていたのかについて知ること、また伝えることだと思います。生き様に触れることで、亡き人とつながることができます。サポートする側も、亡くなった人の生き様を大切にする姿勢が必要です。生きていた人がいて私がいる、その生き様と一緒にシェアするということ、人生の中で大事にするということは、非常に大切なことだと思います。

岩切昌宏氏

支援を行なう中で、事故や事件で家族を亡くした子供までなかなか手が回らない、どうしても親が優先されてしまうといったことは、よくあります。そんな状況であっても、わがママを言わずに苦労している子供は、結構多いのです。今日のお話は、大変貴重であると思います。

家族を亡くした子供が、さまざまな形でのつながりを持てるような場を提供し、広げていくことが必要です。一般的には、親に対するサポートについてもまだ不十分であると思いますが、今後は、親が集まる場所で子供たちも集まってくる時に、サポートができ、つながりができるようなことも念頭に行なっていかななくてはと思います。

③ 質疑応答

質疑応答では、コーディネーターの岩切昌宏氏がパネリストの方3名に質問を投げかけ、それに答えるという形で進められた。それを受けて、井上郁美氏及び西田正弘氏から、感想が述べられた。

岩切氏：事故後生きていく中で、心の支えとなったものはありますか。

佐藤氏：心の支えとなったものは、家族です。誰よりも気持ちを知っていて、一番リラックスして話すことができる家族が、一番の心の支えになっています。また、家族以外に他の自分の居場所や、友達などと話せる空間があったことも、心の支えになりました。

平尾氏：私も同じく、家族の存在が支えになりました。ずっと妹の後を追って死にたいと思っていましたが、親が嘆き悲しむ姿を見ていたので、私も死んだらまた親が悲

しい思いをするという思いがありました。親のために生きていようという気持ちが、心の支えでした。

森 氏：父が亡くなった後、母がめそめそしている姿を見ることはなかったのですが、一度だけ、母がうずくまって頭を抱えて唸っているのを見ました。その時、強烈に母は苦しいのだと感じました。きょうだいは皆、母を楽しい気持ちにしてあげたいと、いつも思っていました。当時 2 カ月だった弟は、家の中がバタバタしていたせいで、いつも座布団の上に転がされているような状態でした。私はそんな弟が可愛くて、私が守ってあげるといつも思っていました。父がいないぶん、母を助け、きょうだいを守っていこうという思いが、支えになっていたのだと思います。自分が置かれた環境に戸惑うことがありましたが、そこから新しい喜びを見つけること、家族を楽しませることを、しがみつきながらやっていたと思います。まだ 3 歳の子供が、自分の弟を守ろうと思うなんて信じられないと思いますが、私は念じるようにそれを思っていました。それは、この突然変えられた環境から逃げたいという気持の反面、ここに留まるには私が前を向いていかなければという気持ちがあったからだと思います。

平尾氏：私は自分のことしか考えておらず、死んだ妹に対しても怒りを感じていました。私の人生が狂ってしまったと。5 年経って、やっと死んだ妹が一番かわいそうなのだなどと気づき、ようやく怒りがおさまりました。グリーフの過程では、怒りの感情を持つこともあると知り、私は正常なんだ、怒っていいんだと思えました。

佐藤氏：私は、父を亡くしてまだそれほど経っていないので、いろいろなことを勉強しなければいけないなと思いました。

井上氏：今日のお話は、どれも「15 年前に聞いていれば、どんなに良かっただろう」と思えるお話ばかりでした。親として、踏んではいけない地雷を知っていれば、気をつけることはできただろうにと思います。子供が配慮してほしいこと、何が嬉しいと感じるのかについて、大人がレベルアップを図っていかなくてはいけないと思います。

西田氏：ありがとうございました。今日このシンポジウムで共有したことを、いかに社会でも共有するかという段階に持っていかなくてはならないと思うのです。それがなければ、家族を亡くした子供の支援は広がっていかないと思います。きちんと見届ける、聴き届ける、社会全体で共有する、それが重要であると思います。ありがとうございました。

岩切氏：今日の貴重な体験を、社会に広げていくということが大切ではないかと思います。家族を亡くした子供たちをどのようにサポートしていくのか、何ができるのかも含めて、今日聴いたことを広めていただきたい。私自身も、聴いたからには、次につなげていかななくてはならないと思いました。佐藤さん、平尾さん、森さんに、改めて拍手を送りたいと思います。ありがとうございました。

IV. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムのまとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

「交通事故で家族を亡くした子供の支援」に関するシンポジウムは、関係者が会議室に集まるスタイルばかりではなく、オープンな形で世の中に対して情報を発信し、共有化し、理解を深めていきたいという主旨により、昨年度は東京で、今年度は2回目として大阪で開催したものである。家族を亡くした子供の支援については、阪神淡路大震災を契機として東日本大震災の後、これまで以上に関心が持たれるようになってきたテーマであり、本シンポジウムも多くの方の関心を集め、交通事故被害者等の支援に携わる者や交通事故被害者遺族、行政担当者、家族を亡くした子供の支援に関心のある学生・一般の方など、多方面から約140名の参加となった。

シンポジウムでは、専門家の基調講演やご遺族から親の立場としての講演、支援者からの講演が行なわれ、多様な視点からの情報提供がなされた。また、パネルディスカッションにおいては、子供の頃に家族を亡くした経験のある当事者の方にお話いただき、つらい経験が交通事故の直後だけでなく、その後の長い時間に渡り、色々な場面において影響し、そのときどきにおいて悩み、傷つくことがあることをお話いただいた。

アンケートからも本シンポジウムが大変好評であったことが示されており、回答した全員が「有意義であった」と回答していることから、非常に密度の濃い、充実した内容であったことがうかがえる。交通事故で家族を亡くした子供には、多様な支援が必要であると感じられる、貴重な情報提供の場となった。

(2) 構成について

シンポジウムの内容について、まず岩切昌宏氏の基調講演については、悲嘆や悲嘆反応について子供の年齢による違い、また複雑性悲嘆といった専門的な内容を一般の方にもわかりやすくご講義いただいた。アンケートからは、「悲嘆にはそれぞれ固有の形があることが改めて認識できた」、「専門的なことを知ることができた」という意見が多く寄せられた。

また、ご遺族からの講演については、交通事故で子供を亡くしたご遺族の立場から、井

上郁美氏にお話いただいた。交通事故によって、家族が機能不全になる中で、親は子供にしてはいけないことがわからず、失敗することも多い。また誰にも悩みを話せず、誰からも支援を受けずに苦しむ子供が多い。国内では、家族を亡くした子供、特にきょうだいを亡くした子供を支援する団体がほとんどないことなど、自身の体験を交えてお話いただき、ご遺族をはじめ交通事故被害者等を支援する者にとっても大変有益な情報提供がなされた。

支援者からの講演については、西田正弘氏にお話いただいた。自身が代表を務める「子どもグリーフサポートステーション」の活動の紹介や子供のグリーフを支援する者の役割について、具体例を交えながらわかりやすくご説明いただいた。アンケートからは、「子供が話をできる場所が必要」、「全ての人がグリーフについて正しい理解を持つことが大切」といった意見が多く寄せられていた。

子供の頃に家族を亡くされた方のパネルディスカッションについて、パネリストは父親を亡くされた方が2名、きょうだいを亡くされた方が1名の3名構成でお話いただいた。事故時の年齢や家族構成、時間の経過などそれぞれ異なっていたため、家族の死から受ける影響や周囲から受ける影響が異なることがよく理解できる構成であった。「子供の頃に交通事故で家族を亡くした」という共通点はあっても、その状況によって子供が感じることや必要な支援が異なること、またそれぞれに深い悲しみがあるという点について、非常にわかりやすくお話いただいた。交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する具体的な情報提供がなされ、会場の参加者にも情報の共有化が図られた。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

(1) 開催地域について

シンポジウムについては、多くの方にお越しいただき、直接聴いていただくことが望ましいが、開催地域が遠い等により参加することが難しい場合もある。シンポジウムの様子を映像化し、ウェブサイト等で視聴できるようにすることも可能かと思われるが、やはり直接聴く言葉と映像を通しての言葉では受ける印象が異なる面もあることから、できるだけ直接会場にお越しいただくほうが効果的である。これまで東京と大阪においてシンポジウムを開催したが、今後このようなシンポジウムを開催する際には、地方において開催することを検討するなど、開催地域については今後の検討課題とする。

(2) 情報発信と共有化に向けて

シンポジウムにおいて、専門家やパネリストからは「家族を亡くした子供が話せる場」があるとよいという事例が挙げられていた。また当事者からは、「事故直後にグリーフの知識があるとよかった」、「当時このようなことを知っていたら、これほど思い悩まずに済んだかもしれない」という事例が挙げられていた。家族を亡くした子供や、専門家ではない

周囲にいる大人や友人が、どのように対応すればよいかといった知識が一層広まることが望まれる。国民全体でこの問題に取り組むため、今後一層、交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する情報を広く世の中に発信・共有できるよう、事業を進めていく必要がある。

第2章 交通事故で家族を亡くした 子供の支援に関する意見交換会

I. 目的

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、平成23年度に作成した子供の親及び支援者向けパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その活用を積極的に促すとともに、事例（体験談）及び意見交換を通じ、学校現場等で抱える交通事故で家族を亡くした子供の支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的とする。

II. 概要

家族を亡くした子供の支援に関する専門家、ご遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くした子供に起こりやすい反応や特徴に関する情報、また各地域における相談先に関する情報等を共有化し、連携強化を図ることを目的とした意見交換会を、栃木県、岡山県の計2箇所において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、下記の体制で実施した。

- (1) 専門家（敬称略）
 - ・川崎市こども家庭センター 担当部長（児童精神科医） 中山 浩
 - ・兵庫教育大学 臨床心理学コース 教授 富永 良喜
- (2) 内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員
- (3) 交通事故で家族を亡くされたご遺族
- (4) 相談窓口等関係者
 - ・交通事故や精神保健に関する相談窓口
 - ・交通事故等被害者支援に携わる者
 - ・子供の支援に携わる者
- (5) 事務局
 - ・内閣府
 - ・日本PMIコンサルティング株式会社

IV. 開催日程

意見交換会開催日程は、以下の図表 2-1 のとおりである。

図表 2-1 意見交換会開催日程表

開催場所	栃木県	岡山県
開催日程	平成 27 年 1 月 26 日	平成 27 年 2 月 5 日

V. プログラム

栃木県と岡山県においては、図表 2-2 のプログラムに従い行なった。交通事故被害者等や子供の支援に係わる関係機関の業務紹介の後、専門家による講義、ご遺族による講話を実施し、その後、意見交換が行なわれた。

図表 2-2 意見交換会 プログラム

時 間	担 当	内 容
13 : 00 ~ 13 : 30	事務局	開催挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)
13 : 30 ~ 14 : 30	専門家	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
14 : 30 ~ 14 : 45		休憩
14 : 45 ~ 15 : 45	ご遺族	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
16 : 00 ~ 16 : 45	全員	意見交換
16 : 45 ~ 17 : 00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 栃木県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

栃木県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・川崎市こども家庭センター 担当部長（児童精神科医） 中山 浩
- ・平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員
飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・ご遺族 1 名
大崎 礼子（岩手県）
- ・栃木県県民生活部くらし安全安心課 2 名
- ・栃木県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・栃木県警察本部県民広報相談課 2 名
- ・栃木県精神保健福祉センター 1 名
- ・栃木県教育委員会事務局学校教育課小中学校教育担当 1 名
- ・公益社団法人被害者支援センターとちぎ 3 名
（和氣みち子事務局長には、ご遺族としてもお話いただいた）
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

栃木県宇都宮市本町 1-8 栃木県総合文化センター 第 4 会議室

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、専門家による講義が行なわれた。その後、ご遺族 2 名よりご自身の体験についてお話いただいた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行なわれた。

(4) 講義「家族を亡くした子供の精神状態と支援者のメンタルヘルス」

川崎市こども家庭センター担当部長であり、児童精神科医でもある中山浩氏より、「家族を亡くした子供の精神状態と支援者のメンタルヘルス」と題して講義が行なわれた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りである。

○ 父母間の事件で親を亡くした子供の精神状態 ～実際の事例から～

父母間の殺人事件により、親を亡くした子供を診察した経験から、家族を亡くした子供の精神状態について 2 つの事例で説明したいと思う。児童精神科医として子供を診察する際は、その子供の発達と情緒に問題があるかどうか重点を置いている。1 つ目の事例は、父親が母親を刺殺した現場を目撃してしまった 8 歳の男児の事例である。事故後約 1 カ月後に子供を診察した際、学習面での問題があるようであったが、不安感や PTSD といった症状はなく、基本的には問題ない様子であった。しかし、1 年半が経った頃、包丁を持って追いかける夢を見たり、「母親が天国にいたので死にたい」と言ったりするようになった。このように、子供の場合は、事件後しばらくして問題が発生したり、なんらかの症状が現れたりすることから、一見子供の様子が大丈夫なように見えても、その後も安心できるというわけではない。事件現場を目撃することは、子供にとってストレスが大きく、学習障害や PTSD を発症しやすいということを、この事例は物語っている。

2 つ目の事例は、父親が母親を刺殺し、その後父親は自殺した事例である。子供は当時 15 歳 (中学 3 年生) の女兒である。事件現場を目撃することはなかったが、事件直後には、火事などの悪夢を見ると訴えていた。発達面での問題はないようであったが、情緒面では過剰に感情を抑制している様子であった。「かわいそうな子だとは見られたくない。同情の目で見られたくない」と訴えていたが、特に問題等は発生しなかった。

父母間の殺人事件には主に 4 つの特徴があり、子供の精神状態に大きな影響を与える。1 つ目は、父母間の殺人事件は、それぞれの親族関係を崩壊させてしまうという特徴である。夫婦どちらかが加害者、もしくは被害者となるため、それぞれの親族の気持ちはバラバラになる。力関係や利害関係が複雑化する中で、子供たちは混乱し、どのように気持ちを整理してよいかわからない。加害者とはいえ自分自身の親であるため、憎む気持ちになれない。交通事故の中でも、自損事故で家族が亡くなるといった、相手のいない事故の場合と似ているかと思う。このような場合では、支援もなかなか受けにくいといったことが起こることも多く、子供のその後の生活に大きく影響することとなる。

2 つ目の特徴は、父母間の殺人事件は、死を家族で悲しむという通常なら可能な体験を困難にさせることである。警察による捜査等で周囲が多忙となる中、葬儀や墓参りができなくなり、その結果、子供は死を受け入れる機会を失ってしまう。子供にとっては「死んだようだ」という程度で、自分の気持ちを整理することができない。気持ちを誰かと共有することもない。

3 つ目の特徴は、事件により親族との接触が持ちにくくなることである。その結果、子供は孤立感を持つ傾向にある。親族の間では、加害側と被害側により気持ちが全く異なり、その中で子供は孤立してしまいがちになる。子供に接する際は、加害側、被害側、どちらの気持ちにそって接するかにより、対応も異なってくる。

最後に、父母間の事件では、時間が経った頃に子供に PTSD 症状が出る場合がある。事件直後が大丈夫だったからといって、それ以降も大丈夫であるということはない。生活が少

し落ち着いた頃に、症状が出る子供もいる。長期的に子供をフォローすることが必要となってくる。

○自然災害で親を亡くした子供の精神状態 ～東日本大震災の経験から～

「遺児」と「孤児」は、それぞれの定義が異なる。「遺児」は、養育者の誰かが欠けてしまった子供、「孤児」は、養育者が全て欠けてしまった子供のことを指す。岩手県、宮城県、福島県では、遺児は約 1,500 名、孤児は約 250 名発生している。災害等で亡くなった人数の約 1 割が、遺児や孤児になると考えられており、交通事故による死亡者が年間約 5 千人として約 500 人の子供が、また自殺による死亡者が年間約 3 万人として、約 3 千人の子供が、遺児や孤児になっていると推測される。日本では、災害、交通事故、自殺等で親を失った多くの子供たちが、自分の気持ちを吐き出せない、苦しい状況に置かれている。

私が実際にかかわった事例が 2 つある。1 人目は津波で孤児となった 9 歳の児童の事例である。震災後、子供のいない親族の里親に育てられることになった。里親とは震災前も交流があったが、震災によって親戚の人がいきなり育ての親となったということで、児童にとっては受け入れがたく、その苛立ちを里親にぶつけるようになった。児童自身、学校で津波を目撃しており、怖い体験をしたこともあって、生活が安定するにしたがって、里親に苛立ちをぶつけたい、反抗したいと思うのは当然である。しかし、子供を育てたことのない里親にとっては、子供はどの程度反抗するのかについての感覚もなかった。このケースでは、里親に対して、親が亡くなったということ以前に子育ての相談そのものが必要であった。東日本大震災で孤児になった子供のほとんどは施設には入らず、親族が引き取って育てている。老いた祖父母や叔父、叔母等が育てている事例が多く、将来的には養育者の健康状態が課題になってくると考えられる。

2 人目の事例は、震災で父母と祖父を一度に失った子供のケースである。きょうだいは 4 人いて、面接した子供は末っ子だった。2 人は就職や就学で家を出たため、残ったきょうだい 1 人と 2 人で暮らしていた。一家の大黒柱は一番上のきょうだいのものであったが、大黒柱とはいえまだ 20 代であったため、養育者とは呼べない状況であった。この家族については、定期的に見守りを続けるよう児童相談所をお願いし、何か相談事があれば相談できるように、こちらからフォローを続けていくことが重要であるかと思う。

私の経験から言えることは、親族が亡くなっても、基本的な元の問題が大きくなければ、子供は親族等に受け入れられて生活していく力があるのだということである。全員が全員、なんらかの問題を起こすわけではない。しかし、何の問題もないということではなく、子供は必死で耐えている、人に世話をかけないようにしているような印象を持っている。「言ってくれたら相談にのりますよ」と言うことは簡単であるが、子供にとっては「同情の目で見られることが耐えられない」といった理由から、何も言って来ない。結果として、支援につながりにくくなる。問題が大きくなった場合に、言ってくることもあるかもしれないが、基本的には言えないし、言わない、弱音は見せない、子供であっても、それが当たり前の人間の反応であるかと思う。

交通事故の被害者も同じなのではないだろうか。特に子供の場合、自分から「話を聴いてください」などと言ってくるわけがなく、親が亡くなった場合などは、誰が子供の代弁をするのか、課題があると感じている。

○ 支援者のメンタルヘルス

支援者の方々は、被害者と接する時、事態が深刻であればあるほど、対応が難しいと感じる場面があるのではないか。自分自身の生活の中では想定していないようなことが生じているわけであるから、そう感じることは当然であり、支援者自身、気持ちの上で耐えることは困難であると思う。人が体験したつらい出来事に関わることによって、自分のモチベーションが持てなくなる状態になることがあるが、その状態を「代理トラウマ」と呼ぶ。熱心に支援しようとするほど、代理トラウマに陥ってしまうということを理解しておかなければ、せっかく支援者として経験を積んだ人が辞めてしまうということにもなりかねない。それほど支援という仕事は、専門性が必要な仕事なのである。経験を積み、専門性を磨く必要がある仕事にもかかわらず、長く続けられ続けるほど疲れてしまい、継続できないという逆説が生じやすい側面があり、妙案というものがないのが現状である。しかし、そのような状況になることがあるということを知っておくと、経験を積んだ人が辞めるのを防止したり、そのような人に助言ができたりできると思う。

支援者が孤立して活動していると、代理トラウマや燃え尽き症候群といったものに陥りやすくなるため、支援者同士が仲間になっておくことが重要である。トラウマや死別を体験した人を支援する仕事は、それだけ困難であるし負担の大きい仕事である。時には専門家に相談しながら、この難しい仕事に従事していただきたいと思います。

(5) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である大崎礼子氏、公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長の和氣みち子氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。

大崎 礼子氏

○ 事故の概要について

今から14年前の2000年11月28日、集団登校していた9人の児童の列に、飲酒運転の軽トラックが突っ込んだ事故により、当時小学1年生の長女を失いました。集団登校の列の中には、小学4年生と6年生の2人の兄もいました。長男は登校班のリーダーで先頭を歩いていたため、幸いにも長男だけが無傷でした。加害者はアルコールの影響で、運転中に強い眠気を感じており、このまま運転を続ければ事故を起こすかもしれないけれど、自宅が近いから大丈夫だと思い、運転を続けた結果、悲惨な事故につながりました。娘を直撃した衝撃は、車のフロントガラスがクモの巣状態にひび割れたことから想像できます。加害車両と駐車していた車の間にも、数名の子供が挟まれ、その中の当時4年生だった男の子が意識不明の重体のまま病院に運ばれ、家族の介護の甲斐もなく、30日後天国へと旅立っていきました。加害者は近所に住む60代の男性で、妻の看病で疲れていたことから、寝酒に焼酎を飲み、仮眠を取って再びハンドルを握ったらしいのです。

近所の人から事故の知らせを聞いた私は、非常に動揺しながらも、なぜか娘が私の手の届かない遠い所へと逝ってしまったのではと感じていました。現場の様子について、後に息子たちがこのように語ってくれました。長男は「妹が頭からたくさんの血を流して倒れていたの、怖くて近寄れなかった。」と語り、次男は「僕は、10メートル手前からの記憶がなくなって、気が付いたら目の前に妹が倒れていた。すぐに駆け寄って名前を呼んだけれども、妹は喉をゴクンと鳴らして、足が一度ピクンと動いただけで、それっきり動かなくなってしまった。半開きになった口の中には折れた白い歯がたくさん見えていた。頭から出た血が、側溝へ流れていった。」このように語ってくれました。

病院の救急室で見た娘の姿には、目立った外傷はありませんでしたが、しばらく経つと顔面の右半分が青黒く変色していきました。事故の衝撃で顔の一部が陥没したせいで、右目が閉じられなくなっていました。遺体には、打撲、切り傷、擦り傷があり、頭部は割れていました。ニュースなどでは、事故で誰が亡くなったとか、意識不明の状態だとか、そういう部分しか知ることはできませんが、その裏には悲惨なことがあるのだなということを理解していただきたいと思います。

○ 遺された息子たちの反応について

長男は、病院で取り乱している私に「お母さん、お金ちょうだい。お菓子を買ってくるから」と言いました。私は驚いて「こんな時に、どうしてそんなことを言うのか。ひどい

子だ」と思いました。「よくそんなことが言えるな」という気持ちでした。娘が自宅に戻り、布団の中に横たわっている間、長男はずっと娘の前に座り、動きませんでした。小さな声で、なにか話しかけている様子でした。この時、病院での「お菓子を買ってくる」の言葉は、衝撃の大きさによる反応だったのだと感じました。妹の傍から離れない姿を見て「この子も悲しいのだな、ショックなのだな」と感じました。

事故の後しばらくして、息子たちは「自分たちが悪い」という自責の念に苦しむようになりました。私自身も、あの日もうすこし引き留めていたら、事故に遭わなかったのかもしれない、私が車で送っていたら、事故は避けられたのかもしれないと悔やみました。先頭を歩いていて無傷だった長男は「自分がよけたから、後ろにいた妹は亡くなってしまった。自分がよけなければよかった。」と語り、次男は「なぜあの時、記憶がなくなったんだろう。記憶をなくしていなかったら、あの時迫ってくる車に気が付いて、妹の手を引っ張って助けてあげられたかもしれないのに」と、二人とも自分のことを責めていました。

また次男は、頭痛や腹痛など身体症状を訴えることがありました。病院を受診しても異常はないということでした。どうすることもできず、不安を抱えながら落ち着くのを待っていたような気がします。「外から誰かが入ってくるような気がして、怖い」とも訴え、部屋の鍵を全てかけてしまったり、事故の後に生まれた小さな妹を抱えて隅でうずくまったり、悩んだ結果、精神科に行ってみました。病院では絵を描かせ、その絵の状態を見て診断するという検査を受けました。医師からは「何かから何かを守ろうとしているような傾向がみられます」という説明を受けました。しかし、だからと言って何をしてよいのかもわからず、落ち着くのを待っていたように思います。

中山先生のご講義にもあったように、学校では「そっとしておいてほしい、普通に接してほしい」という気持ちがあったようです。友達が遊びに来て、仏壇を見られることにも抵抗感があったようです。「特別な目で見られたくない」と言っていました。子供たちは、誰かに何かをしてもらいたいという気持ちはなく、10歳と11歳であったため、事故後の生活の記憶は消えている部分が多かったようですが、やはり事故の記憶が一番強かったようです。加害者の顔は覚えていませんでしたし、「お菓子を買ってくる」と言ったこと、妹の傍を離れられなかったことも、覚えていません。しかし、目の前で事故を目撃した子供たちの衝撃は、想像以上に大きいのだなと感じています。

○ 家族を亡くした子供への必要な支援について

子供たちが、「車の衝突音が耳から離れなくて怖い」と訴えてきた時は、親としてどうしてよいかわからず、学校に相談したところ、校長先生が1カ月間、子供たちから「もう大丈夫」という声を聞くまで、自ら通学に付き添ってくださいました。保護者の私たちにとっては、とても助かりました。

当時、事故については、報道でも大きく取り上げられ、マスコミも現場にたくさん来て、登校中の子供たちの足元をカメラで撮影していました。保護者が「子供たちは、足元であ

ってもカメラで撮影されることを嫌がっているので、やめさせてほしい」と、学校に訴えたそうです。学校からは「どうにかしてほしい」と、私に連絡がありました。なぜそのような連絡が私に来るのか、驚きや憤りがありました。もちろん、被害者の家族ということで、私たち家族に対する気遣いもありましたが、やはり学校はこのような事件で被害者が出るということは想像しておらず、対応についても想定していなかったのでしょうか。誰もわからないという部分はあったのかもしれませんが、学校でも、このような被害が起きた場合にどう対応するべきかについて、共有することが必要なのではないかと感じています。また、学校の中に、保護者が相談できる担当がいれば、非常に良かったのではないかと感じています。学校から「話せる人がいますよ」と言ってもらえたら、いろいろと相談していたかもしれません。しかし、親は子供を亡くしたということで、自分のことで精いっぱいでした。私自身、遺された子供たちをよく見てあげることができない状況でした。遺された子供の支援と同時に、その子供の身近にいる大人たちへの支援が必要なのかなと感じています。

今でもよく思い出すことがあります。それは、火葬の前日、閉じられなかった娘の右目から溢れ出ていた涙です。「どうしてたったひとり、家族と引き離されてしまうの？私は何も悪いことをしていないのに、もっと生きたかったのに。」そういうことを伝えたかったのかなと、よく考えます。加害者は現行犯逮捕されたため、現場で倒れていた娘や子供たちのことをどれほど見ていたのか、理解していたのかということにはわかりません。加害者が知らない被害者は、たくさんいるのです。加害者は、刑務所に行けば被害者がどれだけ苦しんでいるのか、どんなにつらい生活を送っているのかなど、知るわけではないので、加害者は本当に守られているのだなと強く思い知らされました。被害者は、それまで想像もしたことがないような出来事に直面します。周囲の人から見て不自然な行動をしたとしても、それはごく当たり前の症状なのだと、周囲にも理解していただくことが必要だと感じています。

和氣 みち子氏

○ 事故の概要について

平成12年7月31日、19歳の娘は飲酒・居眠り運転をする職業ドライバーにより、命を奪われました。加害者は50代のドライバーで、千葉県の運送会社で勤めていました。10トントラックに鉄骨材を積み、同じく荷物を運ぶ同僚のトラックとともに、栃木県にやってきました。仕事を終え、千葉に帰る途中、喉が渇いたという理由で、同僚とビール2.5リットルを飲み、すぐにトラックを走らせました。後ろを走っていた同僚は、「非常に危ない運転だから停まれ」と携帯で電話しましたが、加害者は「大丈夫」と言いながら、蛇行運転で20kmほど走り続けました。居眠りをして、トラックの左前方がガードレールにぶつかったところで目が覚め、思い切り右にハンドルを切ったところ、センターラインを越え、たまたまそこを走っていた娘の車を巻き込みました。このような、悪質、無差別殺人と同

等の交通事故にもかかわらず、この加害者には業務上過失致死という判決により、たった3年半という実刑が下っただけでした。

警察から事故の連絡を受け、私はパニック状態になりました。先に病院に着いた夫と息子は、待合室で警察と病院の関係者が「今日の事故はこんなに大変だった」と話すのを聞いて、心臓が止まりそうなほどの大きな衝撃を受けていました。私も病院に到着し、病院の診察室に呼ばれ、いろいろな説明を受けましたが、全く覚えていません。ただ一言「娘さんは亡くなられました」という言葉だけが、強烈に残っています。「亡くなった」と言われても信用できないまま、集中治療室に入っていました。冷たいベッドの上で、傷だらけで横たわる娘の姿を見た途端、家族全員、その場に立っていることもできず、座り込んでしまいました。娘の顔面は片方が陥没し、体は傷だらけで、冷たくなりかけていました。14年経った今でも、その姿を忘れることはできません。

○ 遺された息子の反応について

息子は、事故当時17歳、高校3年生の多感な時期でした。事故から1カ月が経ち、学校へまた登校する頃、学校に事故について説明したほうがよいか、息子に確かめました。息子は「事故については一切言わないでほしい」と言ったため、学校には伝えませんでした。きょうだいはとても仲が良く、息子は将来、自動車整備士になって姉の車を整備することを目標にしていましたので、卒業後は自動車整備士の資格を取れる専門学校に通うこととなり、当初は頑張って通学していましたが、1年半で辞めてしまいました。事故後、周囲から「お前は男の子なのだから、しっかりしなきゃいけない。お父さんとお母さんを支えるんだよ」と強く言われてしまい、私たちには弱音を吐けない状態でいたのだと思います。私は息子の話を聞いてあげたかったのですが、子供を亡くした親としては、それができませんでした。自分が生きることに精いっぱい、家族を思いやることができませんでした。被害者にとって、自分以外の人を思いやることを求められることは、非常に辛いことです。親がそのような状態だったため、息子は私から離れていき、友達と過ごすことが多くなるにつれて、家に寄りつかなくなりました。そのような状況でも、私たち夫婦はなるべく会話をしようと努力してきました。

平成20年、内閣府交通事故被害者サポート事業において、交通事故の被害にあった子供のヒアリング調査が実施され、息子も参加することになりました。参加にあたり、栃木県の被害者支援センターや、臨床心理士の先生に話を聴いてもらったことで、息子は気持ちが軽くなったようでした。しかし、現在でも、娘の話を家族ですることは、お互いがつらくなってしまうため、できていません。

○ 家族を亡くした子供への必要な支援について

私は、生命のメッセージ展や法改正の署名活動を行なっています。始めた頃は、家族から「人にオブジェやパネルを作って見せるなんて、娘が見世物のようになってしまいかわ

いそうだと反対されましたが、今は協力してくれています。被害者は、家族であっても考え方、被害から回復する方法、スピードは、一人ひとり異なります。私たち家族もそうでした。事故や事件直後から、時間が経つにつれて、被害者もいろいろな形で変わっていくのだなと感じています。その変化に合わせて、周囲が支援をしていくことが望ましいと思います。被害者が望まないことを行なうことは、支援ではありません。たくさんの選択肢を提供していただき、その中から被害者が「これなら自分にもできそう」ということがあれば、関係機関や支援センターが寄り添いながら支援に当たっていただければ、被害者は少しずつ一歩を踏み出せるのではないかなと思っています。

家族を亡くした子供たちも、大人と同様、悩みを抱えていて、親としてもフォローは難しい課題であると感じています。子供にとって、自分に合った形で気持ちを吐き出すことが、心の整理につながるのだと思います。そのようなことから、被害者支援センターでは、センターで発行している手記に、子供たちに定期的に文章を書いてもらったり、また自助グループに参加してもらったりしています。被害者である子供たちは、年齢もそれぞれ異なるため、症状等もそれぞれで異なります。被害者支援センターでは、それぞれのニーズに合わせた支援を行なうことを心がけています。

皆さんには「一度犯罪被害者になってしまうと、被害者をやめることはできない」ということを知っていただきたいです。毎年命日も来ます。いろいろなことも思い出されます。被害者をやめることができたなら、どんなに幸せでしょう。お腹の底から、思い切り笑いたい。でも、笑えない。笑っても引きつっている。そういう状態で生き続けていることを、ぜひ知っていただきたいと思います。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行なわれた。

議題1：提供可能な支援内容について

意見：

- ・子供の保護者に、事故後の子供の様子を聞いている。まずは保護者との信頼関係を築き、子供の様子を間接的にでも把握することで、支援が必要な時は迅速に手が差し伸べられるような体制作りを心がけている。(被害者支援センター)
- ・行政手続きを少しでもスムーズに行なうことができるよう、取り組んでいる。保護者の手続き等の負担を軽くすることで、少しでも子供に向き合える余裕ができてもらえたらと考えている。担当者が二次被害を与えないよう、研修等も充実させていきたい。(くらし安全安心課)
- ・自動車事故対策機構では、交通遺児への生活資金の貸付や、「友の会」として交通遺

児への支援活動を行なっている。多くの方に、当機構の支援内容について知っていただく活動を、これからも充実させていきたいと考えている。(自動車事故対策機構)

議題2：家族を亡くした子供への支援について

意見：

- ・一人ひとりの状況、年齢、家族の状況、社会的立場、その後の親族関係、さまざまなことがあり、対応は形式化できない。丁寧に支援の実例を積み重ねながら、関係機関同士で連携し、必要な情報交換や支援を行なっていかなければならない。(精神保健福祉センター)
- ・学校では近年、スクールカウンセラーの制度が強化され、子供たちへの心のケアは以前と比較して充実してきているのではと感じている。子供の安全については、学校、道路管理者、警察、保護者、地域と連携を図る必要がある。(教育委員会)
- ・家族を亡くした子供に特有の症状やケアの必要性について、各関係機関に周知していただき、連携を図ることが重要である。(県警)
- ・子供の反応はさまざま、大人の基準で決められるものではない。支援活動は難しい側面はあるが、関係機関、関係者は一歩踏み出して、子供と積極的に関わろうというところから始まるのではないかと思う。(中山氏)
- ・子供は見た目からはわからないが、事故を忘れることができずに苦しんでいる。そういうことを、周囲には理解してほしい。被害者になることがどういうことか理解していただかないと、間違った支援、価値観の押し付け、否定等の誤った対応になってしまう。被害者になるということは、幅が広くて奥が深い。そこを理解していただくことが重要であると感じている。(大崎氏)
- ・事故や事件は裁判で終了するかのように見えるが、被害者にとってはその後が最も苦しい時期となる。支援センターには長期的に被害者を支えていくことが求められているため、何かあったら電話できるという場であり続けたい。(和氣氏)
- ・平成23年度の内閣府交通事故被害者サポート事業の報告書やパンフレットには、子供たちの実際の声が掲載されている。子供たちは大人と全く異なる次元で、さまざまなことを感じ、いろいろな感情を持ち続けている。子供の生の声に触れることは、非常に参考になるため、ぜひ読んでいただきたい。(井上氏)

(7) 意見交換会まとめ

ご遺族からは、子供を亡くした親としての立場から、遺されたきょうだいの反応や、必要だと感じている支援等についての貴重な話が語られた。その上で、参加者からは可能な支援内容についての情報が提供され、家族を亡くした子供の支援の必要性について、改めて認識を共有する意見交換会となった。

2. 岡山県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

岡山県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・兵庫教育大学大学院・教授・臨床心理士・博士（心理学） 富永 良喜
- ・平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員
飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・ご遺族 3 名
被害者遺族 A（匿名希望・女性）
松本 里奈（広島県）
赤田 ちづる（兵庫県）
- ・岡山県県民生活部くらし安全安心課 2 名
- ・岡山県交通事故相談所 1 名
- ・岡山県警察本部警務部県民応接課 2 名
- ・岡山県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・岡山県教育庁保健体育課 1 名
- ・岡山県精神保健福祉センター 1 名
- ・日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山） 1 名
- ・公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 4 名
- ・認定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

岡山県岡山市北区丸の内 2-6-30 岡山県立図書館 サークル活動室 1

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、専門家による講義が行なわれた。その後、ご遺族 3 名よりご自身の体験についてお話いただいた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行なわれた。

(4) 講義「交通犯罪被害にあわれたご家族への支援について」

兵庫教育大学大学院教授であり、臨床心理士でもある富永良喜氏より、「交通犯罪被害にあわれたご家族への支援について」と題して講義が行なわれた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りとなっている。

○ 被害者支援体制について

人は、自分自身あるいは自分の家族が犯罪被害に遭った時、どのようなことに直面するのだろうか。私が関わっている兵庫県の犯罪被害者遺族の会「六甲友の会」が、犯罪被害に遭った時に直面することについて、以下のような例を示している。「①日常生活が困難になる」、「②司法手続きに奔走する」、「③マスコミから強引な取材を受ける」、「④経済的な問題が発生する」このような混乱した状況の中、被害者やその家族にはさまざまな心理的・精神的反応が生じるようになるのである。そのような困難な状況にある被害者に対しては、事件や事故後の支援が、非常に重要となってくる。被害者支援には、生活支援、司法支援、マスコミ対応、自助グループ、カウンセリング、医療支援といった複数の支援システムがある。

医療の分野では、PTSD 臨床診断面接尺度という信頼性の高い診断ツールを用いている。PTSD と診断された場合は、適切な治療を行なっている。治療法については、かなり明確に確立されてきている。警察においては被害者対策室が設けられ、事件や事故の直後に被害者にアクセスできるシステムが整備されており、全国に設置されている被害者支援センターと両輪でサポートする体制が出来上がっている。

自助グループも発展を続けている。自助グループというと「癒しの場」と捉えられがちであるが、六甲友の会では、裁判を闘うための情報交換を行ったり、自分自身の体験を語ったりしている。自助グループでは、「安心して事件の話ができる」、「地域ではもう過去のことだが、本当はそうではないのだということがわかってもらえる」、「もしこの場がなかったら一人で閉じこもっていたと思う」、「裁判に関することが聞ける」というような声が上がっている。このように、自助グループは、痛みを乗り越えながらつらい体験を通過できる場所、自分を取り戻す場所として、重要な被害者支援の1つである。

司法の分野でも、被害者支援が整いつつある。以前は、被害者を守る法律がないという課題があった。法律を変えなければ、被害者が苦しみ、悲しむ状況は変わらない、また、同じような被害に遭った人がこのような耐え難い痛みを経験するのはつらすぎるという被害者の思いが、「危険運転致死傷罪」や「犯罪被害者等基本法」の制定へとつながっていった。特筆すべきは、犯罪被害者等基本法における第3条であろう。「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」これまでの被害者には人権がなかった状況を、この法律によって変えることができた。

このように、被害者支援の体制は、近年格段に整ってきていると言えるだろう。

○ 被害者に起こることとその対処法

大切な人を亡くすという喪失の体験は、全ての人に訪れるものであるが、被害者の喪失は「突然命が奪われたことにより、今、ここにいるべき人がいない」という意味であり、通常の「寿命を全うした」うえでやってくる喪失体験とは大きく異なる。現在ばかりか未来が奪われ、遺された者はその出来事がトラウマ記憶となり日々の生活を苦しめる。さらに犯罪被害の場合、マスコミの取材など、その後の生活に大きなストレスがかかる傾向が

強い。特にストレスが子供に与える影響は大きいと考える。被害者にとっては、喪失の体験とトラウマの記憶によるさまざまな考えや症状を、どのように受け止めながら前に進んでいくかということが大きなテーマとなる。

さまざまな出来事に遭遇したからといって、全ての人がストレス障害になるというわけではない。アメリカのデータによると、性犯罪被害、拉致監禁、重症事故等の被害者は、PTSD に移行する確率が高く、うつ、アルコール依存、ギャンブル依存、心身症などのさまざまな症状を引き起こす傾向が強い。それと比較して、自然災害の被害者の場合は、ストレス障害に移行する確率が低いと考えられているが、実際に阪神淡路大震災や、東日本大震災の被災地においては、アルコール依存症の人が増えて問題となっている。このような現象の背後には、突然の喪失とトラウマ体験、そして日常生活がなかなか立ちいかないといった3つのストレスに襲われているという現実がある。

非常に悲惨な状況に遭遇した人の中には、ストレス障害に移行していく人がいる。ストレス障害に移行する人には、過覚醒、マヒ、再体験、回避、マイナス思考といったような「トラウマ反応」が起きている。これは、命を脅かされる出来事に遭遇した誰もが抱え得る反応である。その反応のために、日常生活を送ることができない、仕事ができない、勉強ができなくて成績が下がる、学校に行けないなどの時は、ストレス障害に陥っているのである。では、ストレス障害に移行する要因とは、いったい何なのだろうか。

要因は「自責感」と「強い回避」であると考えられる。自責感とは、周りから見て「自分を責めなくてもいいのに」と思われるにもかかわらず、どうしても自分を責めてしまうこと。「自分が悪かったのだ」と、心の中で意識的、無意識的に繰り返すつづやいていけば、それが刺激になって抑うつを引き起こす。「そんなふうに思わなくてもよいのではないか」と周囲が言っても、自責の思いはなかなか拭えない。実際に、自責感と強い回避は、阪神淡路、東日本大震災においても、子供たちによくみられる傾向である。しかしながら、自責感と強い回避は、非常に大きなリスクファクターであると同時に、自分自身を守る方法でもある。というのは、回避することにより、つらいことを思い出さなくてよいからである。周囲は、回避には自分自身を守る要素もあるということを知りながらも、被害にあった子供に「気持ちや思いをずっと閉じ込め続けることないよ（ストレス障害のリスクだよ）、つらかったことや怖かったことは、少しずつでもいいから、身近な人に語っていくといいよ」というメッセージを送ることが重要である。そして、つらかったことについて、子供たちから語られた時には、その思いを受け止める人がそばにすることが当たり前になっている必要がある。ストレス障害に陥った人に対しては、カウンセリングと医療が有効な対処法となる。

○ 子供への精神的支援

トラウマティックな体験の後、何らかの精神的症状がみられる子供に対しては、大人とは異なる説明方法や、アプローチが必要である。例えば、紙芝居などで説明することは、子供にとって有効であると考えられる。「事故」、「地震」、「津波」という言葉を聞くのも嫌だと

いう子供には、回避の症状がみられるため、私の作成した本では、悲しんでいる主人公のかばくんに、「あんな大変なことがあったのだから、心と体がいろいろ変わるのは自然だよ。」「泣きたくなったら泣いたらいいんだよ。そして避けていることに少しずつチャレンジして行こうね。」というように語りかけ、かばくくんは元気を取り戻していくストーリーとなっている。

喪失がもたらす反応には、「麻痺」というものがある。心を麻痺させ、これ以上ないつらい出来事から身を守ろうとする反応である。そのようなケースの子供には、アメリカにおける喪失後の回復モデルである「デュアルプロセスモデル (Dual Process Model : 二重過程モデル)」というアプローチが有効である。喪失に向き合うことと日常生活を取り戻すことの2つを行ったり来たりしながら前に進んでいくというものである。

○ おわりに～学校教育の大切さ～

一般的に、カウンセリングを受けることは、非常に敷居が高いことと捉えられている傾向がある。学校教育の中では、何か問題を抱えている子供がカウンセリングを受ける体制が整備されるようになったが、子供が自分の心の課題に取り組んだり、より成長するために自分を見つめたりする時間は非常に乏しい。私は、全ての子供たちにストレスマネジメントのような心の健康に関する授業を行なう必要があると考えている。身近なストレスから、トラウマティックなストレスまで、それぞれのストレスが引き起こす心身の反応や、それについての適切な対処法についての授業が、日本でも当たり前のように行なわれて欲しい。「日常のちょっとしたストレスにもこのように対処したらいいよ、とてもつらいストレスにはこのような心と体の変化が起きて、このようにすると反応を収めやすくなるよ」ということを、子供たちも事前に学んでおくことにより、カウンセリングの敷居もぐっと低くなるのではないかと。その意味で、学校教育が果たす役割は大きいと考えている。

(5) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である被害者遺族A氏、松本里奈氏、赤田ちづる氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。なお、被害者遺族A氏については、事故の概要と家族を亡くした子供に必要な支援についてお話いただいたが、ご本人のご意向により、お話の内容の掲載は控えさせていただいている。

松本 里奈氏

○ 事故直後について

2012年12月25日、私の夫は交通事故で亡くなりました。加害者が勤めていた会社の社長の運行管理者としての責任が問われ、執行猶予付きではありますが、有罪が確定した、全国でも初めての事故でした。当時、長男は18歳の高校3年生、長女は17歳の高校2年生でした。現在はそれぞれ20歳と19歳になり、大学に通っております。

私は、事故の前から勤めていた会社で今も勤務しています。職場の理解を得て、仕事を続けることはできていますが、その反面、日々生活と仕事に追われ、子供たちのケアはできていないというのが現実です。本来ならば、子供たちのためにも仕事を辞めて、しっかり寄り添っていくことが良いのかもしれませんが、生活のためと、また父親の代わりに働く背中を見せていかなくてはという思いから、毎日葛藤しています。事故から半年くらい間に、私は2回ほど夫の後を追おうとしました。一家の主としての重圧と、これからずっと一人で生きていかなくてはならないという思いに押しつぶされそうになったからでした。2回とも長男が体を張って止めてくれました。どう考えても母親失格なのですが、その当時半年間は、子供たちがいるから頑張らなくてはならないと考えることが全くできず、逆に子供がいなければ夫の所に行けるのにとという思いが強かったのです。

夫の死はあまりにも突然のことで、その日から私たち家族の生活は一変しました。通夜や葬儀を終えると、さまざまな手続きに追われました。年金や労災の手続きは会社が行なってくれましたが、世帯主の変更などの行政手続きは自分で行なわなくてはなりません。

○ 子供たちの様子について

長男は、父親の遺体に対面した際は号泣しましたが、葬儀会場に入ってからは一切涙を見せませんでした。年齢の割にはしっかりとしたところもあるようで、通夜や葬儀の手配についてもサポートをしてくれました。そのせいか、多くの方に「これからはお母さんを支えてあげてね」と声をかけられました。本人は、ほとんどの人にそう言われたので、社交辞令のようなものだろうと感じたそうです。長男が事故後嫌な思い出として挙げたのは、高校の卒業式でした。卒業式を終えて、教室に戻り、最後のホームルームの時、一人ずつ前を出て両親に感謝の言葉を言おうという流れになったそうです。その場で長男はどうしてよいかかわからず、困ったなと思いつつ、クラスみんなへの感謝の言葉で終えたそう

です。通常、卒業式の後はそのような形になることは理解しましたが、事故からまだ4か月余りのことでしたので、もう少し配慮ある言葉で対応していただけなかったかと残念に思いました。このことは長男の中では大きな傷にはなっておらず、「気持ちの分からない人もいるんだよね」という話で終わっていることが幸いです。その後、彼は1年間の浪人生活を送りましたが、その間に夫の幼馴染や友人、後輩に声をかけてもらい、いろいろなところに連れ出してくれました。父親のツーリング仲間とは、ツーリングへ行ったり、仕事仲間とは、出張先でいつも父親が出かけていた場所へ連れて行ってもらったり、成人のお祝いもしてもらったりと、その方たちを通して父親との思い出を整理していったようです。父親の姿はありませんでしたが、常に父親を身近に感じながら生きてきたことで、昨年大学生になった頃には、それ以前の自分をずいぶん取り戻したように見えました。そんな長男が父親の遺体と対面したとき泣いて以来、唯一泣いたのは、被害者参加制度で参加した裁判の被害者論告の中で、「父親と一緒にお酒を飲みたかった」と読んだ時でした。現在は、父親が勤めていた会社でアルバイトをしながら、法学部に通って法律を学んでいます。

長女は、父親が亡くなった当時は、ようやく反抗期も終わりつつある17歳という時期でした。亡くなる前日、軽い口げんかをしたのが最後の会話です。このことが、長女の後悔となっています。彼女は父親の遺体と対面したとき、亡くなっているということに気付くのに数十分かかりました。遺体の状態を見れば、どう見ても亡くなっているのですが、そのことをどうしても理解できないようでした。父親が死んだと気付いた時から、ただただ静かに泣きました。通夜や葬儀も、静かに泣きました。私や長男とは異なり、加害者への怒りをあらわにしたことも、大声で泣き叫ぶようなことも一度もありませんでした。通夜、葬儀の時、長男は「お母さんを支えてあげて」と声をかけられているのに、自分には誰も言ってくれないと、つらく感じたそうです。また長男が夫の友人たちと交流を持ちながら、父親を感じて過ごしていることを羨ましく思っているようですが、女の子ということもあり、やはり長男と同じようにはいかなくて、そのことももどかしく感じているようです。父親を身近に感じながら生きていくことができたということが、2人の回復のスピードに少なからず影響があったのかなと感じています。長女は父親が亡くなった10日後、3学期の始まりとともに日常生活に戻り、毎日問題なく登校しました。長男は、高校3年生の自由登校の時期であったため、検察庁に出向く私に付き添ってくれました。このことに、長女は疎外感を感じていたようです。

3学期が終わろうとしていた3月、長女は「何もする気になれない」といった無気力感を訴え始めました。県警のカウンセラーに相談しましたが、カウンセリングという形で行くことを嫌がったため、母親の付き添いという形で連れて行き、私がカウンセリングを受けている間に、別室で私を待ちながらグリーフについての説明を、別のカウンセラーから受けていました。その時にカウンセラーからもらった冊子は、1年以上肌身離さず持っていました。自分自身に起きている変化が特別なことではないんだと知り、安心したのだと思います。しかし、その年の9月に入った頃、体調が大きく崩れました。娘は、寝起きに父親

の死を知らされたことから、寝ることに恐怖を覚え、数日眠れないという状態になりました。心療内科の受診を希望したため、一緒に通院を始めました。登校もままならなくなり、卒業も危うい状況になった時、当時の担任に助けられました。各授業、出席日数を確認しながら、時には休むことも応援してくれ、上手く調整をしてくださいました。登校して体調が悪くなれば、そっと別室で休ませてくれたり、不安定な長女のことを考えて、席替えのたびに周りを友人で囲んでくれたりしたそうです。もしもこの先生が担任でなかったら、長女は高校を卒業することはできなかったと思います。兄妹ともに公立高校へ進学していましたが、どちらの学校にもスクールカウンセラーはいませんでした。事故後もスクールカウンセラーなどの提案はなかったので、私自身もその当時はこのようなことは全く考えもしませんでした。

長女と私は、悲しみや怒りの表現方法が少し異なり、そのことでお互い理解し合えず、親子で傷つけ合うこともあります。当時の私は、家族といえどもそれぞれ思いが違うということを全く理解しておらず、もちろん長女も理解していなかったため、お互い何が言いたいのが全く分からないという日々でした。今ではその当時のことを親子で話すこともできるようになり、「この頃はこんなふうにして嫌だった」と口に出せるようになりました。被害回復が少しずつ進んでいるのかなと思います。現在は大学1年生の娘ですが、今年の10月頃から体調を崩し、まだ登校できていません。おそらく春になれば体調が良くなるだろうと、その時を待っています。2月に入り体調が回復してきているので、以前よりは、体調不良の期間は短くなるのではないかと、期待しています。

○ 被害者支援と遺族の回復のために必要なこと

被害者遺族になった場合、外出すること自体が大きな負担となります。知り合いに会うことを避けながら暮らしていくようになります。私は、葬儀の後さまざま手続きに追われる日々を送りました。たくさん手続きを、全て自分で行なわなくてはならず、このような手続きが全て同じ窓口でできるようなシステムがあれば、遺族にとってとても有難いことだと思います。

私たち家族の回復には、被害者参加制度により裁判に参加できたことが大きく影響していると思います。子供たちの意見を尊重しながら、1度目の裁判は私と長男、2度目の裁判は家族3人で参加しました。特に2回目の裁判については、被害者参加制度で出来得ること全て行なった、これ以上父親にしてあげられることはなかったという思いで、家族3人、裁判を終えることができました。このことはとても大きな影響を与えています。長女の意見陳述が読み上げられた後、娘はおそらく事故後初めて笑顔を見せてくれました。この意見陳述の中には私自身も全く知らなかった子供たちの声がたくさんあり、長男に関しては1度目、2度目の意見陳述を通して、その時の彼の思いの違いがとてもよくわかります。長女は、父親の遺体と対面したときに怖いと感じたことや、遺体に少ししか触れることができなかったことで、自分自身が冷たい人間だと思っていたそうです。私は、そのことを全く

知らずに過ごしていましたが、それを聞き出せたことで、少し彼女の気持ちが軽くなったかなと思います。

警察や捜査関係者の方は、たくさんの事故の中の 1 つとして夫の事故を扱うという態度ではなく、子供たちにも一人の人間として接してくださり、質問を投げかけたり、意見を聞いたりしてくださいました。とても感謝しています。私たち家族は、父親、家族を奪われるというこれ以上ない悲しみを味わいましたが、その後出会った方々は全て温かい方たちばかりです。その温かさに救われて、ここまで生きてくることができました。友人はもちろん捜査関係者、司法関係者、私たちに関わる全ての方々がまっすぐに接してくださったことで、子供たちもまた生きていくことに希望が持てたと思います。犯罪被害者、また被害者遺族が二次被害に遭うということが非常に多いと聞きます。どうかそのようなことが絶対にならないように、温かい人に囲まれて被害回復できることが当たりの社会になることを願っています。

赤田 ちづる氏

○ 事故と遺された家族の変化

私は、交通事故で弟を亡くしました。私には、交通事故で失ったものが 2 つあります。1 つは弟、もう 1 つは事故の前日までの私の家族です。弟と同時に、私は家族である父と母も失ったと感じています。2003 年 11 月 16 日、当時 24 歳の弟は、飲酒運転の車にひき逃げされ、頭を強く打ち、その後意識が戻らないまま 1 週間後に亡くなりました。当時、両親は九州、兄は関東、私は関西で夫と子供の 4 人で暮らしていました。事故後、子供を失った両親の悲嘆は大きく、父と母も弟と一緒に死んだほうがどれだけ楽だっただろう、生きているのが可哀想だと思うほどでした。父は、事故後の手続きを行っており、その分気丈に見えていましたが、一方で母は歩くことも立つこともできない状態がずっと続きました。周囲は、兄と私に「お父さんをお願いね」、「今お母さんにずっとついていてあげてね」という言葉をかけてくれましたが、私の場合はその言葉に傷つくというよりは、自分が現実を受け入れる前に、非常に重い何かを背負わされたような気がして苦しく、きちんと弟の死と向き合う時間がないまま、母の世話やその後のいろいろなことに追われ、今になっても弟の墓前でも仏壇でも手を合わせて座ることができていないような気がします。しばらくは両親を放っておけない状態だったので、私は、私の幼い子供 2 人を連れて、九州での生活を始めました。葬儀やその後の法要については父と兄が決め、私は母に代わって家事や来客の対応に追われました。私は「もうここは私の実家ではない、自分の居場所はないんだ、ここではお手伝いさんだと思って割り切ろう」と、毎日淡々と過ごしながらも、「明日父と母が死んでしまったらどうしよう」といった恐怖が常にありました。

両親は「私のことなんて、もうどうでもよくなったんだな」と思うくらい、弟のことで頭が一杯になりました。子供を亡くした親として、私の想像を超える悲しみの中にいるということは理解していますが、私と兄にも同じように「弟を亡くした」という悲しみはあ

ります。しかし、誰もそれに目を向けてはくれませんでした。親を亡くした子供の場合、経済的な面で目を向けられる場合が多いと思いますが、きょうだいを亡くした子供は、「両親がいるので大丈夫だろう」という意識が強く、いつのまにか忘れられていきます。一般的に悲しい出来事が子供に起こった場合、そこに一番に寄り添ってくれるのは親だと思いますが、子供を亡くした親には遺された子供に寄り添う余裕はありません。既に大きな悲しみの中にいる両親を、さらに傷つけることは、私にはとても怖いことでしたので、自分の気持ちや思いを両親に言うことはありませんでした。次第に、両親と弟の話はしなくなりましたが、弟の話ができる唯一の存在の兄とも、なかなか弟のことを話す機会がないことを残念に思っています。家族にも友人にも話せずに、私は今まで一人で抱え込んできました。今回、この意見交換会と別の会において話をする機会をいただいた中で、少しずつ弟への思いを整理しつつあると思います。

ある人から、こんな話を聞きました。「家族はモビールのようなものなんだよ。ひとつひとつで全体のバランスを保っている。一つでも欠けたらバランスが壊れるように、家族も誰か一人が欠けることで、バランスが壊れるんだよ。モバイルがまた回復するためには、それぞれがバランスを変えればいいのだけれども、子供を亡くした親がモバイルの立ち位置を変えることはできない。ということは、遺されたきょうだいも、少しずつバランスが取れる位置に自ら動くことが、一番楽なんだよ」と。それを聞いて、私は自分が「娘」としての立ち位置に固執していたために、バランスを取ることができず、それでこの苦しさがあるのだ、両親ができないのであれば、自分が立ち位置を変えたらいいんだと、とても楽になり、それからは少しずつですが、母親との関係も変わりつつある状態です。もっと早い時期にそのことに気付いていれば、私はもう少し楽に生きて来られたのではないかと思っています。

○ 遺されたきょうだいへの支援について

遺されたきょうだいに対しては、家族を亡くしたことに寄り添ってくれることが、まずは必要かと思います。事情を知らない人からきょうだいについて聞かれた時の回答の仕方を教えてもらえることも、大きな支援であると思います。子供が第三者から受けた心の傷を、家庭の中で共有することは、非常に重要なことです。しかし、事故で家族の状況が激変し、親から孤立してしまっている環境にある子供は、どんどん息苦しくなっていきます。私たちのように、事故で壊れてしまった家族関係を再度築き直していくための支援は、非常に重要です。

私は、母が行なっている法改正への署名活動、生命のメッセージ展、遺族会等に付き添うことにより、同じような立場にある人々と出会いましたが、積極的に交流することはありませんでした。なぜなら、遺族会のような集まりは「親の会」であり、子供を亡くした親が主流であったためです。きょうだいは、あくまでも「親の付き添い」であり、遺族会等で癒されるといったことは、なかったように思います。

きょうだいを亡くした子供の多くは、親にも友人にも話せない思いを抱えて暮らしています。親をいつも気遣いながらも、その親の言葉に傷つけられています。大きな喪失感、孤独感を抱えているきょうだいを亡くした子供、その結果家族も失ってしまったと感じている子供に対して必要なものとは、その喪失感を理解してくれる支援員の方、また親とは離れた所で話ができる場であると思います。その際、カウンセラーは、親とはつながっていないカウンセラーがよいでしょう。子供は、親を傷つけることを常に恐れています。自分が言ったことを親に報告される恐れのない人、環境が理想であると思います。また、子供たちが自ら動いて自分たちのセルフケアグループを立ち上げられるような支援があれば良いと思います。さらに、事故から少し経過し、親がある程度落ち着いた段階で、遺されたきょうだいがどのような思いでいるのかについて、親に伝える機会があればよいのかなと考えます。子供の気持ちがわかれば、親が少し動いてくれるかもしれない。そのことで、子供の負担はいくぶんか軽くなるのではないのでしょうか。

最近、少しずつではありますが、遺されたきょうだいに対して世間の目が向き始めていることに、大変うれしく思っています。私の経験を通して、支援してくださっている方々が遺されたきょうだいの現状を知り、支援に当たっていただけたらよいなと願っています。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行なわれた。

議題 1：トラウマを抱えている子供に対する医療的ケアについて

意見：

- ・薬などを使うケアが必要なケースは、不眠といった生理的反応をコントロールした場合であり、トラウマから来るストレスに対して薬のみで治療を行なうことは十分ではない。薬とカウンセリングを組み合わせる治療を行なう医療機関につなげるのが重要である。カウンセリングでは、封印していた記憶や、自責の念などを語ることで、過去の体験をありのままに捉え、また客観視できるようになるように、進めていくことが必要である。客観視できることで、自責の念も払拭できる可能性が高くなる。(富永氏)

議題 2：10 代の子供の支援について

意見：

- ・子供が小学生である場合は、親がケアセンター等に連れて行くことができるが、10 代の子供はケアを受けに行くこと自体を嫌がる傾向にある。10 代の子供の対応については、まず親に、10 代の子供の傾向について理解してもらうことが重要である。大人がグリーフケアの必要性を知ること、子供には大人とは異なるケアが必要であ

るということを知っておくことが重要である。(おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ)

- ・10代の子供に対する支援は、今後の大きな課題であると感じた。利害関係がなく、信頼できるカウンセラーに自分の気持ちを吐き出すことができる環境が必要である。また、子供たちに対しては、どういう状況でストレスが高まってしまうのか、どのようにすればストレスが発散できるのか、どういう手段でストレスを抑えられるのかといったような、ストレスマネジメントも重要であると思う。学校において、ストレスマネジメントについて学ぶ機会があれば、カウンセリングの敷居も低くなるのではないだろうか。(井上氏)
- ・子供にカウンセリングの必要性を知ってもらうためにも、レインボーハウスのような子供の心のケアに関する拠点があることが重要である。「こういう場所に行ったほうがいいんだな」と思ってもらえるような子供が、少しでも増えたらと思う。(赤田さん)
- ・相談できる専門家がいると同時に、学び、遊び、生活体験をしながら、子供をサポートできる拠点があれば良いと思う。(富永氏)

(7) 意見交換会まとめ

岡山県では、子供を亡くした親としての立場からのお話に加え、きょうだいを亡くした立場から体験談をお話いただいた。親としての立場からは、子供の反応や、家族の回復のために必要な支援について、実体験を基に語られ、きょうだいの立場からは、当時何を感じたか、子供にはどのような支援が必要なのかについて語られた。どのお話も、これからの子供の支援のあり方を考えるうえで、非常に貴重な機会となった。

意見交換では、10代の子供の支援についての難しさについて意見交換がなされた。さらなる子供の支援の充実に向けて、新たな課題が提起された意見交換会となった。

Ⅶ. 子供の支援に関する意見交換会のまとめと今後の方向性

1. まとめ

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会については、平成24年度より実施し、本年度は栃木県及び岡山県の2箇所において開催した。意見交換会に参加いただいた専門家、ご遺族や支援機関の中から、以下のような意見が示された。

(1) 専門家による講義

専門家の講義において、家族を亡くした子供の死についての理解やその影響は、事故や災害の態様や年齢、時間の経過等によって異なること、また子供の場合は、ストレス障害となることなどについて説明された。また支援者として、人が体験したつらい出来事に関わることにより「代理トラウマ」を受けることについての説明がなされ、支援者のメンタルヘルスにも留意が必要であることが説明された。このような情報は、子供の支援者のみならず、家族を亡くした子供の保護者においても非常に重要な情報と考えられる。

(2) ご遺族の話

ご遺族からのお話については、自身が体験されたことについて、わかりやすく詳細にお話いただいた。5名のご遺族の方にお話いただいたが、うち4名は家族を亡くした子供を育てる親の立場からのお話であり、自分自身が大変な状況にいる中で子育てをしなければならなかつらさ、悩み、親や子供に生じた問題などをお話いただいた。特に10代の子供については、事故のショックにより予定していた将来像が全く変わってしまうこともあり、学校に行けなくなることや生活が困難になるといった事例について、複数の方から説明がなされた。

また、1名の方は交通事故できょうだいを亡くした子供の立場であり、子供として親とのかかわりの難しさなどについて率直にお話いただいた。

なお、今年度からは、お話いただくご遺族に事故の概要やお話いただく内容について事前にアンケート形式にてご回答いただき、その内容を会議参加者の方に事前に送付し、情報の共有化を図るという取組を行なった。事前に情報を共有化することにより、会議参加者はご遺族の状況について、ある程度予備知識を得ることができ、意見交換を有意義なものとすることができた。

(3) 意見交換

① 子供の反応に関する知識について

交通事故で家族を突然亡くするという衝撃を受けて、子供には様々な反応が起こる。ご遺族のお話からは、「事故のときの記憶がない」、「頭痛や腹痛、胃痛、不眠などの症状」、「自

責感」、「自分が死ねばよかった」、「命日前後の体調不良」、「遺された自分のことも見てほしい」、「子供（や家族）によって回復の過程は異なる」など、複数のご遺族から共通する事象が語られていた。また、被害者参加制度により裁判に参加したことが、子供の回復の一助となったという意見も聞かれていた。

② 家族の支援の重要性について

交通事故で家族を亡くすと、家族関係のバランスが事故前と変わってしまい、以前のような機能を果たせなくなることも多い。ご遺族のお話にもあったように、親を心配させないように、また迷惑をかけないようにと、悩みごとは話さず一人で抱えてしまう子供も少なくない。親が親としての役割を果たしにくい状態にある中で、家族を亡くした子供の悲嘆のケアまで親が担うことは、非常に大きな負担となる。この場合は、親や子供に寄り添い、理解しようとしてくれる第三者の存在が重要であるという意見が聞かれていた。

③ きょうだいを亡くした子供の支援について

きょうだいを亡くした子供は、両親が生存していることから支援を受けにくい状況にある。しかし、家族を失った親は、あまりの衝撃に親としての役割を果たせなくなることも多く、子供はそのような親を気遣い、困っていても言い出せず、周囲からは「もう回復したのだ」と思われてしまうなど、支援の必要性が認識されにくい。きょうだいを亡くした子供を対象とした支援団体は少なく、きょうだいを亡くした子供の支援が十分になされていないという意見も聞かれていた。

本意見交換会においては、このような交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する多くの情報が得られ、このような情報はご遺族はもとより、支援者やご遺族を取り巻く人々が知っていれば、失敗を避けられたり回復に有効に機能したりすることも多い。引き続き、情報を広く社会に発信し、共有化していくことが期待される。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

（1）意見交換会の継続

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の目的の1つは、行政担当者等参加者がご遺族の意見や気持ちを受け止め、理解することであるが、そのような目的は、まだ十分達成できてはいない。さらに交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する情報は、まだ広く社会に浸透しているとは言い難い状況にある。したがって、参加者の理解促進のためにも、都道府県単位のお互いに顔の見える規模の会議において、情報提供、共有化を図る取組を継続することが期待される。

(2) 構成内容の検討

参加者の理解を高めるためには、専門家の話を聞くことが重要であるが、参加者の理解が促進されるような内容であることが期待される。したがって、専門家への依頼については、どのような人に話を聞いてもらうのか、またどのような内容の講義をお願いするのかについて、事前のすり合せを行う。また、ご遺族のお話については、参加者が理解しやすいこともあるため、ご遺族のお話の時間を長くして、参加者の理解が深まるような構成とするなど、時間配分については今後の検討課題とする。

第3章 自助グループ運営・連絡会議

I. 目的

自助グループ運営・連絡会議では、交通安全対策に係る講義、自助グループの必要性の再確認に係る講義、自助グループの取組に係る情報交換、遺族の心理的症状と治療に向けた取組に係る講義及びグループワーク、その他必要なプログラムを通じて、「交通事故被害者等の回復のための自助グループ活動」を支援することを目的とする。

本報告書で扱うファシリテーターについて、一般的にはファシリテーターとは、「議論を促す役割を備えた司会進行役」のことであるが、自助グループにおけるファシリテーターは、一般的な会議のファシリテーターとは異なり、「参加者それぞれが経験したつらい思いを受け止めながら、できるだけ参加者が安心して話すことができるよう、一人ひとりに配慮しながら話題を調整していく立場にある人」のことを指す⁵。

なお、本年度新規に取り入れられた試みとしては、3点挙げられる。

1点目は、会議の冒頭においてオリエンテーションの時間を設け、参加者の自己紹介を行なったことである。それぞれの参加者が、どの支援機関で、どのような支援を行なっているのかについて、最初に明確にされていたほうが、後のプログラムが進めやすいのではないかという考えから自己紹介を行なうこととした。

2点目は、参加する団体について、交通事故被害者等を支援している団体を対象としたことである。交通事故による被害者の支援という共通の経験を持つ人々により、自助グループ活動について議論していただくことにより、相互の理解や議論がより深まると考え、今年度の参加団体については交通事故被害者等を支援している団体に限定することとした。

3点目は、会議の内容を充実させるため、交通事故被害者等の支援団体について、その活動内容及び会議に参加する目的等を事前に確認し、参加する団体の方向性を揃えたことである。支援団体（特に交通事故の被害当事者団体）については、その設立目的が団体により異なるなど、多様な団体が存在するため、参加団体は「交通事故被害者等に係る自助グループ活動等を通して、被害者の精神的な支援を行なっている団体、もしくは、行おうとしている団体であり、かつ、本会議に参加する動機が本会議の趣旨と一致する団体」とした。

以上の3点を踏まえ、本年度の会議については、交通事故の被害支援に特化したプログラム構成とした。

II. 出席者

本年度の参加者は、自助グループ活動を支援している「被害者支援センターの支援員ま

⁵自助グループやファシリテーターの詳細については、内閣府作成による「交通事故被害者等の自助グループ支援マニュアル（平成22年度版）」（下記ウェブサイトに掲載）を参照いただきたい。

http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/h22manual/index_pdf.html

たは連携を図っている自助グループの方」に加え、「被害当事者が運営する団体の代表者等」が参加している。当日の出席者の詳細については以下のとおりである。

<出席者（合計 48 名）>

- ・参加者：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センターの支援員 17 名、及び当事者団体の代表者等 13 名
- ・講師：10 名（内閣府含む）
- ・内閣府：2 名
- ・オブザーバー：独立行政法人自動車事故対策機構 2 名
- ・事務局：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 2 名
日本PMI コンサルティング株式会社 2 名

Ⅲ. 開催日時及び会場

平成 26 年 11 月 10 日（月）から 11 日（火）の 2 日間にわたって、機械振興会館（東京都港区）において開催した。

Ⅳ. プログラム

自助グループ運営・連絡会議は、図表 3-1 のプログラムにて進められた。

図表 3-1 平成 26 年度 自助グループ運営・連絡会議プログラム

◆ 1 日目：11 月 10 日（月）

項目	時間	テーマ	講師(敬称略)
オリエンテーション	12:30～ 12:40	会議の目的及び事業概要の説明	総合司会： 公益社団法人くまもと被害者支援センター 相談責任者 高橋 久代
	12:40～ 13:30	参加団体及び参加者の紹介	
説明	13:30～ 13:45	交通安全対策の現状等	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 交通安全対策担当参事官 福田 由貴
講義	13:45～ 14:45	事件・事故被害者への精神的支援	滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
休憩	14:45～ 14:55	休 憩	
講義	14:55～ 16:45	被害者が自助グループに参加する意義	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員 中土 美砂、久保田 由枝子 ピアサポートこはる 代表 山根 和子

◆ 2 日目：11 月 11 日（火）

項目	時間	テーマ	講師(敬称略)
講義	9:30～ 10:30	被害者支援の歴史とその意義、 今後の課題 ～交通事故被害者の視点から～	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子
休憩	10:30～ 10:40	休 憩	
分科会 (昼食12:00 ～13:00)	10:40～ 14:20	分科会 A:ファシリテーターについて (役割、人材育成、課題)	公益社団法人 いいがた被害者支援センター 理事・支援局長 中曽根 えり子 犯罪被害相談員 山後 晴雄
		分科会 B:自助グループ運営の課題	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子 公益社団法人いばらき被害者支援センター 理事・支援室長 森田 ひろみ
		分科会 C:自助グループの定義と意義	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員 中土 美砂、久保田 由枝子 ピアサポートこはる 代表 山根 和子
休憩	14:20～ 14:30	休 憩	
まとめ	14:30～ 15:15	分科会報告及び意見交換	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子
閉会	15:15～ 15:30	総括・閉会	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官 (交通安全対策担当)付 企画第2担当主査 久保田 恒美

※分科会 A 及び B は被害者支援センターからの参加者、分科会 C は当事者団体からの参加者を対象とする。

※分科会 A の内容は、模擬自助グループの実施、討議及び意見交換

※分科会 B 及び C の内容は、事前調査において挙げられた課題についての討議及び意見交換

V. 実施内容

1. オリエンテーション：会議の目的等の説明、参加団体及び参加者の紹介

公益社団法人くまもと被害者支援センター相談責任者の高橋久代氏より会議の目的及び事業概要についての説明、講師紹介が行なわれ、その後、参加者よりそれぞれの団体の紹介が行なわれた。

2. 説明：交通安全対策の現状等

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 交通安全対策担当福田由貴参事官より、「交通安全対策の現状等」についての説明が行なわれた。

3. 講義：事件・事故被害者への精神的支援についての講義

滋賀県立精神保健福祉センター所長であり、精神科医である辻本哲士氏より、「事件・事故被害者への精神的支援」についての講義が行なわれた。講義内容の要旨は、以下のとおりである。

○ 心的外傷（トラウマ）について

心的外傷（トラウマ）とは、「あやうく死ぬ思いをした」または「自分もしくは他人の身体の保全に迫る危険を体験した、または目撃した」といった時に、人が抱えるものである。心的外傷には、「正常ストレス反応」、「急性ストレス反応」があり、頭痛、不眠、混乱といったような症状が出る。犯罪に遭った被害者は、被害を受けた後、警察の聞き取り調査、周囲の反応やマスコミ等の対応で、心が傷つき、心的外傷を抱えてしまう場合が多い。いわゆる「二次被害」である。周囲からは「あなたにも非があったのではなかったのか」、「怪我しなくてよかったね」、「時間が解決してくれる」といった声をかけられる。周囲は良かれと思って声をかけるのであるが、それがかえって被害者を傷つけていくのである。

我々は、「社会は安全である。人間は信頼できる」という中で生きているが、事件・事故

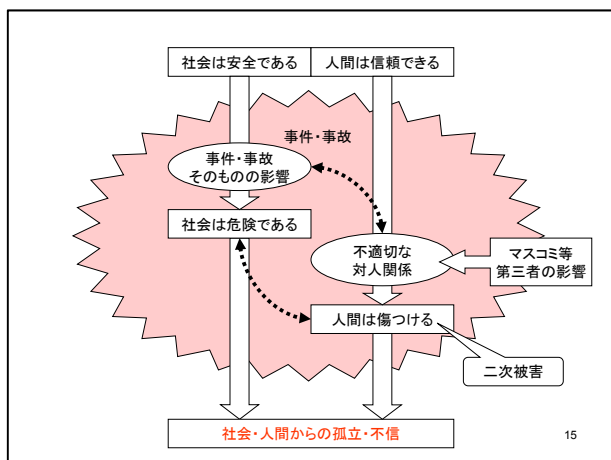
が起こると、「社会は危険である。人は傷つける」という考えが主流を占め、社会から孤

心的外傷(トラウマ)とは

- あやうく死ぬ、または重傷を負うような出来事、あるいは、自分または他人の身体の保全に迫る危険を、体験したり目撃したり直面すること(DSM-IV診断基準より)

突然に、しかも効果的な対応が不可能になるほどの力をもって、個人の心的防衛機構を破壊させる精神的打撃(個人的な心的外傷)とともに、人間関係の絆を断つほどの社会的・生活組織への打撃(集団的な心的外傷)をもたらす出来事

4



立し人間不信となる。事件・事故の後、世間では普通に時間が流れていくが、被害者にとっての時間は止まる。被害者は「誰にもわかってもらえない」といった気持ちになり、社会とのギャップが広がっていく。大切な人を亡くし、心の傷を負っている上、社会から孤立していく。見た目は普通であるが、生きていてだけで精一杯である。周囲も、そんな被害者への接し方がわからない。これは、個人（被害者）が機能不全に陥り、また集団（周囲）も機能不全に陥っている状況である。この両方を支援していく必要がある。

○ PTSDについて

過酷な事件・事故により強いトラウマ体験をした上、不適切な対応をされると、ストレス反応が1カ月以上続く場合があり、それを「PTSD」と呼ぶ。PTSDには次の3つの症状がある。

- ①「再体験症状・想起症状」：苦痛な記憶がよみがえる。
- ②「回避症状・麻痺症状」：苦痛な出来事を思い起こさせる事物や場所を極力避ける。
- ③「過覚醒症状」：睡眠障害、イライラ、集中困難、警戒心、過緊張といった症状が出る。

被害者は、怒りや悲しみの感情をコントロールしづらくなったり、人の気持ち

に敏感になったりする。これは「過覚醒症状」の1つと考えられる。被害者は「自分が劣っているからではないか」と思いがちになり、医療従事者が「それは PTSD の症状である」と説明することにより、安心感を持ってもらえることもある。

うつ病、パニック障害、その他さまざまな精神障害を合併するのが PTSD であり、その発症には個人差があり、発現する症状や程度は、十人十色である。被害を受ける前は、家族、仕事、娯楽、友人もいた人生が、事件・事故に遭って真っ白になる。「なぜこんなことになったのか。誰が悪いのか。」多くは「自分が悪い人間だからこうなった」と自分を責め、「自分は生きていく資格はない」、「自分の人生は終わった」といった「うつ病親和的な心理」になる。PTSD 症状が出ると、周囲から乖離していく。話してもわかってもらえず、話すと余計に傷つくため、どんどん話せなくなり、家庭内にも不和が起こる。そして「なぜこんな目に遭わなければいけないのか」、「誰

PTSDの3大症状

- 再体験症状・想起症状**
「不快で苦痛な記憶が繰り返しよみがえる」
出来事のこと突然思い出され、その光景などの感覚記憶がよみがえる(フラッシュバック)。悪夢にうなされたり、出来事を連想させるものに接すると苦痛感や不安感が高まる。
- 回避症状・麻痺症状**
「出来事に関することを避ける、感情が麻痺する」
出来事のことを考えたり話したりすることを避けたり、出来事を思い起こさせる事物や場所を極力避ける。
- 過覚醒症状**
「睡眠障害、イライラ、集中困難、警戒心、過緊張」
寝つかれない、イライラする、集中できない、警戒してしまう、物音や動きにひどく驚いてしまう、などの過敏症状。

人柄・性格が変わってしまう・・・

自罰的 <input type="checkbox"/> 自分が悪い人間だからこうなった <input type="checkbox"/> 何かできなかったか <input type="checkbox"/> 自分は生きていく資格がない <input type="checkbox"/> 自分は幸せになてはいけない <input type="checkbox"/> 自分の人生は終わった	他罰的 <input type="checkbox"/> どうしてこんな目にあわなければならないのか <input type="checkbox"/> 誰も私を助けてくれなかった <input type="checkbox"/> 人々は私を傷つける <input type="checkbox"/> 許さない、復讐する <input type="checkbox"/> どうにでもなれ、みんな不幸になれ
---	---

うつ病親和的

本人は被害にあったことを話さない

人格障害親和的

も助けてくれなかった、許さない」という気持ちになり、そしてまた、社会から孤立していくようになる。

交通事故や犯罪被害の場合、一番は「怒り」の感情であり、それをどこにぶつけたらよいのかが非常に難しい。生き残ったことの罪悪感を持ったり、「自分が死んだほうがよかったのではないか」と思ったり、亡くなった人の思い出が出てきたり、そういった意味では、うつ病とは異なる。

PTSD は、基本的に「忘れてしまいたい」ということであるが、悲嘆反応は「亡くなった人のことを忘れてはいけない」ということである。忘れたいが、忘れてはいけないという両方の思いを、どのように処理するか。この複雑性悲嘆については、どのように扱ってよいのか、治療をどのように行なっていけばよいのか、まだ定まっていない状況である。

○ 対応について

対応には、個人に対するものと、集団に対するものの2つがある。個人に対しては、こころの応急処置、集団に対しては二次被害の拡大防止のための対応である。個人に対しては PTSD の治療であり、それには薬物療法等も用いられることもあるが、まずは、命を救うことが重要である。次に衣食住を保障し、それからこころのケアである。これは、やはりまず警察がしっかりと対応

し、病院で治療を行ない、そして衣食住をきちんと保障する。それから、我々のような病院に来院することが重要なのではないかと思う。それぞれの相談機関が、連携して対応することが重要であると思っている。

人間不信に陥っている被害者や被害者の関係者に、なんとか「人は信頼できる」という安心感を持ってもらうためには、実務、家事、子育ての支援、情報提供、そして寄り添って話を聴くことが重要である。

複雑性悲嘆 (Complicated Grief)

(国立精神神経医療研究センター：中島聡美・伊藤正哉より)

- ・ 通常考えられるよりも長期間、つらく激しい悲嘆反応が持続し、日常生活に支障をきたしている状態
- ・ 死別後6ヶ月から14ヶ月以上経過しても持続している
- ・ 故人への思慕や没頭、分離の苦痛
- ・ 身体疾患や他の精神疾患につながりうる

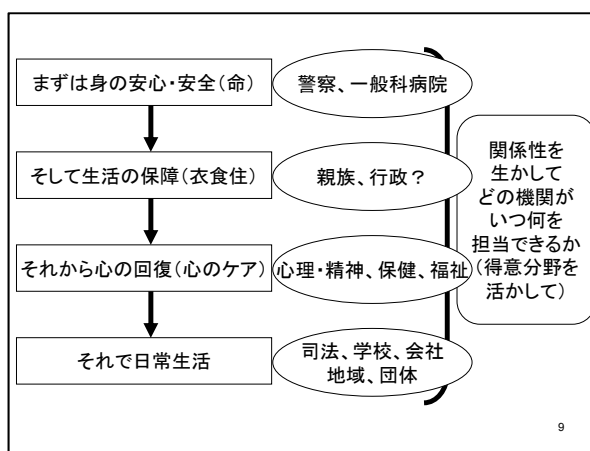
定義はまだ研究者の間でも定まっていない

49

PTSDの治療

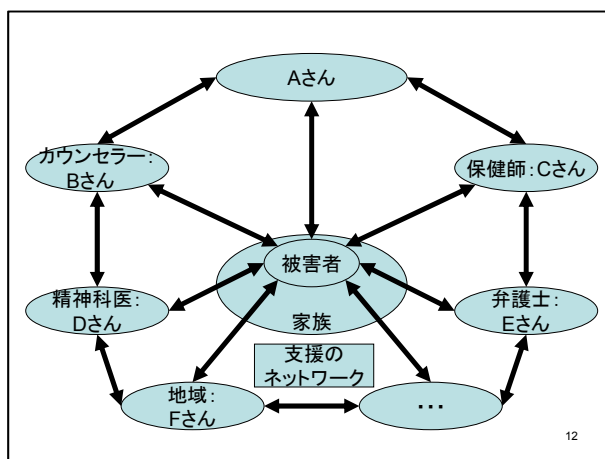
- ・ 薬物療法
 - 抗うつ剤: SSRI・・・
 - 抗精神病薬
 - 睡眠剤・精神安定剤
 - β7ロッカー
- ・ 精神療法
- ・ 特殊な療法
 - PE(長時間集中暴露法)
 - EMDR(眼球運動による脱感作と再処理法)
 - 認知行動療法
 - 「心的ストレスは過去のもの」「今の安心感」

5



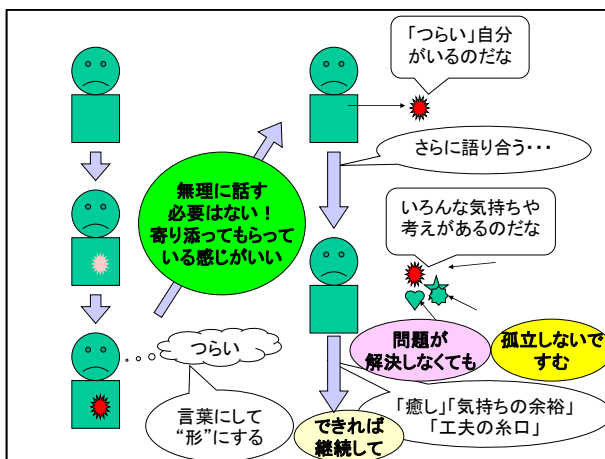
これらは専門性というよりも誠実性であり、人

としてできることを誠実に行なっていくしかないのである。支援者は、精神科医である必要はない。隣人、近所の人、誰でもよいのである。きちんと寄り添う気持ちを持ち、そばにすることができる人が最も重要である。被害者や家族に、人への信頼感が芽生え、「この人なら会ってみようか」と思える人たちが増える。そのようにして、支援が繋がっていくのではないか。そこから連携ができてくるのである。したがって、最初に支援を行なう人の存在が、初期対応において最も重要なのではないかと思う。



こころのケアとは、「被害者が話したいときに話したいことを普通に聴く」、「相手の立場・状況を推し量って、二次被害を起こさないよう配慮して」、「自分の心に生まれてくる感情を確かめながら、伝えたいことを丁寧に伝える」、「聴く、話す」より「寄り添う、孤立させない」というスタンスが重要であると思う。

ある人が、心のモヤモヤを「つらい」という形で外に出す時、「つらい自分があるのだな」と、つらさを客観的に見ることができるのである。さらには「いろいろな考えがあるのだな」と、癒し、気持ちの余裕、解決の糸口が見えてくる。問題が解決しなくてもよい。無理に話す必要はなく、誰か寄り添ってくれているという感覚があれば、より良いのである。そういう意味で、自助グループは最善の場である。自助グループでは、誰かが寄り添ってくれる。自助グループの参加者全員が、話さなくてもよい。「自分ひとりではない」という感覚を持つことにより、元気や勇気というものに繋がっていくのではないだろうか。被害者が、安心、安全、信頼感をいかに持てるかがポイントである。



被害者支援は、どこか 1 つの機関が行なえばよいというものではない。ネットワークの中で作っていくものである。犯罪被害者には、身体不調、PTSD、いじめ、経済的問題、家族不和など、いろいろなことがある。それらを 1 箇所だけで抱えることはできない。医療、福祉、司法、いろいろな関係機関がネットワークを作っていくことが重要である。事件が起こってからではなく、日頃からネットワークを作っておくことが重要であると思う。

○ 回復について

被害者は非常に感受性が強く、人間味にあふれているため、こちらの気持ちが見透かされていることがある。私も生身の人間として対応するため、やりとりが苦しい時もあるが、それと同時に、立派に立ち直ろう、社会でやっていこうとしている被害者に対し、尊敬の念を持っている。

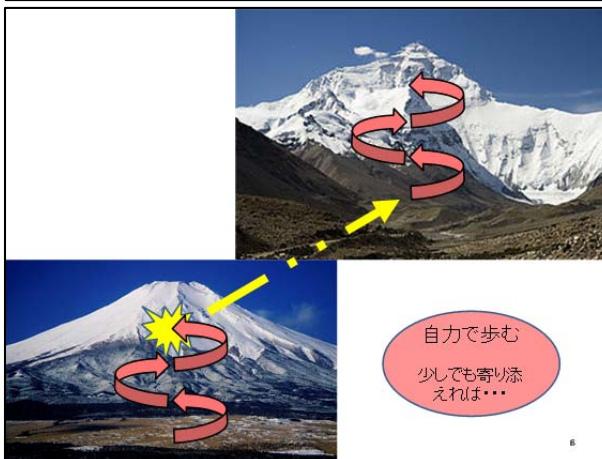
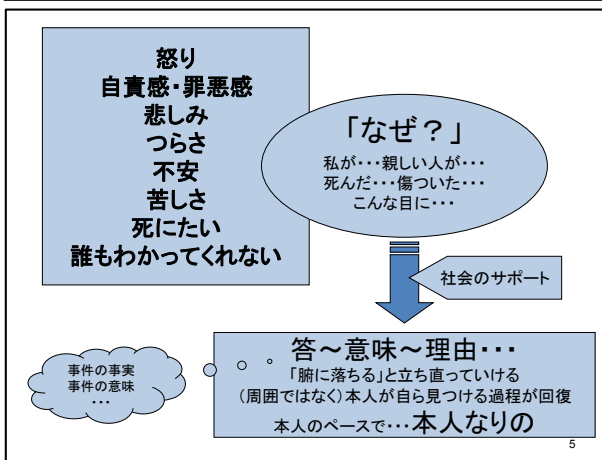
「健康」を送って、「不健康」を追い出す。」相談支援とは、相談の中で相手の苦しい気持ちを聴き、こちらの健康な気を相手に与えることである。傷ついた相手は、こちらの健康的な気を受けた分だけ元気になるが、我々支援者は、その分不健康になる。もし支援者が不健康であった場合、不健康な気を相談者に渡してしまうことになる。これは支援者として、やってはいけない。したがって、支援者は自分自身が健康であり続けることが重要である。

怒り、苦しみ、傷ついた被害者は「誰もわかってくれない」という気持ちを持っている。その背景には、「なぜ」という問いが常にあるのだと思う。この「なぜ」に向き合い、揺らぎながら、しかし正しい思いを持ち、本人なりの立ち直りの意味や事件の事実、意味を考えているのだと思う。それを見つけられるように、我々はサポートすればよいのではないだろうか。

被害者は、事件・事故に遭うまでは人生という山を普通に歩いてきた。この山をこれからも歩いていくのだらうと思っていた矢先、事件・事故に遭い「この山を登っていくのではないのだ」と思う。そこで立ち止まる人もいる。右往左往しながら、しかし立ち直っていく人は、別の全く異なる山を見つけ、そこでまた一步一步登っていく。その山を見つけるのも、登るのも、被害者自身の力でしかないのである。少しでもそこに寄り添えることができれば、応援できれば、有難いと思っている。

支援者(応援者)として

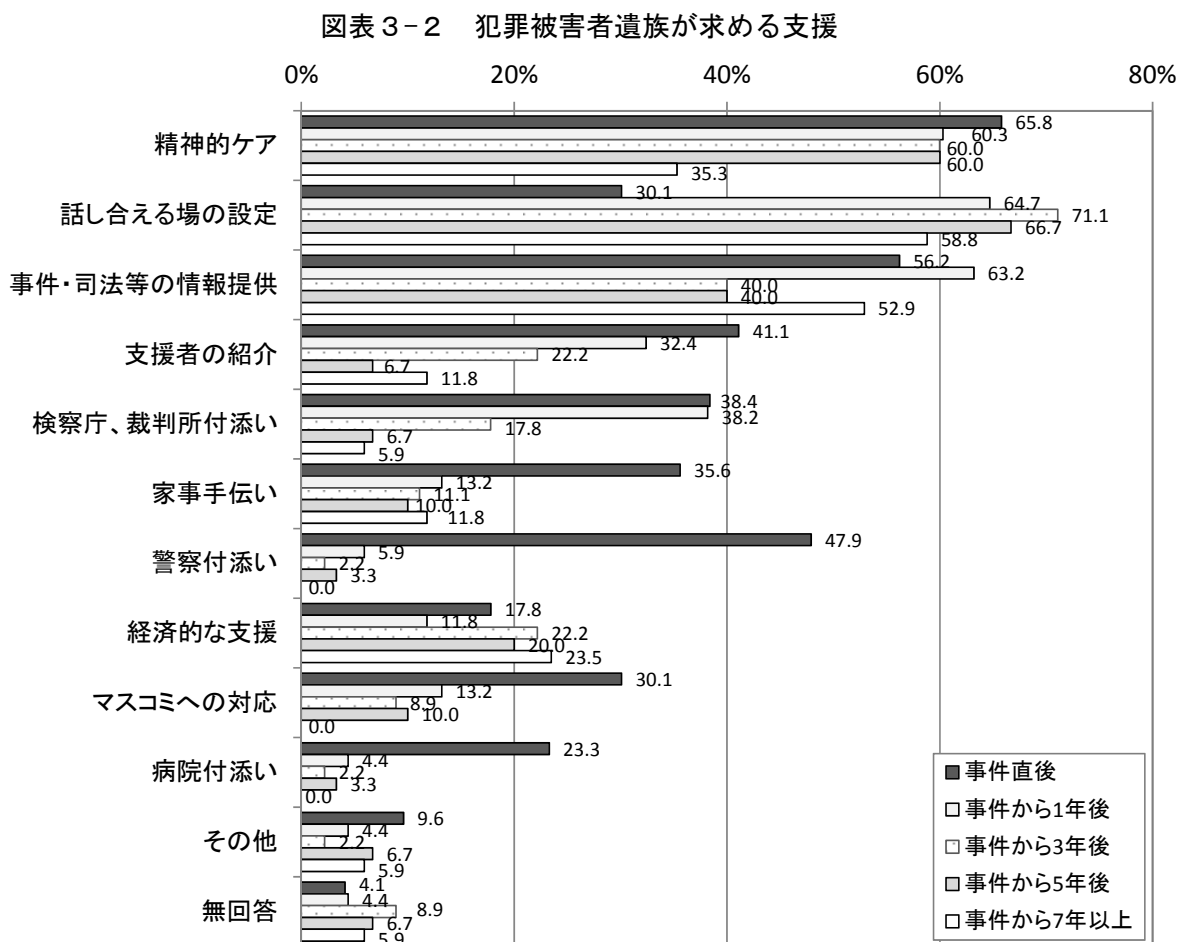
- 役に立っているか？
- 卒業⇔「傷つけた…嫌われた…」
- ヒトとして誠実に接する
(ただ医学的知識を持っているだけ…テクニックではない)
- 苦しい、しんどい
苦痛が伝わる→尊敬
- 健康であり続ける
自分の無力さ
二重遭難しないように
- “健康”を送って、“不健康”を追い出す



4. 被害者が自助グループに参加する意義

(1) 特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク 大久保恵美子顧問のお話

まず初めに、全国被害者支援ネットワーク顧問（平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員）である大久保恵美子氏より、自助グループ活動の重要性について説明があった。大久保氏は、平成 13 年度被害者支援都民センターにおいて実施されたアンケート調査を引用し、多くの被害者が、仲間内で話ができる自助グループの場を求めていると指摘した（図表 3-2 参照）。



出典：平成 13 年度 被害者支援都民センター調査

(2) 中土美砂氏、久保田由枝子氏、山根和子氏のお話

次に、被害者支援都民センターで開催されている自助グループにおいて、犯罪被害相談員として活動している中土美砂氏、同センターにおいて自助グループ活動を行なっている久保田由枝子氏、そして「ピアサポートこはる」において代表を務めている山根和子氏にご出席いただき、「自助グループに参加する意義」、「被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか」についてお話いただいた。その後、出席者を交えた質疑応答が行なわれた。

○ 中土 美砂氏

○ 自助グループに参加する意義

私は、平成16年5月9日、当時4歳だった次男を、前方不注視の車により亡くしました。現場には長男と三男がいて、事故を目撃していました。彼らの状態がどのようになっていくのか不安でいっぱい、警察からもらった被害者支援の手引きに紹介されていた都民センターに連絡を取りました。都民センターでは、電話相談、面接相談、そして直接的支援として刑事裁判の傍聴にもついてきていただきました。そのような中で、時間をかけながらですが、自助グループに参加していくようになりました。

最初は話をすることができず、ただ他の方がお話する事件概要や今のお気持ちを聞く中で、自分の心の中にあっという間にいろいろな思い、怒りなどが、被害に遭うと起こってくるものだと思えることができました。事件の概要について、つらいながらも口にすることで、持っている苦しさやつらさを客観視でき、気持ちを整理することにとっても役立ったと実感しています。都民センターの自助グループは、交通被害だけではなく、殺人のご遺族の方もいらっしゃいます。大切な人を亡くしてしまったということは同じなのだという、視野の広がるような思いもありました。また、「自分だけではない」という気持ちを強めることができました。

私は「いのちのミュージアム」にも参加させていただいています。都民センターの自助グループでは、被害を見つめる時間として、一方、いのちのミュージアムの「生命（いのち）のメッセージ展」では、自分の子供が単に死んでしまっただけではなく、生き続けているという物語をもらったと思っています。私は支援センターの自助グループも充実させていただきたいと思っていますし、当事者団体の方々も、グリーフケアを充実させながら継続して行っていただきたいと思っています。

先日都民センターのキャンペーンがあった時に、印象的な場面がありました。講演で一生懸命お話をしてくださった被害者の方に、都民センターの自助グループの方がかけ寄って励まされていました。皆でお互いを助け合っているという姿がとても印象的でした。会を開く時も、皆でいただくお菓子は当番を決めて買ってくるのですが、そういった役割を決めることで、責任感のようなものが生まれ、それが自助グループに足を運ぶきっかけになっているのではないかと思います。

○ 久保田由枝子氏

○ 自助グループに参加する意義

私は、平成10年3月、当時23歳の大切な息子を、突然、交通犯罪により奪われてしまいました。新潟県の町道で友人と立ち話をしていた息子は、飲酒運転、スピード違反の車に17メートルはね飛ばされ、「脳挫傷」、「第一、第二頸椎脱臼骨折」の負傷をし、家族にも看取られず地元の病院で亡くなってしまったのです。深夜、警察から電話があった直後から、私たち家族は大変なパニック状態に陥りました。病院で会った息子の頭には包帯が

巻かれ、血がにじみ出ていました。いつものようにただ眠っているという感覚しかなく、私は涙が出ませんでした。無言の息子を我が家に連れて帰り、葬儀などがすべて終わった後も、心身ともに落ち着くことはありませんでした。息子がいない現実には直面し、夜も眠れなくなるほど私たち家族は限界まで追い詰められました。精神的苦痛や身体の不調を抱えながらも、警察、病院、裁判の過程で、支援はありませんでした。悶々とした日々を過ごしていた時、新聞の編集手帳という欄で、大久保さんのことを知り、閉ざされていた真っ暗な心の中に一筋の光が見えました。話がしたいという衝動に駆られ、大久保さんに連絡を取り、被害者支援都民センターを知ったのです。

都民センターの自助グループには、被害の種類は違いますが、犯罪に遭った被害者遺族として、同じような体験や共通の痛みを抱えている者同士が集まっています。この自助グループ活動は、私が唯一心のまま息子を想い、怒りや悲しみを素直に表現することができる場所です。犯罪に遭った大半の被害者遺族は、私を感じたように、孤立感を体験させられ、さらに自分を責め、自分の無力さを痛感させられます。そのような時に、自助グループで気持ちを共有する仲間ができたこと、一緒に泣いてくれた仲間がいたこと、さらに安心できる支援者がいたことは、とても有難かったです。安全な場所で、安心して自分の気持ちを吐き出したことによって、私は私らしさを回復し、だんだん立ち直ることができたと思います。自助グループの被害者遺族の一人一人が、立ち直りの時間、回復過程がそれぞれ違っていいのだということを実感しながら、お互いに痛みを乗り越えるために支え合い、行動し続けています。また、新しい被害者が私のような年数を経た被害者を見て、少しずつ回復できることを知り、生きていく自信につながればと、私自身心から願っています。

○ 被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか

私は自助グループに参加した経験から、自助グループの必要性を感じています。私のようなつらい思いは、もう誰にもさせたくないという気持ちから、講演に行ったり、交通刑務所の教育プログラムなどに参加させていただいたりしました。被害者の立場と支援者の立場の両方で努力していけたらと思います。

私の住む国分寺市では、犯罪被害者等基本法に基づく条例があります。国分寺市でも、被害者が気軽に話せる場所があればと思い、市に相談したところ、市の施設の談話室を利用させていただけることになりました。今では、都心から離れた多摩地区の自助グループの拠点として機能しています。市が安全、安心な場所を提供してくれたことは心の回復にもつながっており、時には市の職員の方々も参加し、私たち犯罪被害者の生の声を前向きに聞いていただいています。立場が違って、同じ人間として心が通い合い、私たち被害者の理解者として感じることができます。気持ちが楽になり、穏やかになれるのです。今年10月には、自助グループの仲間が国分寺市の犯罪被害者等支援講座で「犯罪被害者等が人間らしい生活を取り戻すために」というテーマで講演を行ないました。市の行事に講演

者が協力し、新聞の多摩版にも大きく取り上げられました。

被害者に対し、早期の支援を行えば、被害者の回復に大きく役立ちます。犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携に努めることが重要です。地域の自治体は、多くの情報を持っています。私たちも被害者支援のために自治体と連携し、共に良い成果が得られるよう協力していく必要があると思います。

○ 山根 和子氏

○ 被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか

私は、山口県で「ピアサポートこはる」という自助グループを立ち上げ、代表を務めております。2000年7月2日、私は当時4歳だった娘を、酒気帯びの加害者にひかれて亡くしました。私は同じ被害者の方たちと話をしたい、きょうだいを亡くして途方にくれていた息子をどうにかしたいと思い、いろいろな団体を探しました。「遺された親たち」という本と出会い、その中で大久保さんのお話や子供を亡くされた遺族の方々のお話を読みました。全国交通事故遺族の会という団体も紹介されており、思い切って電話をしました。支援センターを各地で今から立ち上げようかという、そんな時期でした。遺族の会で私は救われました。

山口で自助グループを立ち上げる中で、生命のメッセージ展の代表の方や、井上郁美さんとの出会いがあり、また、いろいろな人たちとの出会いがあったからこそ、ここまでやってくることができたと思っています。支援というのは、誠実さだと私は思っています。支援の中で重要なものに、自助グループがあります。自助グループがあるから、同じ思いをする人たちと話ができる。私自身もそうであったように、被害者は「同じ思いをしている人間と話したい」、「どうやって生活しているのか」、「いつも泣いてばかりだけれどこれでいいのだろうか」ということを知りたいと思っています。

国分寺市の例のように、自助グループが、その地域で、行政と一緒に支援活動を広げていくことも、重要であると思います。自助グループの被害者が、次の被害者の相談に乗り、支援活動のために動いている例もあります。人とのつながりや連携を大事にしながら、いろいろな自助グループがそれぞれの支援活動を続けていくことが重要であると感じています。

(3) 質疑応答

質問1：自助グループの参加者が少ないのですが、どうすれば多くの方々に参加していただけるようになるでしょうか。

回答：

① 支援センターの職員の姿勢と参加者の役割

- ・中土美砂氏：都民センターでは、相談員やボランティアの方々が、自助グループを本当に大切に思っています。そこには、「支援センターと自助グループは両輪である」という思いが、職員一人ひとりの根底にあるのではないかと感じています。さらに、自助グループに参加の方々は、グループの中で茶菓子を持ち回りで購入してくるなどの役割を持っています。そのような役割を持って会に集うことが、参加への大きな原動力になっているのではないのでしょうか。

② 支援センターの職員の心配りと自助グループメンバー同士の絆

- ・久保田由枝子氏：都民センターの支援者の方々は、私たちに対して、心から接しているのがわかります。久しぶりに会った時などは、「元気でしたか？」と声をかけてくれます。そういう心配りがあると、本当に嬉しく、「来てよかったな」と思えるのです。自助グループのメンバーの間では、「私たちは同じ仲間だ」ということを、とても強く意識していると思います。仲間ですから、「なんでも話せる」という安心感があり、何時間も話し込むことがあります。そういった仲間の存在は、とても大きいと思います。

③ 支援員が温かく迎えてくれる安心感が重要

- ・山根和子氏：自助グループの支援員に温かく迎え入れられると、被害者は安心します。そこへ行けば、誰かに会えるといった気持ちを持ってもらうことが大切ではないのでしょうか。そういう点から、支援員やファシリテーターの役割は、とても重要であると思います。

質問2：自助グループの参加者に、研修会等で話してもらう時のタイミングや、話してもらった後のケアについて、教えてください。

回答：

① 時間をかけて少しずつ。無理強いしない

- ・大久保恵美子氏：自分の被害体験を語ったり、文字にしたりすることは、自分自身の立ち位置を整理するという意味で、非常に意味のあるものです。しかし、いきなり長時間話すことは難しいので、最初は5分間、次に15分間、その次には1時間といったように、時間をかけて、少しずつ話をしてもらうようにすればよいのではないのでしょうか。気をつけなければいけないことは、人はそれぞれ異なるということ

です。人前で話せる人、話ができないけれども文章であれば書ける人、社会に訴えたい人、静かにして欲しい人など、さまざまです。そういった一人ひとりの違いを十分に見極めて、お願いすることが非常に重要です。また、無理強いは避けなければなりません。話せる人であっても、時期によって気持ちに波があります。支援者は、その点についてきちんと把握すること、また被害者は無理だと思ったら「できない」と断る勇気を持つことが必要です。

② 支援者からのケア

- ・久保田由枝子氏：私の場合、人前で話す機会は比較的早くやってきました。原稿を書いている時でも、涙が溢れてきましたが、読む時に、大久保さんがそばにいてくれて、「読めなくなったら私がそばにいるから」と言ってくださいました。話を終えた後は、すがすがしいというか、安堵した気持ちになったのを憶えています。人前で話をするのが、息子への手向けになるのではないかと思い、今まで続けてきました。

③ 適切な時期・場所の見極めと講演後のケア

- ・山根和子氏：講演等において話をしてもらう時は、初めは5分間、次は10分間といったように、少しずつ話してもらっています。また、「この人は警察に訴えたいのだな」、「この人は今、学校だったら話せるかな」など、その人にとっての時期や場所を感じ取るようにしています。話をしてもらった後は、おしゃべりをしたり、お茶を飲んだり、クールダウンして帰ってもらうようにしています。

5. 講義：犯罪被害者支援の歴史とその意義、今後の課題～交通事故被害者の視点から～

大久保恵美子氏より、「犯罪被害者支援の歴史とその意義、今後の課題～交通事故被害者の視点から～」についての講義が行なわれた。講演内容の要旨は、以下のとおりである。

○ 犯罪被害者支援に携わったきっかけ

私は平成2年、当時18歳だった長男を飲酒ひき逃げ事件で奪われた遺族でもある。この会議の中では、多分最も年数を経ている遺族ではないかと思うので、被害者支援が日本の中でどのように進んできたのかについて話をしたい。私が被害者になった当時は、まだ日本では「被害者支援」といった言葉もなく、犯人が逮捕されたことはもちろん、刑事裁判が開始される時期なども教えてもらえず、私は絶望感しか感じるができなかった。裁判が始まり、その場で被告人は「酒は飲んでいたが、まともに運転をしていた。被害者にぶつかるまでは、どこにもぶつからなかった」と、まるで息子が勝手にとび込んできたかのような発言をし、裁判官も検察官も誰も何も言わない中で、私は非常に悔しかった。判決は1年6か月の実刑であった。当時は重かった判決内容であるが、それを報じる記事の隣に、窃盗を犯した罪に懲役4年の刑が下った記事が載っているのを見て、あまりにも命が軽んじられていると、非常に情けなく思った。

知り合いのアメリカ人弁護士に連絡を取ると、アメリカで配付されていた被害者に関するパンフレットとともに、心温まる手紙が送られてきた。私はアメリカに行き、MADD (Mothers Against Drunk Driving 「飲酒運転に反対する母親の会」) を訪問した。その時、被害当事者が社会で法改正を訴え、講演にも出向いていること、また、被害者が被害者の裁判の傍聴支援をしたり、相談を受けたりといった支援を行なっていることについても知った。自助グループを立ち上げることを勧められ、帰国して自助グループを立ち上げた。それと同時に、警察庁で被害者支援について検討しているという担当者に連絡を取り、被害者を取り巻く理不尽な現状や被害者には何の権利もないということを訴えた。

○ 動き出した被害者支援

その担当者（現内閣府大臣官房審議官 安田貴彦氏）に、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムに招待された。そのシンポジウムのシンポジストの1人が、東京医科歯科大学山上皓教授（当時）だった。山上先生は、法制度も含めた被害者支援の必要性を訴えていた。私は、被害者の現状、支援の必要性について発言し、被害者支援のためなら協力を惜しまないと、会場で訴えた。その後、山上先生は研究室の中に「犯罪被害者相談室」を創設してくれた。さらに、警察庁が犯罪被害者対策要綱を作成し、全国の警察に展開した結果、被害者支援は日本社会に広がり始めていった。この警察の取組がなければ、日本の被害者支援は現在のように進んでいなかったのではないかと思う。

平成12年3月、「被害者支援都民センター」が発足し、私は被害者支援に専念しようと決心した。そして、全国でも支援センターが立ち上がり始めた。その後、犯罪被害給付金制度が改正され、法令の中に「民間支援団体と連携を図り被害者の被害回復を図る」とい

う項目が加えられた。ようやく、被害者から相談電話がかかってくるのを待つだけの支援センターの体制から、警察から連絡を受けて、支援センターから被害者の元へ出向くという、犯罪被害者等早期援助団体の制度ができあがったのである。

ある犯罪被害者の方を支援した時、その方のために新しい住居を探す必要があったため、自治体に住宅を貸してくれるように依頼した。自治体の担当者から「災害や火事に遭った際には、条例に明記されているため、すぐに住宅を準備することができるが、犯罪被害者の項目がないため、無理だ」と告げられた。私は、被害者の基本法が必要だと切実に思った。その後、犯罪被害者の会の方たちの努力と、国会議員のご尽力で、平成16年「犯罪被害者等基本法」が制定され、また平成17年12月には「第一次犯罪被害者等基本計画」が策定された。

平成13年に開催された全国被害者支援ネットワーク主催の被害者支援フォーラムには、当時の小泉総理大臣が祝辞を述べに出席してくださり、平成23年には秋篠宮殿下、同妃殿下にもご聴講いただいた。私が最初にこのフォーラムに出席した平成3年には、当事者さえいなかったが、この20年間で総理大臣や皇族の方々にまで来ていただけるものになったのだと実感した。被害者支援については、被害者から見ると、まだまだ足りないことだらけかもしれないが、振り返ってみれば、よくぞここまで進展したなというのが私の感想である。

○ 地域社会における被害者支援の充実

被害者が講師となって中学校や高校に行き、被害者支援の必要性や亡くなった命の大切さを実感として受け止めてほしいという目的で、警察庁が主催している講演会がある。被害者の体験談を聴いた生徒たちの反応は、被害者支援を広めるためのビデオを作成したり、家族や友人と話し合ったりと、さまざまな効果を上げている。中には、「どんな状況にあっても人をいじめたり、『死ね』というような言葉を簡単には絶対にかかけたりしてはいけないのだということがよくわかった」や、「これからは自分の命を大切に生きていきたい」というような感想もあり、講演は、子供たちがより良い社会を構築するための大きな一助になっていると感じている。このような活動は大切にしていかなければならない。

より充実した被害者支援のために、主に3つの課題があると感じている。1つ目は、各支援機関の連携体制の構築である。被害者が早期に、居住する地域において支援している機関とつながるため、関係機関は連携しなければならない。民間支援センター、自治体、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所等の関連機関の連携の充実が急がれる。こころのケアも非常に重要な課題ではあるが、被害者の平穏な生活の再構築、社会復帰への支援のため、関係機関には協力、連携していただきたい。2つ目は、自助グループの立上げである。支援センターが支援の一環として運営している自助グループをはじめとして、被害当事者団体が立ち上げている自助グループにも働きかけをし、連携していけるような関係づくりが必要である。3つ目は、被害者の権利を守る憲法や法律を作ることである。現在の刑法は、被疑者被告人の権利を守ることに重点が置かれ、被害者の権利を守るという

意味では、まだ不十分であると考えている。行政や地域社会に向けて、被害者の権利も重視する刑法の確立を訴えていかなければならないと感じている。

○ おわりに

私が被害者支援活動に携わってきた24年間、人と人の繋がりによって、ようやくここまで来ることができたと思っている。周りを見渡せば必ず協力してくれる人がいる。今、それぞれの地域で被害者支援の活動を行なっている人には、そのような人を見つけて、自分の信じる道を進んでいってほしい。人生の山を登っていて被害に遭ってしまった場合、登る山を変えざるを得ない。被害者支援に関わらないことも一つの生き方、なんとかしようとするのも一つの生き方である。どちらを選択しようとも、自分の信じる道を、自信を持って歩いていけば、後悔することはたぶんないのだと思う。時には気分転換しながら、力の続く限り被害者支援を継続していただきたいと思っている。

6. 分科会及び分科会報告（3つのグループに分かれての意見交換及び情報提供）

分科会では参加者を3つのグループに分け、それぞれ意見交換及び情報提供を行なった。

（1）分科会A：ファシリテーターについて（役割、人材育成、課題）

《分科会の内容》

分科会Aでは、支援センターでファシリテーターとして活動している方が集まり、グループ討議が行なわれ、その後、2つのグループに分かれて、ファシリテーター役と被害者役を設定し、模擬自助グループ（ロールプレイ）が行なわれた。ロールプレイの中では、実際の自助グループの会でファシリテーターが直面するさまざまな場面を体験し、その対応について意見や助言が行なわれた。最後に、自助グループにおけるファシリテーターの対応や役割はどうあるべきかについて以下の質問が示され、参加者の間で助言や確認が行なわれた。質問と回答については、以下の通りである。

質問1：自助グループの会冒頭で、約束事等を読み上げる時はどうすればよいか

回答：自助グループの会を始める時には、ファシリテーター自身が約束事や目的を読む、もしくは参加者全員で読むように、ファシリテーターが促すといった対応をすればよいのではないだろうか。

質問2：参加者が他のメンバーに意見を求めた時はどうすればよいか

回答：参加者の1人が「みなさんどうですか」などと、他の参加者に質問を投げかけ、他のメンバーが発言できなくなり、場が静まり返る時がある。そのような時は「こういうご意見が出ましたが、それも含めてご自分の様子を話していただけませんか」というように投げかけると、話しやすくなるのではないだろうか。

質問3：配付物で参加者が動揺してしまった時はどうすればよいか

回答：ピンクの紙の配付物が、家族が亡くなった時の季節を思い出させて、悲しさを抑えられないといったことがあった。そのような場合には、その配付物をすぐに回収するようにしたらどうだろうか。

質問4：参加者の間で、意見が対立した時はどうすればよいか

回答：「二つの意見がありますが、いかがですか」と、ファシリテーターが参加者に直接問いかけたらどうだろうか。

質問5：ファシリテーターの役割は、どうあるべきか

回答：自助グループの会の主役は参加者である。ファシリテーターは、自分が主役にならないように、話をまとめたりするよりも、参加者から自然に話が出てくるのを待つという姿勢が重要ではないか。参加者同士で意見が対立した場合でも、参加者同士で解決ができるように働きかけることが必要である。その際は、意見には違いが

あり、いろいろな考え方があってよいのではないかといったような話し方をすればよいのではないだろうか。相手を気遣う話し方、落ち着いた話し方、参加者の心に寄り添う気持ちを持ちながら、ファシリテーターとして経験を積み重ねることが、非常に重要であると感じた。

(2) 分科会 B：自助グループ運営の課題

《分科会の内容》

分科会 B では、支援センターで自助グループの支援を行なっている方が集まり、グループ討議を行ない、支援センターが自助グループの支援活動を行なうにあたって、課題と感じていることについて話し合った。参加者からは、日々の活動の中で感じている課題について質問が示され、参加者の間で質問や確認が行なわれた。質問と回答については、以下の通りである。

質問 1：参加者が少ない、もしくは固定化されるのだが、どうすればよいか

回 答：

- ・人数が多い、少ないは関係ない。支援センターとして重要なことは、受け入れ態勢ができていくかどうかである。参加者の要望に合わせた日程で開催するなど、工夫が必要である。
- ・「自助グループの会を開いている」だけでなく、それ以外での参加者とのつながりが重要である。便りを出す際に、一筆書き添える、前回参加しなかった人には前回の報告を書き添えるなど、信頼関係を築き、参加しやすい体制を整える努力が必要である。

質問 2：自助グループの会で雑談が多いのだが、どうすればよいか

回 答：

- ・雑談の中に被害者の本心が聴けることもある。雑談に感じることで「どうしても話したいことがあるのかもしれない」という気持ちで聴くことも重要である。

質問 3：講師としてお話をさせていただく時は、どうすればよいか

回 答：

- ・まず、本人の心情をよく理解し、配慮することが大切である。
- ・被害者から見て「突然講師をお願いされた」といった状況にならないよう、常日頃から被害者遺族に対するフォローをしておくなどの配慮が必要である。
- ・講師をお願いした後は、適切にフォローすることが重要である。

質問4：ファシリテーターとして重要なこととは何か

回答：

- ・被害者に寄り添い続けること。長く被害者と関わり、積み重ねていくことが重要である。
- ・連絡方法を取ってみても、手紙、電話、メール等さまざまであるが、被害者その人の立場を考えた方法を取っているのか、そういった細やかな配慮が必要である。

(3) 分科会C：自助グループの定義と意義

《分科会の内容》

分科会Cでは、被害当事者が運営する団体の方が集まり、自己紹介、活動内容の説明、活動の中で感じている課題等について話し合った。その後、より充実した被害者支援のために、被害当事者団体ができることについて話し合った。

① 活動の中で感じている課題

- ・社会の中での被害者に対する理解を、どのように広めていけばよいのか。
- ・被害当事者団体は、どのような形で支援センターと関わっていけばよいのか。また、被害者が複数県にまたがっている団体の場合、どの県の支援センターと関わっていけばよいのか、わからない。
- ・被害当事者団体は、被害者自らが活動しているため、団体の運営をどのように行なっていけばよいか、課題を感じている。
- ・被害当事者が被害者支援を行なっている現状があるが、当事者団体が被害者支援の受け皿になるには、限界がある。被害当事者団体にも、学びの場やスキルアップできる場、また他の支援機関と情報交換ができる場が必要であると思う。

② より充実した被害者支援のために、被害当事者団体ができること

- ・被害当事者団体は、当事者だからこそわかることがたくさんある。当事者と支援センターが意見交換できるような場を、支援センターに提供していただければと思う。そのような活動を重ねていくことで、被害当事者団体も支援センターと連携することができ、共に動き、よりよい支援活動へと発展していくのではないだろうか。
- ・支援センターが開催している研修等に、被害当事者団体も参加させていただき、勉強できればよいのではないか。

7. 総括

最後に、堀河昌子氏、大久保恵美子氏から、今年度の自助グループ運営・連絡会議における総括が行なわれた。

(1) 堀河昌子氏

まず、ファシリテーターの分科会について、自助グループのファシリテーターの役割とは、船が港に入ってくる時に、船が着くべき所に着くように、的確に案内するかのごとく、参加者が問題解決できる手助けをすることではないかと感じた。

次に、課題について話し合った分科会については、指摘された課題はすぐに解決できるものではないが、できることから始めてみる重要性を感じた。例えば「参加者が少ない」という課題については、支援センターがこまめに連絡を取る、来てくれた参加者にはしっかりと対応する、ひとりひとりに「支援センターは、あなたを一人にしない。いつも憶えている」というメッセージを伝えるなど、地道な努力が必要であると感じた。

被害当事者団体については、支援センターが、その団体が抱えている現状を正しく知り、一緒になって支援活動を展開していくことの大切さを感じた。被害者支援の充実のために、共に歩んでいかななくてはならない。

今年度の会議全体としては、被害者支援というものは、被害者たちの意見や要望に耳を傾け、それに教えられながら進めていくべきなのだという認識を新たにされた。支援センターや被害当事者団体が、問題解決のために、行政、司法、いろいろなものを駆使しながら、一緒に考え、歩んでいけたらと思う。

(2) 大久保恵美子氏

法律等ができ、以前よりは被害者の権利が守られるようになってきたとは言っても、被害者の根本的な苦しみは依然としてあり、また回復への道のは困難であるということを感じた。途中で登るのを止められてしまった山に代わる新しい山を、被害者自身が見つけ、再び登り始めるためには、やはり「これからの子供たち、孫たちが、同じような被害に遭わない安心で安全な社会を造る」ということしかないのだと思う。被害者ひとりで乗り越えていくことは難しい。支援センターと被害当事者が両輪となって、地域社会や国に向けて、大きな一歩を踏み出してほしいと願っている。

VI. 自助グループ運営・連絡会議のまとめと今後の方向性

1. まとめ

自助グループ運営・連絡会議の各プログラムについて、主要な結果及び課題についてまとめている。

〔1日目〕

(1) 自己紹介について

昨年度は講義の時間が長く、内容、時間配分等、検討を希望する意見や参加者同士の交流の時間についての希望もあったことから、今年度は自己紹介の時間を確保し、参加者同士の紹介の機会を設けた。

(2) 交通安全対策の現状等の説明について

「交通安全対策の現状等」については、交通安全対策という交通事故被害者等の支援に携わる者にとって必要な情報であり、最新の情報を効果的に習得できる機会となった。

(3) 事件・事故被害者への精神的支援について

「事件・事故被害者への精神的支援」については、被害者が事故後に抱える精神的な問題や回復への道のり、また支援者としての対応についての理解を深めることができた。

(4) 被害者自助グループに参加する意義について

3名のご遺族から、「自助グループに参加する意義と、被害者の回復のために自助グループはどうあるべきか」についてお話いただいた。ご遺族からは、大切な家族を失った悲しみや苦しさから、自分らしさを取り戻し、立ち直っていく中で、自助グループがいかに役に立ったかという体験談が語られた。また、被害者の回復のためには、自助グループだけでなく、支援センターや自治体、また被害当事者団体などの各関係機関が連携しながら支援を行なっていくことが重要であるとの指摘が示された。

後半は、自助グループ支援者から、自助グループをさらに充実させていく方法や、自助グループ参加者の精神的ケアについて質疑応答が行なわれ、理解を深めることができた。

〔2日目〕

(1) 被害者支援の歴史とその意義、今後の課題についての講義

「被害者支援の歴史とその意義～交通事故被害者の視点から～」について、国内における被害者支援に関するこれまでの歴史を概説するとともに、被害者支援をさらに充実させていく必要性や意義について語られた。

(2) 分科会・総括

昨年度に引き続き、本年度においても分科会形式を採用し、各テーマに分かれて模擬自助グループや意見交換等を実施した。テーマごとに分かれて実施したことから、議論の焦点が明確となり、参加者からは効率的に学習できるなど非常に好評であった。また、参加者に対して事前にアンケートを実施し、課題を抽出したことにより、当日の議論が効率的に実施される効果もあった。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

(1) 参加者の対象について

本年度参加者については、交通事故被害者等への支援に携わっている支援者を対象とした。交通事故被害者等の支援に特化することで、日々の活動の中で抱える課題や悩みについて、支援者が共感、共有することができ、より焦点を絞った有意義な意見交換、情報交換を行なうことができた。

また、昨年度に引き続き、本年度も被害当事者団体が参加した。2年目の参加の団体も多く、参加者からは、講義への理解がより深まり、参加者同士の情報交換についても、より活発に行なうことができたという声が聞かれていた。来年度に向けても、被害当事者団体を参加の対象とする試みは、継続することが望ましいと思われる。また、交通事故の被害者の自助グループを行なっている団体については、今年度参加した団体以外にも全国にある可能性があるため、来年度はそのような団体を発掘することも検討する必要があると考える。

(2) 分科会について

分科会については、参加者からは非常に好評であり、今後も分科会形式を進めていくことが期待される。今年度は事前にレポートを提出し、課題や問題点を明確にしていたため、分科会当日は効果的に意見交換することができ、参加者同士で助言し合うなど、充実したプログラムとなった。過去の会議においては、参加者のレベル差という課題がみられた時もあったが、参加対象者の活動内容や参加の動機を揃えたこと、また分科会形式が定着してきたこと等から、その課題は解消されつつあるように思われる。しかしながら、さらなる充実に向けて、参加者の対象や習熟度について検討することが望まれる。

(3) 来年度に向けて

本年度の自助グループ運営・連絡会議は、支援センター及び被害当事者団体が抱える課題や、交通事故被害者等の支援の問題点について、より具体的に示された会議となった。その中で見えてきたことは、被害者支援センターと被害当事者団体のさらなる交流や連携

の必要性である。被害当事者団体からは、支援活動のノウハウやスキルアップの必要性、また支援機関についての情報の足りなさを訴える声が多く聞かれたが、その意味で被害者支援センターの役割は大きいと考える。また、被害者支援センターからは、日々の支援活動を行なう中で、被害当事者団体の生の声を聴けたことは意義があると指摘する声もあった。これからの被害者支援を考える上で、両者の協力や連携を一層推進していく必要がある。

第4章 各種相談窓口等意見交換会

I. 目的

各種相談窓口等意見交換会は、講演及び意見交換を通じ、交通事故相談所及び県警、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認や効果的な広報啓発についての意思疎通及び、連携強化を図ることを目的とする。

II. 概要

交通事故相談所及び県警、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の意思疎通と連携強化を図る効果が期待される意見交換会を、北海道、島根県、高知県の計3箇所において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、下記の体制で実施した。

- (1) 専門家（平成26年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略）
 - ・常磐大学 副学長・教授（大学院 被害者学研究科） 富田信穂
- (2) 相談窓口等関係者
 - ・各地域の交通事故や精神保健、社会福祉に関する相談窓口、被害者等支援関係者
- (3) 事務局
 - ・内閣府
 - ・日本PMIコンサルティング株式会社

IV. 開催日程

意見交換会開催日は、以下の図表 4-1 のとおりである。

図表 4-1 意見交換会開催日程表

開催場所	島根県	北海道	高知県
開催日程	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 8 日	平成 27 年 1 月 26 日

V. プログラム

当日は、図表 4-2 のプログラムに従い、各相談機関、支援機関の業務説明が行なわれ、その後、専門家より「交通事故被害者等への支援について」の講義が行なわれた。休憩をはさみ、意見交換が行なわれた。

なお、本年度より意見交換会の内容を充実させるため、事前に参加者にアンケート調査を実施し、相談業務を通じての課題や好事例等の意見を集約し、当該地域が抱える状況について把握した上で意見交換会を実施した。

図表 4-2 意見交換会プログラム

時間	担当	内容
13 : 00 ~ 13 : 30	事務局・相談機関・ 支援機関等	開催挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)
13 : 30 ~ 14 : 30	専門家	交通事故被害者等への支援について
14 : 30 ~ 14 : 45	休 憩	
14 : 45 ~ 16 : 45	全員	意見交換
16 : 45 ~ 17 : 00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 島根県各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

島根県各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・常磐大学 副学長・教授（大学院 被害者学研究科）
平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 富田信穂
- ・島根県環境生活部環境生活総務課 1 名
- ・島根県立心と体の相談センター 1 名
- ・島根県警察本部警務部広報県民課 1 名
- ・島根県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・島根県地域振興部交通対策課 2 名
- ・島根県交通事故相談所 1 名
- ・中国運輸局交通環境部 1 名
- ・中国運輸局島根運輸支局 1 名
- ・松江保護観察所 1 名
- ・松江地方検察庁 2 名
- ・松江地方法務局人権擁護課 1 名
- ・島根県人権擁護委員連合会 1 名
- ・日本司法センター島根地方事務所（法テラス島根） 1 名
- ・社会福祉法人島根県社会福祉協議会 1 名
- ・一般社団法人島根被害者サポートセンター 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

島根県松江市殿町 158 島根県民会館 305 会議室

(3) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示され、それに対し、他の参加者から自身の相談業務において可能な対応の紹介や意見、または助言が示された。意見交換の主な内容については、以下の通りである。

議題1：相談窓口の業務の広報について

意見：

- ・被害者の方々に「交通事故被害者とその家族のために」という手引きを配付している。この手引きには、各種制度や他の相談窓口を掲載し、紹介している。(島根県警察)
- ・インターネット等での広報も重要であるが、情報を必要としている人に、個別に直接その情報を提供することが、最も効果的なのではないかと思う。我々は、業務の中で、被害者の方々の基礎情報を把握しているため、その中に、情報を提供したい方がいる場合は、ご連絡いただければ協力できると思う。(自動車事故対策機構)

議題2：閉じこもりがちな被害者の方への対応について

意見：

- ・被害者の方に対しては、犯罪被害相談員の資格を持った者が、定期的に語りかけたり、付き添いをしたりしながら、こちらからニーズを把握するように心掛けている。支援する側から関係を作り、ニーズを把握している。(被害者支援センター)
- ・平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されることにより、福祉事務所のある自治体には、生活困窮者に対する相談窓口が開設される。経済的に困窮されている方以外にも、社会的に孤立されている方も対象となる。相談に来るといことが前提となるが、相談窓口の1つとして、選択肢が広がるかと思う。(社会福祉協議会)
- ・孤立している方への個別支援は困難な側面があるため、支援の最初の段階でどのように情報を伝えるかが重要であると思う。ニーズを聞く等により接触を試みる際は、交通事故によってその人の生活にどのような支障をきたしているかについて、聞いてみることもよいと思う。(社会福祉協議会)
- ・不眠などの精神的な症状を訴える被害者の方がいる場合は、精神科医等を紹介するようにしている。(交通事故相談所)
- ・精神保健福祉センターでは、心の相談を行なっている。精神科医師の相談を無料で受けられるため、紹介していただければ、相談等で協力することができる。(精神保健福祉センター)
- ・被害者支援センターでは、5回まで無料で受けられるカウンセリングを行なってい

る。臨床心理士が対応しているので、活用していただきたい。(被害者支援センター)

議題3：好事例について

意見：

- ・交通事故相談所に来られる相談者の方は、警察の事故捜査担当者から当相談所を紹介されたという方が多い。捜査官の名刺の裏に、交通事故相談所の電話番号が記載されており、捜査官が被害者の方に名刺を渡すことで、交通事故相談所につながる場合が多い。(交通事故相談所)
- ・被害者支援センターでは、被害者の方に定期的に語りかけて、ニーズを把握し、支援を行なうように努めている。付き添いをするなど、被害者の方に寄り添いながら支援を行なうことで、仕事に復帰できるまで回復した事例がある。積極的にニーズを把握し、被害者に寄り添う支援は、非常に重要であると感じている。(被害者支援センター)

(4) 意見交換会 まとめ

島根県の相談窓口の参加者からは、窓口機関の広報、被害者の方々への対応、また被害者の方々が必要としている支援の把握などについての悩みや課題に関する意見が多く聞かれた。それぞれの機関では、刑事手続、司法関係、生活資金の貸付、心のケアなど、専門とする分野が異なっており、日々の相談業務を行なう中で、自身の相談機関では対応が難しい事例も少なからずあるということが示された場面もあったが、意見交換会に参加した他機関から「その場合は当機関において協力できる」といったような助言がされるなど、参加者の間でそれぞれの窓口業務に関しての情報の共有化と、交流がなされた。

2. 北海道各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

北海道各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・常磐大学 副学長・教授（大学院 被害者学研究科）
平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 富田信穂
- ・北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 2 名
- ・北海道警察本部警察部警務課 1 名
- ・北海道警察本部交通部交通企画課 1 名
- ・北海道警察本部交通部交通捜査課 1 名
- ・北海道立精神保健福祉センター地域支援部 1 名
- ・北海道交通事故相談所 1 名
- ・国土交通省北海道運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課 1 名
- ・札幌地方検察庁 1 名
- ・札幌保護観察所 2 名
- ・旭川保護観察所 1 名
- ・日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）1 名
- ・公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道犯罪被害者相談室） 1 名
- ・北海道社会福祉協議会 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道立道民活動センター かでる 2.7 5 階 540 会議室

(3) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示され、それに対し、他の参加者から自身の相談業務において可能な対応の紹介や意見、または助言が示された。意見交換の主な内容については、以下の通りである。

議題 1：外国人観光客が関係する交通事故について

意見：

- ・北海道では、近年の外国人観光客の増加に伴い、外国人が関係する交通事故が増えているため、英語のコンタクトカードを作成して対応することや、英語が話せる病院のスタッフと連携するなど、支援を行なっている。（北海道運輸局）

- ・警察では、中国語、韓国語、ロシア語、英語で書かれた被害者の手引きを作成し、対応に当たっている。(北海道警察)

議題 2 : 交通事故において活用できる在宅支援制度について

意見 :

- ・国土交通省のホームページには、入院、各種手続き、支援団体、被害者団体等の情報が網羅されている。また、自動車事故対策機構では、交通遺児に対する生活資金貸付制度を行なっている。ホームページに詳細が載っているため、ご活用願いたい。(自動車事故対策機構)
- ・生活面で困難な状況に陥っている被害者については、自分から声を発することが難しいと感じている。生活困窮の問題についての相談に乗ることもできるため、各福祉機関の方々と連携し、ぜひ協力したい。(日本司法支援センター)

議題 3 : 心のケアにおけるそれぞれの機関の対応と連携について

意見 :

- ・精神的な内容の場合、延々と相談を受けている事例もある。電話をすることでストレスを解消している人もいる。他機関を紹介することにより「たらい回しにされている」との誤解を受けるのではないかと思い、他機関を紹介することを躊躇する場合もある。(交通事故相談所)
- ・ホットラインを設けているので、内容によっては心のケアの相談に応じているが、対応が難しい場合は適切な機関を紹介している。国土交通省のホームページに、機関が紹介されているので、ご覧いただきたい。(自動車事故対策機構)
- ・被害者支援センターでも、被害者の方への心のケアや、警察や検察への付き添い支援、生活支援を行なっている。必要であれば、心療内科や精神科を紹介することもある。(被害者支援センター)
- ・精神保健福祉センターでも、こころの電話相談を受け付けている。精神保健福祉センターでは、大規模災害や犯罪被害等で集団的ケアが必要な場合についての支援活動も行なっており、個人の外来については限られているため、継続的な治療や検査が必要な場合は、医療機関を紹介するようにしている。(精神保健福祉センター)
- ・保護観察所では、心のケアについては北海道家庭生活総合カウンセリングセンターを紹介している。紹介する時は、予め紹介先に電話をかけ、相談者から電話がある旨お伝えしている。(保護観察所)
- ・法テラスのコールセンターにおいても、電話相談を行なっている。平日は午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時まで受け付けている。暗くなると誰かに言いたいという気持ちもあるのか、夜の電話は結構多い。スキルの

高いオペレーターが対応しているので、安心して連絡して欲しい。相談を必要としている人がいたら、ぜひ案内してもらいたい。（日本司法支援センター）

議題4：比較的軽い事故における被害者支援について

意見：

- ・被害者支援というと、死亡事故や重度後遺障害を負った重大事故を想定しているケースが多いように見受けられる。こちらから見て軽い事故であっても、被害者本人から見れば犯罪被害と同等と認識し「一生を駄目にされた」と強く思っている。事故としては大きくないが、被害者の心の傷は大きく、加害者に対しても強い憤りを感じている。加害者への不満をぶつけるために相談してくる事例も多く、その場合の被害者支援はどうあるべきかと考えている。（交通事故相談所）
- ・死亡や重度後遺障害と比較して、頸椎捻挫や軽度の怪我は「軽い被害」と捉えられてしまう傾向があるが、そのような被害であっても、実は生活面や精神面でいろいろな問題に直面する場合がある。社会では、一般的な犯罪よりも交通事故は軽く捉えられがちであるが、どのような被害者であっても、支援者は外形的な部分、つまり損害額の多寡や外傷の重さだけで判断せず、ひとりひとりの状況を理解する必要があると感じている。（富田氏）

（4）意見交換会 まとめ

北海道では、外国人が関係する交通事故における取組が紹介され、他機関の今後の支援活動、特に外国人が関係する交通事故における支援活動の参考になったと思われる。また、相談窓口からは、それぞれが行なっている相談支援業務の紹介が行なわれた。中には、経済困窮、引きこもり、介護、虐待、DV等の問題について単一の事象として対応し、背後に交通事故が伴う場合があるという認識が少なかったこと、今後の相談業務において、背後に交通事故が伴う場合は、意見交換会に参加した他の支援機関と連携して活動していきたいという声もあった。今後の北海道における交通事故相談窓口において、各参加機関の連携強化に向けた有益な意見交換会となった。

3. 高知県各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

高知県各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・常磐大学 副学長・教授（大学院 被害者学研究科）
平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 富田信穂
- ・高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課 2 名
- ・交通事故相談所 1 名
- ・高知県警察本部警務部県民支援相談課 1 名
- ・四国運輸局交通環境部 1 名
- ・四国運輸局 高知運輸支局 1 名
- ・高知地方検察庁 1 名
- ・高知保護観察所 2 名
- ・高知県立精神保健福祉センター 1 名
- ・高知地方法務局人権擁護課 1 名
- ・特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 1 名
- ・特定非営利活動法人こうち被害者支援センター 1 名
- ・法テラス高知法律事務所 2 名
- ・日本司法支援センター高知地方事務所 1 名
- ・社会福祉法人高知県社会福祉協議会 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 4 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

高知市本町 4 丁目 3-30 高知県立県民文化ホール 第 11 多目的室

(3) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より、日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示され、それに対し、他の参加者から、自身の相談業務において可能な対応の紹介や、意見、または助言が示された。

議題 1：好事例について

意見：

- ・両親を交通事故で亡くした子供の事例では、学校、地域、社会福祉協議会等が支援を行っていたが、経済的な問題があったため自動車事故対策機構に連絡を取ったところ、迅速に対応していただいた。いろいろな機関と知り合い支援内容を

知ったうえで、被害者に合った支援を行なうことが重要であると思った。(高知県警)

- ・交通事故により生活が困難になってしまった事例では、支援センターを拠点として、経済的な問題は司法書士、交通事故の示談については弁護士、遺された子供については児童相談所と連携して支援を行なった。(法テラス)

議題2：関係機関の連携体制について

意見：

- ・法テラスでは、被害者支援センターや精神保健福祉センターと連携して以下のような支援を行なっている。
 - ① 被害者に被害者支援センターを紹介する際は、その被害者についての情報を法テラスの職員自らが支援センターに事前に伝える。
 - ② 支援センターの職員が相談内容を聴き、法的な面での支援が必要だと判断した場合は、法テラスが提供している弁護士名簿から弁護士を選んでいただき、指名を受けた弁護士が支援センターにて法律相談を行なう。
 - ③ 精神保健福祉センターを紹介する際は、相談内容に適していると考えられる精神保健福祉センターの職員を紹介する。相談者が実際にセンターに行く前に、法テラスの職員がセンターを訪れて、相談者の事例について事前に説明する。確実につないで、相談者の負担が少しでも軽くなるように配慮している。(法テラス)

議題3：「真実を知りたい」、「加害者に自分の気持ちを伝えたい」等の被害者の要望について

意見：

- ・被害者には「事故の真実を知りたい」と思う気持ちもあるかと思う。検察庁では、事故に関連する資料について、その保管期間は多くの場合3～5年間となっている。それぞれの支援機関において、資料公開を希望している被害者が来所した場合は、保管期間の制約があるため、早めにご紹介いただけたらと思う。(高知地方検察庁)
- ・法務省では、更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度として「心情等伝達制度」というものがある。加害者が仮釈放となった段階において、被害者が直接加害者に対し、自分の気持ちを述べることができる制度である。この制度を利用して、いくらかは気持ちの整理をすることができた被害者の方も過去にいる。被害者の要望に応えることができる支援方法の一つかと思われるので、紹介していただけたらと思う。(保護観察所)

(4) 意見交換会 まとめ

高知県では、複数の支援機関が連携して被害者支援を行なっている事例が紹介された。また、それぞれの機関で行なっている業務の広報と周知が行なわれたことで、どの機関がどのような支援が可能であるのかについてのすり合わせが行なわれた。

参加機関からは、支援活動の一環として、被害者に対する精神的ケアのニーズが高くなっている点についての指摘があった。高知県においても、交通事故被害者等に対する精神的ケアが大きな課題としてあることが示されたと同時に、それぞれの支援機関が可能な業務範囲の中で、被害者の精神的ケアにつながるような支援を行なっている事例も紹介されていた。高知県における被害者支援の充実が、さらに期待できる意見交換会となった。

Ⅶ. 各種相談窓口等意見交換会のまとめと今後の方向性

1. まとめ

本年度の意見交換会では、新しく社会福祉協議会からの参加があり、島根県及び高知県においては、地方法務局人権擁護課からの参加者があるなど、各地域における会議への関心の高さがうかがえた。なお、昨年度から検察庁や保護観察所も参加しており、本年度はさらに参加人数の拡充がみられている。本年度の本会議の参加者は各回 22～25 名と増加し、それぞれの立場からの話題提供が行なわれるなど、交通事故被害者等の支援に向けた活発な意見交換及び連携強化が図られた。

(1) 外国人観光客の増加に伴う対応について

北海道では、外国人観光客の増加に伴い、外国人が関係する交通事故が増加していることから、英語のコンタクトカードや英語が話せる病院スタッフとの連携、また英語以外の言語による手引きの作成といった取組が紹介された。今後はさらに外国人を対象とした支援が必要となる可能性が示された。

(2) 精神的な相談について

交通事故の被害者の相談窓口については、たらい回しにならないよう、様々な工夫がなされている。例えば、精神保健福祉センターや被害者支援センターはもとより、県警においても精神的な相談の対応をしている地域がある。また法テラスにおいては、受けた相談の中で精神的な相談と思われる場合であっても、電話を切らずに話を聞くことや、交通事故相談所に電話をすることでストレス解消になっていると思われる相談者には、何度も話を聞く対応を行なっていることなど、各相談機関において業務の範囲を拡大して、被害者の精神的支援の対応に当たっている様子が語られていた。

また、高知県では法テラスと支援センター、精神保健福祉センターが連携している例が紹介された。法テラスが支援センターまたは精神保健福祉センターに相談者を紹介する場合に、事前に紹介先の担当職員の名前を確認してから紹介する（たらい回しにせずに、〇〇センターの〇〇さんのところに連絡してくださいと伝える）という工夫がなされている。今後、このような相談者に対する丁寧な対応が、各地域に広まることが期待される。

(3) 新規、既存制度の紹介について

意見交換会では、参加した機関より、さらなる被害者支援充実のための制度が紹介された。社会福祉協議会からは「生活困窮者自立支援法」が紹介され、平成 27 年 4 月に同法が施行されることにより、各地域における生活困窮者に対する相談窓口が開設されるという情報提供がなされた。交通事故被害者等であっても生活困窮者である場合には、支援の対象となる。引き続き、社会福祉協議会からの情報収集や情報提供、連携が期待される。

また、法務省の「心情等伝達制度」についての情報提供もなされた。被害者が、仮釈放中の加害者に対し、直接自分の気持ちを述べることができる制度であり、この制度を利用して気持ちの整理をつけることができた被害者の事例が紹介された。各関係機関が意識を共有し、今後の支援活動の充実のために活用されることが期待される。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

(1) 意見交換会の継続

各種相談窓口等意見交換会は、地域における交通事故相談や被害者の支援に関係する者が、直接顔を合わせて意見交換を行なう貴重な機会である。各種相談機関における状況や課題を集約し、被害者支援における連携を強化し、意識の共有を図ることを目的として開催しているが、今後は各地域における有効な事例等の収集や情報発信といった点を含めて内容を検討していく必要がある。

(2) 開催地域について

各種相談窓口等意見交換会は、平成 18 年度から実施しており、これまで 38 道府県にて開催されてきた。今後は、本事業を実施していない地域について、その地域における交通事故被害者等の支援の実情を踏まえ、例えば特に進んでいる地域において先進事例を収取することや、取組に課題がある事例等についてその改善に向けて開催するというような理由から、地域を選定することが望ましい。

參考資料

I. シンポジウムアンケート

1. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムアンケート結果

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムの参加者 133 名のうち、71 名のアンケートを回収した。

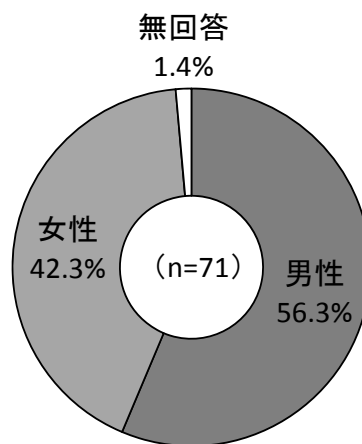
アンケート調査結果は、以下のとおりである。

(1) 参加者の属性

① 性別

回答者の性別については、「男性」の回答が 56.3%、「女性」の回答が 42.3%となっている。

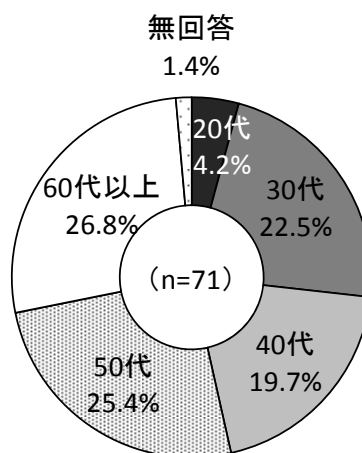
図表 1 性別



② 年齢

回答者の年齢については、「60代以上」(26.8%)が最も多く、次いで「50代」25.4%、「30代」22.5%、「40代」19.7%となっている。

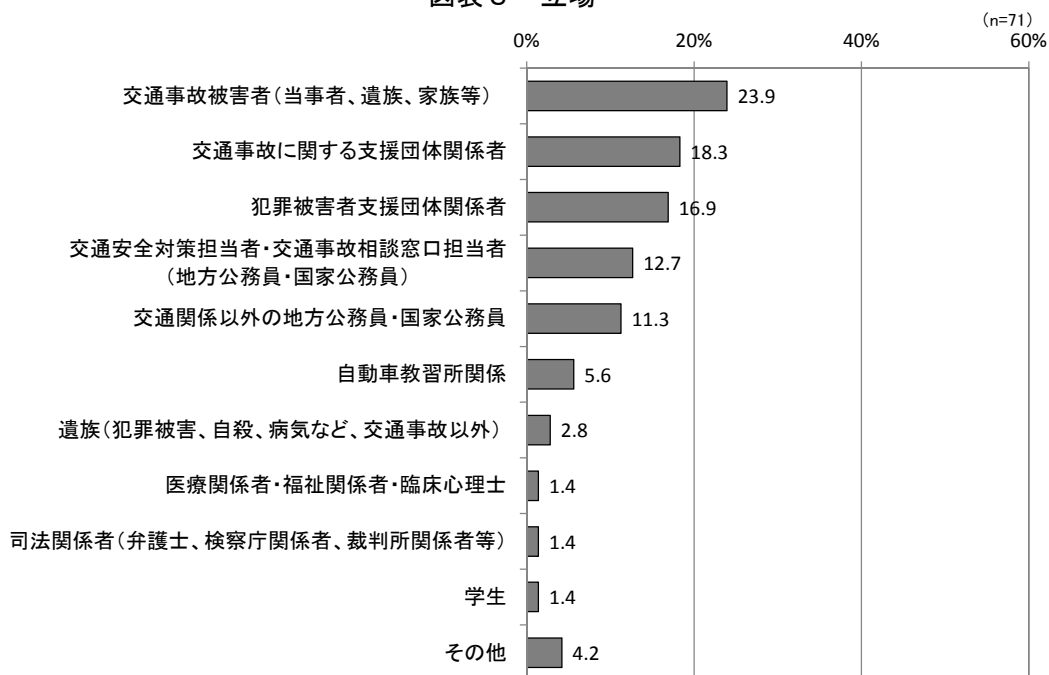
図表 2 年齢



③ 立場

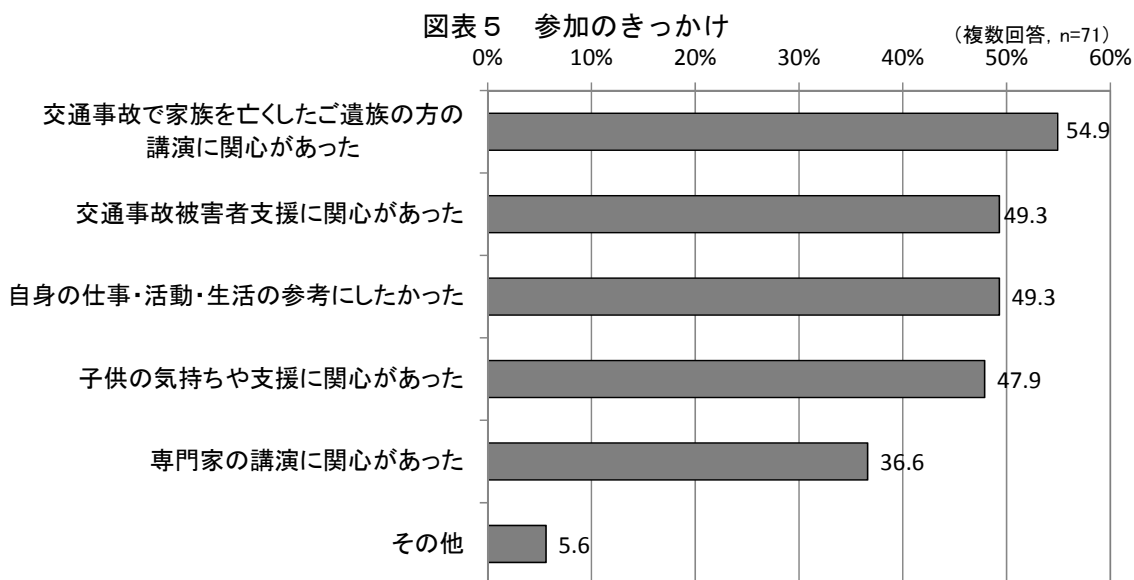
参加者の立場については、「交通事故被害者（当事者、遺族、家族等）」が 23.9%と最も多く、「交通事故に関する支援団体関係者」が 18.3%、「犯罪被害者支援団体関係者」が 16.9%、「交通安全対策担当者・交通事故相談窓口担当者（地方公務員・国家公務員）」が 12.7%、「交通関係以外の地方公務員・国家公務員」が 11.3%となっている。

図表3 立場



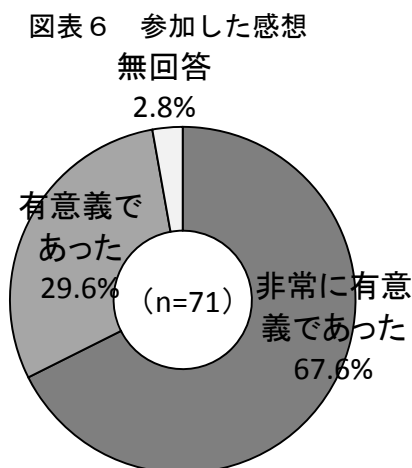
(2) 参加のきっかけ (複数回答)

シンポジウムの参加のきっかけについては、「交通事故で家族を亡くしたご遺族の方の講演に関心があった」54.9%、「交通事故被害者支援に関心があった」49.3%、「自身の仕事・活動・生活の参考にしたかった」49.3%、「子供の気持ちや支援に関心があった」47.9%、「専門家の講演に関心があった」36.6%となっている。



(3) 参加した感想

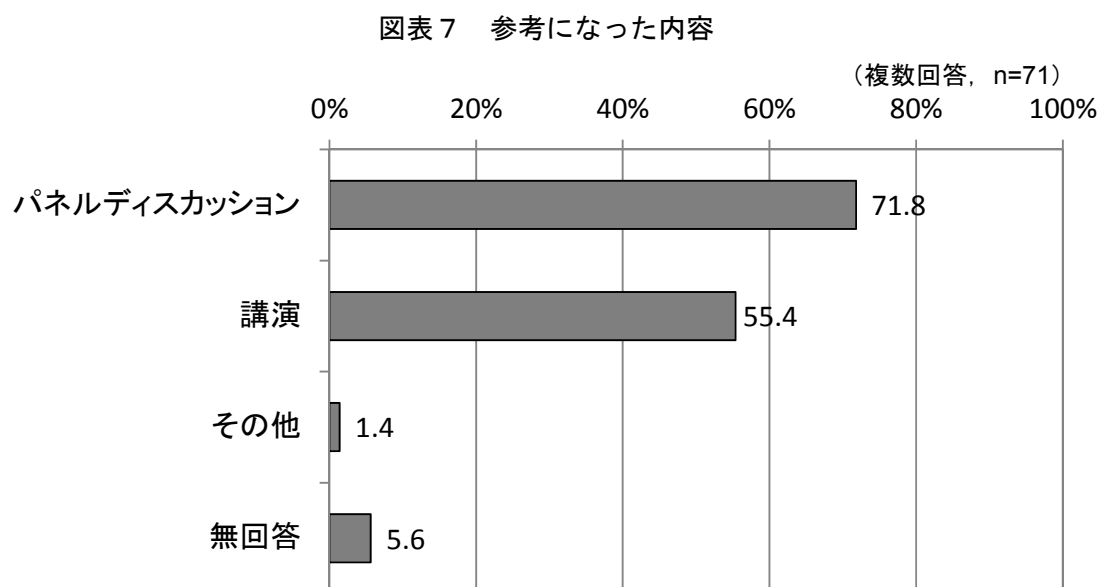
シンポジウムに参加した感想について質問した結果「非常に有意義であった」が67.6%、「有意義であった」が29.6%であった。なお「どちらともいえない」、「あまり有意義ではなかった」、「全く有意義ではなかった」の選択肢も設定していたが、それらの回答はなかった。



※ アンケート調査票には、参加した感想について「どちらともいえない」、「あまり有意義ではなかった」、「全く有意義ではなかった」の選択肢も設定していたが、それらの回答はみられなかった。

(4) 参考になった内容

シンポジウムにおいて参考になった内容について質問した結果、パネルディスカッションが71.8%、講演が55.4%であった。



※ 講演は、「突然の家族の死とそのケア」、「家族を亡くした子供の親として」、「家族を亡くした子供の支援」を含む

(5) 自由記述の回答

シンポジウムの自由記述に記載されていた主な内容について、掲載する。

① シンポジウムが「非常に有意義」または「有意義」であった理由

- ・初心運転者教育に取り入れ、参考にします。(自動車教習所・50代男性)
- ・現在グリーフケアの勉強をしていますが、机上の理論だけでない、生の声を聞くことが出来て大変勉強になりました。(学生・40代女性)
- ・交通安全講習などにおける講話の材料にさせていただきます。この事業・シンポジウムが被害者支援のみならず、交通事故抑止そのものに役立てばと思います。(交通安全、交通事故相談担当の公務員・30代男性)
- ・専門的なことを知ることができたのはもちろん、1人1人体験された、様々な感情のあり方を聞くことができ、とても貴重な時間でした。(交通事故被害者・30代男性)

- ・当事者の気持ちや葛藤が心に響いた。また、グリーフのプロセスについて感じる事ができた。 (交通事故被害者支援団体・30代男性)
- ・長い月日を苦しんでこられた遺族の方が強く伝えていられることに勇気が湧いて来ます。 (交通事故被害者・30代男性)
- ・交通事故で子供さんを亡くされた遺族の方の生の声に触れ、また子供たちがどのように悩み苦しんでいるかをほんの一部分だとは思いますが、知ることができたことに感謝します。 (交通安全、交通事故相談担当の公務員・40代女性)
- ・グリーフについて客観的に考える事ができました。現在進行形の子供のケアについて改めて考えを直そうと思います。より多くの方にこのシンポジウムを知って頂き、今後も課題について考えつづけ、より発展していく事を願います。 (交通事故被害者・40代女性)

② 特に印象に残ったこと

- ・今まで、残されたきょうだいに対する視点がなかったことをあらためて認識させられたこと。 (犯罪被害者支援団体・50代女性)
- ・グリーフプロセスを知った上で、個人差のある現況をいかにのり切るかが課題だと、痛切に感じました。 (犯罪被害者支援団体・60代以上女性)
- ・「子供だから」という意識を持たず、尊重すべきこと。子供が話をできる場所(機会)が必要なこと。 (犯罪被害者支援団体・60代以上女性)
- ・悲嘆には、それぞれ固有の形があることが改めて認識できた。 (交通関係以外の公務員・30代男性)
- ・遷延性悲嘆障害について印象に残りました。 (犯罪被害者支援団体・60代以上女性)
- ・大人が思うほど子供は幼くはなく、ちゃんと自分の意思で物事を受け止め、前向きに考えている。それを判らない大人の未熟さが、情けないと思った。 (交通安全、交通事故相談担当の公務員・50代男性)
- ・遺族の方の実経験から気づかされることが多く、今後の参考になった。子供への支援に関する具体的実践、心すべきことが参考になった。子供へどう寄り添うかということ

とについて、もっと考えていかなければならないと思った。(犯罪被害者支援団体・60代以上女性)

- ・『家族の死に丁寧に触れるお手伝いをする』という考え方に興味を持ちました。また、死について説明する必要性を聞き、決して「ふた」をするものではないのだな、と感じました。(交通安全、交通事故相談担当の公務員・30代男性)
- ・心の深い真実の声を聞かせて頂きまして、「表面的・短絡的に物事・出来事を見ない・捉えない」ということを、深く感じました。ありがとうございました。(犯罪被害者支援団体・60代以上女性)
- ・子供やきょうだいの気持ちを聴くことができ、我が子との向き合い方を改めて考えさせられた。(交通事故被害者・30代男性)
- ・事故で家族の亡くした方の話はなかなか聞けなかったが、今日参加したことで、抱えている悩みや思いを少しでも知ることができてよかった。(交通事故被害者支援団体・30代男性)
- ・井上郁美さんが、遺族でありながらも失敗をお話し下さったことが本当に心に残り、支援者として心に受け止め、二次被害にならぬようにしようと思いました。グリーンフと言うサポートセンターがあることを知り、大変力になっていることを頼もしく思います。(犯罪被害者支援団体 60代以上女性)
- ・パネルディスカッションにおいて、それぞれのパネラーにお話しが聞けてとても良かったです。皆さんそれぞれ想像以上に自分のこと以外にも周りのことも考えて生きてこられたことに感動しました。(交通事故被害者支援団体・50代男性)
- ・親をなくした親類の子供を思い出して悲しく思う中で、金銭的なもの、年齢に相応したコミュニケーションとアドバイス等、子供が一生懸命生きていることに他人の支援が必要であることをつくづく思う。(自動車教習所・60代以上男性)
- ・事故遺族・遺児の年齢や時間の経過など、その時々状況によって、感情の動きや必要な支援に違いが大きいということが分かりました。行政の立場から、支援や対応等の普及・啓発に努めていきたいと思えます。(交通安全、交通事故相談担当の公務員・20代男性)

③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に必要なこと

- ・奨学金等の経済支援、同じような境遇の者同士の交流の場を作ること。教師への周知。
(交通事故以外の遺族・30代男性)
- ・社会全体でいろいろな機会、場を通じてこのテーマを採り上げてゆき、一般市民の関心をさらに高めてゆく必要があると思います。(交通事故被害者支援団体・60代以上男性)
- ・遺族などの被害にあった側の方の心の声などのパンフレットなどを、もっとたくさんの方に知ってもらうように働きかけること。世間に心のケアなど、もっと今日のことを知ってもらうこと。(交通事故被害者・30代女性)
- ・いろいろな方が言われていたように、「サポートされる側」の立場としての「子供」でいることではなく、「その子」が生きていけるつながり・場という意味で、「子供同士がつながる」こと、「子供に情報・サポート・その場が届くこと」が大切かと思いました。(交通事故以外の遺族・30代女性)
- ・パネラーの平尾さんの話にもあったが、「グリーフのプロセスを初めから知っていれば、余計に苦しまなくても済むのでは」という言葉を、形にして伝えるシステムを作る。改めて、繋げる、出会う場の提供を行なっていく。(交通事故被害者支援団体・30代男性)
- ・まず、無償の経済支援。事故直後からの家族支援の場の設定。警察とのつながり。支援しなければならない家族が、こういう支援の場があることを知らない。私の関係している支援団体にも、何年も前に亡くなられた家族がようやく支援団体を知って連絡されることが増えています。このような家族が少しでも少なくなり、早く支援できることが必要。(交通安全、交通事故相談担当の公務員・40代女性)
- ・利害関係のない者が、いかに被害に遭われた方の気持ちを理解して支えていくか、考えさせられましたが、まずは思いを聴かせていただくことからでもサポートになるのだと思えました。(交通事故被害者支援団体・50代男性)
- ・精神的な支援は大変必要だと感じますが、経済的支援はより大切なものと思います。貧困、生活困窮者、今日の数々の事件を想像出来ます。奨学金、育英資金の前にある生活困窮者に国・地方自治体の出番がある。福祉制度としてみるのが大切。(犯罪被害者支援団体・60代以上男性)

- ・パネルディスカッションでも言われていましたが、経済的支援、しかも、森さんが言われていたように、受ける側が施しと思わず受け取れるような支援が必要だと感じました。子供達が自分の生活範囲内で助けを求められる環境、例えばネットであったり、学校であったり、身近なところで情報を入手出来ることが必要だと思いました。(学生・40代女性)
- ・お話しにもありましたが、「グリーフ」の社会の理解。学校教育で行ない、全ての人が「グリーフ」について正しい理解を持つことが大切。もし、大切な人を亡くしても、身近な人が大切な人を亡くしても、人にやさしいグリーフケアができるのではないのでしょうか。(交通事故以外の公務員・30代男性)
- ・子供の気持ちを聴くことが、根本だと思います。自立、自律した日本、世界のために役立つ大人に育つように支援できればいいのに、と感じました。(犯罪被害者支援団体・60代以上女性)

④ その他要望・意見

- ・家族を亡くされた方々の生の気持ち、思いを伺うことができ、大変、ありがたかったです。何か周りで出来ることがもっとないか考える機会になりました。ありがとうございました。(交通事故被害者支援団体・50代男性)
- ・今日のようなシンポジウムを関東だけでなく、今後も関西圏や全国で行なっていただきたい。(交通関係以外の公務員・30代男性)
- ・こういった集会をもっと多く開催され新聞にも大きくのせて欲しい。質疑応答があればよかった。(その他・50代男性)
- ・この様なシンポジウムを色々な企業で実施するとよいと思う。(自動車教習所・50代男性)
- ・こういったシンポジウムがあまり知られていないのではないかと思う。不幸にして交通事故に遭った方々の支援もさることながら、事故の予防、また法的整備を図ることにつながっていくよう、更なる工夫・活動の必要性を感じた。(交通事故被害者・60代以上男性)

- ・森さんの「社会に借りを作っている人だという気がしていた」という旨のお話には、はっとさせられた。確かにその通りだ。支援の難しさ、デリケート・センシティブさを改めて知った。(交通関係以外の公務員・30代男性)
- ・今日はお話し聞けて大変勉強に成りました。今日のテーマは子供さん中心のことでしたが、色々なテーマを設定し、また年に一回でなく何度か開催してほしいです。(交通事故被害者・60代以上女性)
- ・シンポジウムは勉強になるが、事故に遭った当事者の共有の場となっているので、まだ事故に遭っていない人、これから事故に遭うかもしれない人々にも提案性のあるシンポジウムになるといいのではないかと思った。(交通事故被害者・30代女性)
- ・「〇〇を作るためのシンポジウム」、「何かを決める会」、「〇〇を作ったよ」というようなネットワークや取組のシンポジウムであってもいい。難しいかもしれないが、次のステップを待つ会で終わるのはもったいない。(犯罪被害者支援団体・30代女性)
- ・私は現在、県の交通安全対策室で仕事をしていますが、小学校の教員です。井上さんが、学校の教職員に伝えたいと言われる思いが、痛いほど伝わってきました。ぜひ、教職員が学ぶ機会があれば、と強く思いました。(交通安全、交通事故相談担当の公務員・40代女性)
- ・パネルディスカッションで森さんが、「今回発表することで30年間閉じ込めていた苦しさつらさを整理でき、やっと避けていたことを超えることができた」と話されたこと。つらいこと苦しいことを生きるために湧き出してくるのを抑えてきた。向き合っていなかったことにやっと向き合えた。この過程を越えなければ、心から笑えることはできない。人によってとても時間がかかる。一生かかってもできないかもしれない。わりと短い時間でできる人も中にはいるが、とても長い道程です。(犯罪被害者支援団体・60代以上女性)

2. シンポジウムアンケート調査票

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム アンケート

本日は、「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。今後の参考にさせていただきますので、以下のアンケートへのご協力をお願いします。下記設問の該当する番号に○印を付し、記述欄にご記入ください。

■あなた自身についてお伺いします。

- Q 1. 性別 ① 男性 ② 女性
Q 2. 年齢 ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代以上

Q 3. お立場 (該当するもの1つ)

- ① 交通事故被害者 (当事者、遺族、家族等)
- ② 交通事故に関する支援団体関係者
- ③ 犯罪被害者支援団体関係者
- ④ 交通安全対策担当者・交通事故相談窓口担当者 (地方公務員・国家公務員)
- ⑤ ④以外の地方公務員・国家公務員
- ⑥ 遺族 (犯罪被害、自殺、病気など、交通事故以外)
- ⑦ 医療関係者・福祉関係者・臨床心理士
- ⑧ 司法関係者 (弁護士、検察庁関係者、裁判所関係者等)
- ⑨ 学生
- ⑩ 自動車教習所関係
- ⑪ その他 ()

Q4. シンポジウムに参加したきっかけは何ですか? (複数回答可)

- ① 専門家の講演に関心があった
- ② 交通事故で家族を亡くしたご遺族の方の講演に関心があった
- ③ 交通事故被害者支援に関心があった
- ④ 子供の気持ちや支援に関心があった
- ⑤ 自身の仕事・活動・生活の参考にしたかった
- ⑥ その他

()

■ご感想についてお伺いします。

Q 1. シンポジウムに参加していかがでしたか? (1つだけ○を付け、理由があればご記入ください)

- ① 非常に有意義であった ② 有意義であった ③ どちらともいえない
- ④ 有意義ではなかった

<理由>

()

裏面もご記入ください

Q 2. 本日参考になった内容は、どれですか？ (複数回答可)

- ① 講演「突然の家族の死とそのケア」(岩切昌宏氏)
- ② 講演「家族を亡くした子供の親として」(井上郁美氏)
- ③ 講演「家族を亡くした子供の支援」(西田正弘氏)
- ④ パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」
- ⑤ その他
(
)

Q 3. 講演やシンポジウムを聴いて、特に印象に残ったことはどのようなことですか？

[]

Q 4. 今後、交通事故で家族を亡くした子供を支援していくためには、どのようなことが必要と思われますか？

[]

■その他

その他、ご意見・ご要望・お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

[]

ご協力ありがとうございました。

Ⅱ. 自助グループ運営・連絡会議アンケート

1. 自助グループ運営・連絡会議 アンケート結果

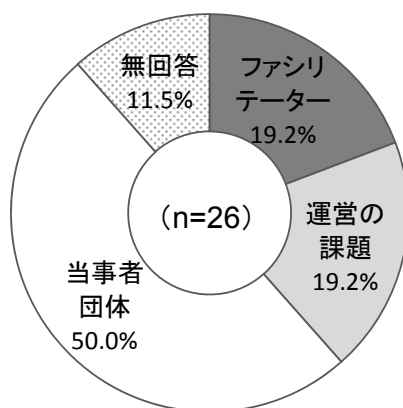
自助グループ運営・連絡会議参加者 30 名のうち、26 名のアンケートを回収した。

アンケート調査結果は、以下のとおりである。

(1) 参加者の属性

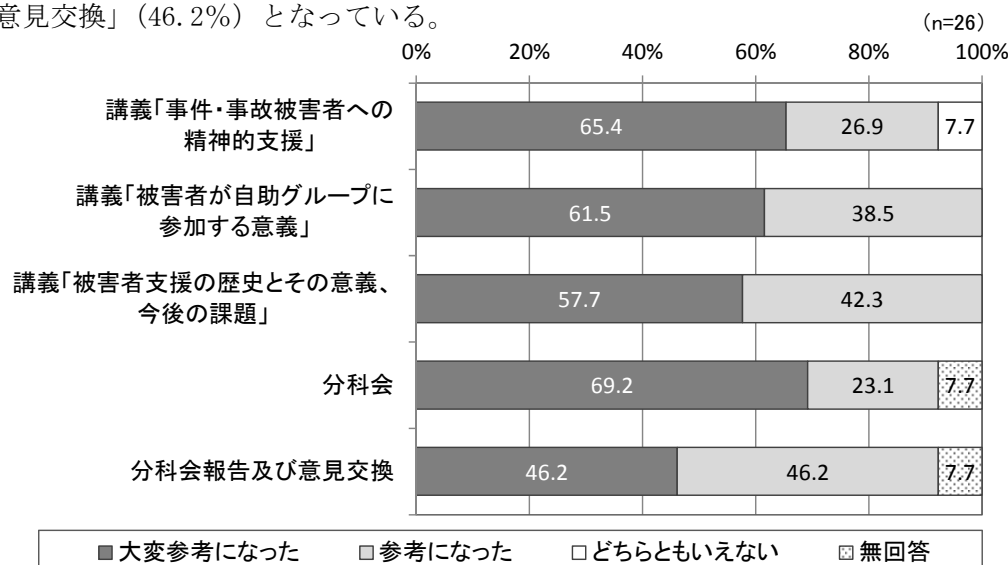
① 参加した分科会別回答者の割合

参加した分科会別に回答者を見てみると、「分科会 A：ファシリテーターについて」が 19.2%、「分科会 B：自助グループ運営の課題」が 19.2%、「分科会 C：自助グループの定義と意義（当事者団体）」が 50.0%、「無回答」が 11.5%となっている。



(2) 会議全体の評価

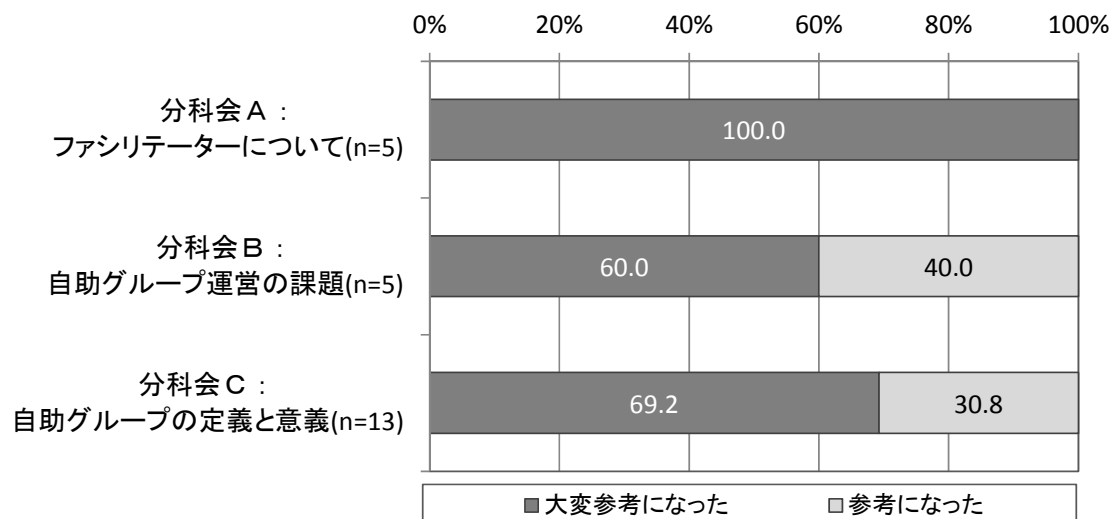
それぞれの会議の評価については、「大変参考になった」という回答が、「事件・事故被害者への精神的支援」(65.4%)、「被害者が自助グループに参加する意義」(61.5%)、「被害者支援の歴史とその意義、今後の課題」(57.7%)、「分科会」(69.2%)、「分科会報告及び意見交換」(46.2%)となっている。



※ アンケート調査票には、「あまり参考にならなかった」、「全く参考にならなかった」の選択肢も設定していたが、それらの回答はみられなかった。

(3) 分科会の評価

参加した分科会の評価について質問したところ、「分科会A（ファシリテーターについて）」は「大変参考になった」とする回答が100%、「分科会B（自助グループ運営の課題）」は、「大変参考になった」（60.0%）、「参考になった」（40%）となっており、「分科会C（自助グループの定義と意義）」については、「大変参考になった」（69.2%）、「参考になった」（30.8%）となっている。



※ アンケート調査票には、「どちらともいえない」、「あまり参考にならなかった」、「全く参考にならなかった」の選択肢も設定していたが、それらの回答はみられなかった。

(4) 自由記述の回答

自助グループ運営・連絡会議のアンケートにおける、自由記述に記載されていた主な内容について、掲載する。

① 講義「事件・事故被害者への精神的支援」

- ・ 医師としての見方がわかりやすかった。
- ・ 気持ちを理解してもらえるととても良い会議であった。
- ・ 精神科医の考え方や支援が学べた。
- ・ 精神科の先生のお話は大変参考になりました。支援センター、精神保健福祉センター 弁護士、様々な関係機関に対応していただける体制を取っていただきたい。
- ・ わかりやすい講義であり、被害者への精神的支援についての全般が良く理解できた。被害者を取り巻く苦悩、また回復の道について深く考えることができた。
- ・ 自分でも焦点の絞り切れなかったものが、辻本先生の最後の一言で見えたように思い

ます。今の自分が行なっていることで良いと感じた反面、フラッシュバックも思い起こしてしまい、まだ傷は癒えていないと感じています。

- ・医師と思わせない話し方に自然と耳を傾けることができました。支援者・被害者だけでなく、広く一般の方にも聞いていただきたい内容でありました。
- ・辻本先生のお人柄による、引き込まれるお話でした。被害者支援の心得についての復習となりました。

② 講義「被害者が自助グループに参加する意義」

- ・3人のご遺族の各々の立場からのお話がとても参考になりました。
- ・改めて被害者支援センターの現状と活動の意義が理解できた。
- ・支援センターの在り方をもっと良いものにしていきたいと思います。
- ・被害者として全く同感で、自分にはない動きに対して感心します。
- ・被害者にとって、自助グループがどんな役割を果たすか、果たすべきか理解できた。また自助グループ内の原則は運営していくうえで重要であり再確認した。
- ・自助グループに参加してくださる方々が、「この会に参加してよかった」、「次回も参加してみよう」、「この人がいるから参加してみよう」と思ってもらえるような会にしていこうと思います。
- ・参加者が減っていくのは支援がちゃんとなされていないから、というお言葉は厳しいですが、その通りなのだと思います。今後隔々まで心配りをし、改めてきちんと支援をしていくように気を引き締めて当たりたいたいと思った次第です。
- ・支援センターの在り方をもっと良いものにしていきたいと思います。中でも、自助グループの存在を明確にする必要があると思いました。自助グループへの参加者が少ないのは、支援センターの力不足という言葉が突き刺さりました。
- ・それぞれの被害者の自助グループに対する本音が聞けて良かった。事件後の思いや回復への道、自助グループへの思いなど詳しく聞くことができ、自分なりにいろいろと考えることができた。

③ 講義「被害者支援の歴史とその意義、今後の課題」

- ・改めて聞く被害者支援の歴史。深いなと感じました。
- ・現在に至るまでの被害者支援の歴史がわかり、支援の大切さを実感できた。

- ・大久保さんがどれだけ大変な思いをされてここまでの体制を作ってきたかということが良く分かりました。これからも継続していかないといけません。
- ・大久保さんの犯罪被害者支援の歴史は映像とともにわかりやすく、一段と理解することができる礎になりました。
- ・これまでの歴史を知り、新たな気づきをおぼえました。また今後の活動の役に立つと思えました。
- ・支援を必要とする人に、支援センターがどのように手を差し伸べたら手を出していただけるか、考えていくことが必要だと思いました。
- ・被害者支援がまだまだ理解されていない時代から、今日に至るまでの移り変わりを詳しく聞くことができ、支援に携わる者としていろいろなことを深く考えさせられた。また、犯罪被害者等基本法についての話を聞き、あらためて基本法を読み直す機会を得た。被害者関連の法律については、これからも注視していきたい。

④ 分科会

- ・具体的なコメントを講師の方からいただいたのが良かった。細かいことまでアドバイスをいただけ、また具体的だったのでとてもわかりやすかった。
- ・このような機会がなく、とても勉強になった。実際に難しい場面への対応をロールプレイで学べたのでわかりやすかった。他のセンターの話聞くことができ、参考になった。
- ・ファシリテーターは会をコントロールするのではなく、わき役として参加する。「まとめない」、「引っ張らない」、「判断しない」ことに気を付けてファシリテーターの役割を果たせるよう努力していこうと思います。参加者への目配り、心配り、ファシリテーター自身の内を見つめる、大変な役割と思いました。
- ・自分の意見も言えたり、当センターの課題も解消されました。
- ・遺族が主役ということの確認。
- ・グループの規模はそれぞれ違っても、抱えている問題は似ていると感じた。ヒントもあったのですが、エネルギーをいただいた分科会でした。辻本先生もお話されていましたが、誠実さに着目して支援の方を探していきたいです。
- ・他の県の様子がよくわかり、今後の自助グループの運営に役立てたいと思います。持ち帰り、他の支援員と共有します。
- ・自分たちの向かうべき方向がわからなかったが、少しずつではあるが見えてきたよう

に思う。取組としてはいろんなタイプはあるが、「生きる」、「命」などを大切にすることを伝えるようになればと思った。各グループの取組で自分の知らない組織があり、協力してもらえるところの多さに驚いている。

⑤ 分科会報告及び意見交換

- ・自分が参加していない分科会の内容について知ることができた。当事者の方の自助グループの気持ちを聞いて良かった。
- ・自助グループに対するセンターの役割の一つとして、マンネリ化しないよう常に自助グループの在り方を見つめなおしていく。自助グループに参加させていただけるような心づかい。案内状にその人だけに伝えるメッセージを入れる（良いアドバイスをいただきました）。センターの行事や研修会に自助グループのメンバーの方の参加の呼びかけを積極的に参加してくださるようにしていこうと思います。
- ・お互いの分科会で話し合ったことを伝え合えてよかった。人数が少ない、固定化している等の現状があるけれど、工夫を出し合うことで解決していけそうです。
- ・分科会 A のファシリテーターのロールプレイは、経験になって良かったです。当事者団体の自助グループの存在をもっと知らなければ、掘り起こさなければいけないと思います。
- ・各々の発言時間が短かった。話したいことがいっぱいある。
- ・立場が違うこと、互いの問題が違うことに驚いてしまう。やはりお互いのことを考えることが大切だと思います。
- ・寄り添い続ける大切さが理解できた。
- ・分科会それぞれで話をできたと思います。後はその話を持ち帰り、いかに行動に移せるかです。

2. 自助グループ運営・連絡会議 アンケート調査票

「平成 26 年度 自助グループ運営・連絡会議」アンケート

今後の事業の参考にいたしますので、本会議に関するアンケートにご協力ください。なお、お帰りの際にご提出くださいますよう、お願いいたします。

問1. 今回の会議の評価について、それぞれ1つ選んで数字に○を付けてください。また、そうお感じになった理由がもしあれば、ご記入ください。

【1日目】

(1) 講義「事件・事故被害者への精神的支援」

- ① 大変参考になった ② 参考になった ③ どちらともいえない
④ あまり参考にならなかった ⑤ 全く参考にならなかった

⇒上記の理由

(2) 講義「被害者が自助グループに参加する意義」

- ① 大変参考になった ② 参考になった ③ どちらともいえない
④ あまり参考にならなかった ⑤ 全く参考にならなかった

⇒上記の理由

【2日目】

(3) 講義「被害者支援の歴史とその意義、今後の課題」

- ① 大変参考になった ② 参考になった ③ どちらともいえない
④ あまり参考にならなかった ⑤ 全く参考にならなかった

⇒上記の理由

(4) 分科会

参加した分科会名（あてはまるもの1つに○をつけてください）

①分科会 A（ファシリテーター） ②分科会 B（運営の課題） ③分科会 C（当事者団体）

評価

① 大変参考になった ② 参考になった ③ どちらともいえない
④ あまり参考にならなかった ⑤ 全く参考にならなかった

⇒上記の理由

(5) 分科会報告及び意見交換

① 大変参考になった ② 参考になった ③ どちらともいえない
④ あまり参考にならなかった ⑤ 全く参考にならなかった

⇒上記の理由

問2. その他、今回の会議に参加したご感想等がありましたら、ご自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました

